



# 日野市環境基本計画

日野市



## はじめに

新しい市民参画により「日野市環境基本計画」ができあがりました。

公募に応じた大勢の市民が、市内を巡り、ほかの市の環境行政を見に行き、資料を集め、議論し、写真を撮り、文を練り、共同作業でつくりあげたものです。市にとっても、市民とともに白紙の段階から一緒に考え、つくるというかつてない経験でした。これからの地方自治のありようを示す一つの例となるものと思います。

私たちの日野市は、多摩丘陵、日野台地、沖積低地や河川・湧水とたいへん変化に富んだ地形・地質と緑ゆたかな自然環境に恵まれています。これまでに実施されたいろいろなアンケート調査で日野市に住み続ける理由に、良好な環境に恵まれている点が挙げられていますが、多くの市民の日野の自然に対する評価のあらわれといえるでしょう。この恵まれた自然を次世代へ引き継ぐことは今に生きる私たち日野市民の責務という認識で市も市民も一致し、この計画の基底を流れる考えとなっています。

しかし、環境問題は日野市の地域の問題ばかりではありません。今日の大量生産・大量消費という私たちの生活スタイルは、地球温暖化などの地球規模の環境問題につながっています。本計画では、地球規模の環境問題を解決するために日野市は何をすれば良いのか、市民はどのような暮らしをしたら良いのかなども検討しています。市・市民・民間団体・事業者が一体となって、今日の難しい環境問題に対して「私たちにできること」を考え、行動していただくことをお願いいたします。

又、この計画の策定に際して、長期にわたりご尽力いただきました日野市環境審議会や日野市環境基本計画検討委員会の委員、市民ワーキングチームのメンバーの方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民・民間団体、事業者の皆様にご心からお礼を申し上げます。



平成 11年

日野市長 **馬場 弘融**

# 目次

1	計画策定の背景	1
	(1) 環境問題の背景	
	(2) 日野市の環境行政の歴史	
	(3) 日野市の市民活動	
	(4) 「日野市環境基本計画」への市民参画	
2	計画の基本的考え方	5
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画の役割	
	(4) 環境の範囲	
	(5) 計画の対象地域	
	(6) 計画の期間	
	(7) 計画の主体	
3	施策の基本的方向	8
	くらし	10
	道路環境	
	幹線道路	
	生活道路	
	散策路(農道、水路のわき道、公園等に通じる道路又は遊歩道)	
	商店街	
	駅前周辺、大型店、地域の店(駄菓子店、雑貨店)	
	歴史・文化	
	文化、歴史と開発	
	緑環境	
	都市の緑環境(道路、公園、建物、住宅)	
	住環境	
	ゴミ(物質循環)	
	上下水道の整備(水循環)	
	省エネルギー・自然エネルギー	
	開発・建築物の規制、景観への配慮	
	近隣公害、健康被害	
大	気	34
	汚染などの心配のないまちづくり	
	自動車排出ガス、工場・事業所からの排出ガス	
	有害化学物質汚染	
	騒音・振動・悪臭問題及び監視体制	
	循環型のまちづくり	
	地球温暖化	

オゾン層破壊	
酸性雨	
水 .....	49
河川・用水、台地・丘陵地の水循環の保全と回復	
地下水・湧水の水量確保	
表流水の水量確保	
施設・水利権の維持	
河川・用水の水辺環境・生態系の保全と回復	
用水の保全と回復	
湧水の保全と回復	
河川の保全と回復	
多様な水辺づくり	
河川・用水・地下水・湧水の水質の保全と回復	
河川・用水の水質保全と回復	
下水道未整備地域の水質改善	
下水道整備地域の下水道普及の促進	
地下水汚染の対策	
環境ホルモン汚染への対応	
水の利用	
水の利用	
緑 .....	71
自然に近い緑	
丘陵地及び崖線、平地林	
農地・用水・河川	
農地	
用水	
河川	
住宅地・施設の緑	
戸建住宅の緑	
集合住宅・住宅団地の緑	
工場構内・各種建築物の緑	
- 公園・まちの緑 -	
公園	
道・まちの緑	
リサイクル .....	89
ゴミゼロのまちづくり	
生産・流通システム( 1A～3A )	
消費・分別システム( 4A )	
ゴミ処理システム( 5A・6A )	
資源再生リサイクルシステム( 2B～5B )	
全体的事項：環境学習 .....	102

## 4 推進体制



# 1 計画策定の背景

## (1) 環境問題の背景

丘陵地の緑、湧水や河川、用水、水田など、私たちは恵まれた自然環境を祖先から受け継いできました。その恵みの中でゆたかで便利な生活を享受している一方、今日の利便性を求めた生活スタイルは大量生産・大量消費をもたらし、環境に大きな影響を及ぼしています。そして、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の消失等の地球規模の環境問題へと発展しています。

地球環境が危機に直面している中で、自然との共生を図りながら生活を持続させ、残された良好な環境を次世代に引き継ぐために行動を起こし、さまざまな取組を始めなければなりません。

世界的には、地球規模の環境問題の解決を目指し、平成4年(1992年)に国連環境開発会議(地球サミット)が開催されました。このとき「社会経済活動による環境負荷を可能な限り低減し、持続的に発展する社会が構築されること」というこれまでにない理念と目標に向けた原則が掲げられました。その後、環境問題解決のためのより具体的な行動に向けて動き出す中、特に緊急の課題としてとらえられたのは地球温暖化の問題です。平成9年(1997年)12月には「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」が京都で開催され、先進工業国から排出される温室効果ガスの量について法的拘束力のある削減目標が決定されました。

我が国でも平成5年(1993年)に環境基本法が定められ、産業型公害から都市生活型公害への変化に伴って、従来の公害規制型の行政から環境保全型への転換が図られました。この環境基本法では、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」を環境政策の長期的な目標としています。また、地方公共団体の役割として、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務があると定めています。平成6年(1994年)に策定された環境基本計画は同法に基づき環境問題に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。さらに、平成9年(1997年)にスタートしたPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)のパイロット事業等、地球サミットを受ける形でさまざまな試みが始められています。

東京都でも、平成6年(1994年)に環境基本条例を定め、これに基づいて平成9年(1997年)に環境基本計画が策定されました。また平成10年(1998年)には、都民・事業者・都の各主体がパートナーシップのもとに「循環型社会」を構築し、地球環境を保全していくための行動計画として、「地球環境保全東京アクションプラン」が策定されています。

日野市においては、市民の直接請求により平成7年(1995年)に日野市環境基本条例が制定されました。この条例は、平成6年(1994年)12月に市民1万5千余名の署名をもって制定を求める直接請求が出されたことを受け、平成7年(1995年)1月に招集された臨時議会に提案されたもので、9ヵ月にわたる審議・検討を重ねた結果、現行法、条例との整合を図るよう修正が加えられた上、平成7年第3回定例会において可決されました。この条例では、現在と将来の快適な環境を確保するために、市、事業者、市民の責務を明確にするとともに、環境の保全等を計画的、総合的に推進する日野市環境基本計画を市民参加により策定することが定められています。

## (2) 日野市の環境行政の歴史

かつて日野市は典型的近郊農村の姿を残していました。市の南側に連続する多摩丘陵は雑木林が覆い、北側を流れる多摩川沿いや浅川の両岸は水田があり、縦横に水路が走り、三多摩地方でも独特な景観が広がっていました。

そして大規模な工場の立地や、東京近郊のベッドタウンとしての人口の急増により、農業風景を残す工業都市から住宅都市としての現在の日野市の性格が、昭和30年代から40年代までにほぼ形成されました。

この年代は、工場から排出される汚染物質がもたらす公害が全国的に課題になった時期でもあります。日野市においても、近隣の昭島市、立川市、国立市等と同じく、カドミウム汚染米が検出されました。転作等が行われ、汚染米はなくなりましたが、原因はわかりませんでした。

当時、公害行政は産業公害を主な対象としていましたが、大都市及びその近郊では、人口集中による都市型・生活型公害がすでに課題となっていました。当市においては、農業用水路が生活排水の排水路と化すなど、市民生活が環境に与える影響を目の当たりにする状況が見られるようになったのもこの頃からです。日野市では東京都の公害防止条例を運用する形でこれらの公害対策を進めてきました。

また、丘陵地の宅地開発において土砂崩壊の危険性が見られたり、農地の宅地化に道路整備が伴わなかったりということから、住環境の水準を保つために、土地区画整理事業を進めてきました。

開発等により、自然環境が少なくなっていく中で、「緑地信託制度」や「公共水域の流水の浄化に関する条例（「清流条例」）等、緑地及び水環境を中心とした自然環境を保全するための施策を展開しました。

しかし、今日顕在化してきた都市型・生活型公害は、市民の日常生活の中の環境への負荷に原因があり、それが地球環境にまで影響を及ぼしています。また、分析精度の向上等によりダイオキシン類や環境ホルモン等、ごく微量でも影響のある化学物質による汚染が次々に明らかになってきています。一つの環境問題に対していくつかの要因が複合するという、問題の複雑化が進む現在、これまでのような個別的な対応では大きな効果を期待することが難しい状況となってきました。

平成7年(1995年)には、市民生活に密着した地方自治体として、市民の直接請求に基づき、地球規模の環境問題に対して地域から取り組む責務を明らかにし、地域の条件に合った環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「日野市環境基本条例」を制定しました。

今日、私たちは21世紀に向けて、環境との共生、持続的発展が可能な社会の構築、今ある環境の次世代への継承という、難しいテーマに直面しています。今までにない幅広い視点に立ち、また市、市民、事業者及び民間団体が協力して行動を起こす必要があります。

## (3) 日野市の市民活動

日野市はもともと、市民活動が盛んであり、現在50を超える団体が自然あるいは環境に関する活動を行っています。

10年以上用水等の水質調査を続けている消費者団体。地下水把握のため、井戸水調査を全市的に進めている団体。20年以上自然観察会等を続け、市の委託により植生調査を実施したり、市の発行する植物や動物のガイドブックの編集に携わったりしてきた団体もあります。地道ではあれ、継続したデータの蓄積があり、行政と市民団体とのパートナーシップも形成されています。

#### 条例制定・計画策定等に見る日野市の環境行政の歩み

年	条 例 ・ 計 画 等
昭和44年(1969年)	日野市あき地の環境保全に関する条例
昭和45年(1970年)	日野市立公園条例
昭和47年(1972年)	日野市環境保全に関する条例
昭和48年(1973年)	日野市建築協定に関する条例
昭和50年(1975年)	日野市緑化推進に関する条例 日野市公共水域の流水の浄化に関する条例
昭和52年(1977年)	日野市行政調査研究会報告 生活環境保全都市建設への提言
昭和53年(1978年)	日野市住みよいまちづくり指導要綱
昭和55年(1980年)	浅川利用計画
昭和57年(1982年)	日野市文化財保護条例(全部改正) 第2次日野市基本構想 緑と文化の市民都市
昭和58年(1983年)	日野市環境緑化基金条例
昭和60年(1985年)	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 日野市下水道条例(全部改正)
昭和63年(1988年)	日野市基本計画 日野市河川整備構想 財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例
平成元年(1989年)	日野市緑地信託等に関する条例
平成3年(1991年)	日野市土地利用基本計画
平成4年(1992年)	日野市水辺環境整備計画 日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(全部改正)
平成6年(1994年)	日野市環境基本条例直接請求 農のあるまちづくり計画
平成7年(1995年)	日野市環境基本条例
平成8年(1996年)	日野市第3次基本構想、基本計画
平成9年(1997年)	日野市農業振興計画
平成10年(1998年)	日野市農業基本条例

また、平成7年(1995年)に、「市民版・日野・まちづくりマスタープラン」が多くのグループ・個人が集まり作成されるなど、市民(団体)同士の協働作業の経験もあります。

同年制定された「日野市環境基本条例」は、直接請求に基づくものですが、1万5千を超える有効署名数は、市民の環境への関心の高さを示すものです。市民提案による環境基本条例の制定は、全国的にも例のないことと注目されました。

#### (4) 「日野市環境基本計画」への市民参画

この「日野市環境基本計画」を策定するに当たり、その基礎となる骨子を、公募の市民109人からなる市民ワーキングチームが中心となって作成しました。「行政計画の骨格」となるものを市民参画によりつくるということは今まであまり例のないことです。しかし、こと今日の環境問題が、市民が被害者でありながら原因者でもあるという状況に至っては、市民も市と協働して計画づくりに参画し、行動していく必要があります。“私たちがしなければならぬことを私たち自身で決め、そのために必要な仕組みづくりをみんなで決める”ことを掲げ、市民ワーキングチームは発足しました。

平成9年(1997年)10月にスタートした市民ワーキングチームによる検討は、広く環境を代表できる要素として「大気」「水」「緑」「リサイクル」、日常生活の視点から環境を総合的かつ横断的にとらえる「暮らし」の5分科会に分かれて行いました。各分科会ごとに、運営委員として3・4人の「ナビゲーター」が選ばれ、司会進行、資料整理、意見集約等の基本的運営はナビゲーターを中心とした市民が行いました。これに加え、市環境関連課の職員で構成される庁内ワーキングチームも、有志職員を公募し充実を図り、市民ワーキングチームの各分科会に参加するなどサポートしています。

分科会は延べ118回にわたって開催されました。検討は、まず日常感じている環境の現状や課題を挙げていき、私たちが望む将来の姿、そのために必要な施策、「私たちや市、事業者ができることは何か」を話し合い、まとめるという方法で行いました。また、分科会によっては市の現状をよく知るために観察会等を行い、現地を対象を目の前にしながらか議論したり、市内の大気汚染の状況を8カ所で測定して(フィルターバッチ方式<sup>1</sup>)、検討の材料としました。

また、分科会ごとに検討されている事項の相互調整や全体の方向性の確認等については、各分科会のナビゲーターにより構成される「ナビゲーター会」を16回開催し、検討しました。そして、各分科会ごとにまとめられた報告を基本計画骨子にまとめる作業チームとして、各分科会から1人が参加する「作業部会」を5回開催し作業に当たりました。

各分科会、ナビゲーター会における検討の経過や結果についてはメンバー全体が会する「全体会」に定期的にかかけられ、メンバー相互の意見交換を図ってきました。

平成10年(1998年)8月にまとめられた市民ワーキングチームによる骨子は、最終的な計画にまとまるまでのさまざまな段階で、その基本的な考え方を活かしながらか、行政担当者や学識経験者等の経験とアイデアがさらに結集されました。さまざまな人々、主体が役割分担をすることによりできた計画です。

計画ができれば、次はそれに沿って行動しなければなりません。さまざまな人々が、それぞれの立場を尊重し協力しながら、責任を果たし、日野市の望ましい環境像を実現するために、共に進んでいきましょう。

<sup>1</sup> フィルターバッチ方式  
二酸化窒素等の簡易測定方式で一定時間大気中にさらし、ろ紙に吸収させ、吸収したものを分析する方式です。ろ紙の入れ物がバッチ状で簡単に装着できるので広く利用されている。

## 2 計画の基本的考え方

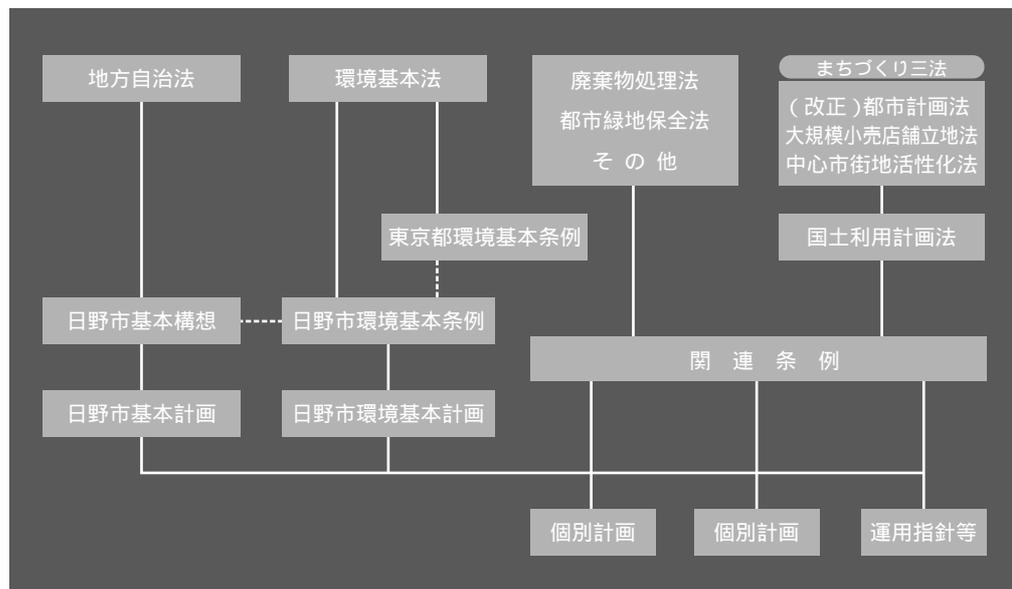
### (1) 計画の目的

「日野市環境基本計画」は、現在及び将来にわたって、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で、必要とする良好な環境を確保するための方向性を示すものです。あらゆる立場の人々が環境問題に対する行動を起こす社会をつくることを目的とします。

### (2) 計画の位置づけ

「日野市環境基本計画」は、「環境基本法」に定める地方公共団体の責務(第7条)及び地方公共団体の施策(第36条)の規定に沿うものであり、「日野市環境基本条例(第9条)を根拠とする計画です。

日野市の施策体系においては「日野市基本計画(基本構想を具体化した、日野市の10年間の骨格的・長期計画:現在見直し作業を進め、2010年プラン策定の予定)と同列に位置するような重要な計画です。



「日野市環境基本計画」の位置づけ

### (3) 計画の役割

「日野市環境基本計画」は、環境行政に関する総合的な計画で、「日野市環境基本条例」の理念を施策として展開するための具体的方向性を定めるものです。環境行政の基本理念、望ましい環境像と基本目標、施策の基本方向及びその他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な事項を示します。併せて、市の施策の遂行に当たっての環境への配慮事項や個別の計画策定における環境の保全等に関する理念を明らかにするものです。

#### (4) 環境の範囲

一言に環境といってもさまざまな要素からなっています。この計画において、人の生存に関わる公害問題、生物を育む自然環境とその土台の上に構成される生態系、人が自然とのかかわりの中で作りあげてきた歴史的文化的遺産や景観、物質の循環そして地球環境について、維持・改善するための施策や行動を展開します。

従来の環境問題は、産業政策等の社会の仕組みによる影響が大半でしたが、現在の環境問題は、市民生活に大きくかかわっています。地球規模の環境問題も、市民の日常生活の影響が少なくないことが明らかとなってきています。市民一人ひとりの行動が、地球環境という広域の問題につながるとの認識から、生活や社会経済活動等の面でも環境問題を考え、行動することが必要となります。

生存・生活環境	大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音・振動	悪臭 有害化学物質 資源及び廃棄物 エネルギー
自然環境	緑(公園・緑地を含む。) 水(循環、水辺) 緑地保全地域	生態系 景観及び文化的遺産
地球環境	地球温暖化 オゾン層の破壊	酸性雨

#### (5) 計画の対象地域

日野市全域を対象とします。

しかし、河川や丘陵地、大気そしてゴミ問題等は、自然・社会的環境においては、行政区域を単位とするより、より広域的にとらえる必要があります。日野市だけでは完結しないこれらの問題については、日野市の果たすべき役割を明らかにするとともに、関連する近隣市や都、国に対して要望や意見交換を行いながら連携のとれた施策を展開します。

#### (6) 計画の期間

2010年を計画全体の目途にします。なお、長期にわたる個別施策の展開にあたって、計画の進行を計りやすくするために、原則5年ごとの見直しを行います。なお、計画で考慮されていない新たな問題の発生に対しても柔軟に対応します。

#### (7) 計画の主体

今日のさまざまな環境問題は、その要因が従来のような産業系のみならず市民の個々の生活からの負荷へと分散しています。従来の環境行政のように行政主導の規制的対応だけでは解決の難しい状況となってきています。「日野市環境基本計画」に示す理念の実現のためには、すべての市民の参加が必要不可欠です。市民生活の中で、日常の活動においてさまざまな形で環境と接していますが、この「日野市環境基本計画」では、以下の四つの主体にわけて役割分担をします。そしてそれぞれの主体が相互に協力することにより、目標に向けた歩みが可能になります。



市 ..... 望ましい環境を次世代へ継承するために、必要な施策を策定し、実施していく責務を担っています。また、市民・民間団体・事業者の各主体がそれぞれの役割を果たすことができるように、配慮指針の提示、情報の収集とその共有、環境教育、経済的誘導策、その他の環境整備による支援を行っていく必要があります。また、より広域的環境問題に対しては、周辺市や東京都、国さらには世界中で共通の理念のもとに行動する自治体の一員として、連携した行動を心掛けていく必要があります。

また、種々の施策を実行する場面では、事業者としての側面も持っています。市内でのすべての活動に対して環境への負荷を点検し、可能な配慮活動を総合的に進める環境マネジメントシステム(例えばISO14001等)の積極的導入も望まれています。



市民 ..... 生活者としての活動を通し環境保全に寄与します。私たちは、日常生活の一つひとつの行動が地球環境に対して負荷を与えていることを、まず理解する必要があります。大量消費・大量廃棄型の社会から脱却するために、一人ひとりが価値観を変革し、家庭内外での環境への細かな配慮を心掛けていくことが求められています。また、他の主体と協力した取組への積極的な参加が期待されています。



民間団体 ..... 環境問題に対してグループで取り組みます。市民のグループもあれば企業の中のグループもあります。最近の環境NPOの活躍もこれに含まれます。市と協力した施策への参加や運営、率先した行動を通して市民一人ひとりを啓発していく役割、そして市とのパートナーシップが期待されます。



事業者 ..... 企業による事業活動です。学校や病院、市役所等の公共機関や農業者等も含まれます。経営方針・業務内容が環境に対して責任を持った計画でなければなりません。

事業活動により排出される汚染物質や廃棄物の発生抑制及び適正処理、敷地内や建物における環境配慮施設等の積極的導入、節電・節水・紙等のリサイクルを通じた省資源・省エネルギー活動、包装を簡素化したり、再利用・リサイクルしやすい製品や人体・生物に悪影響を及ぼさない製品の供給、流通体系の見直し等の環境への配慮行動が求められています。また、事業者としての市も含め、事業活動に対して環境への負荷を点検し、可能な配慮活動を総合的に進める環境マネジメントシステム(例えばISO14001等)の積極的導入も望まれています。

### 3 施策の基本的方向

日野市は、丘陵地・台地・沖積低地の三つの特色ある地形から成り立ちます。中央部を流れる浅川は、壮大なときをかけ、多摩丘陵と日野台地の間を刻みながら平地をつくり、また北端を流れる多摩川との間にも平地を残しています。高低差の大きなこの地域には中小の河川・湧水が多く、人々はそれぞれの特性を活かしたなりわいを築いてきました。

また古く江戸時代から宿場町として栄えてきた交通の要衝でしたが、今日では、通過交通の排出ガス等の大気汚染問題を抱えています。市内には大規模な工業も立地し、都心から1時間足らず、ほとんどの市域が駅から徒歩30分圏内という条件は、必然的にベッドタウン化を推し進めることになりました。近年の急激な都市化は、自然との微妙なバランスを危ういものにしています。

人間のいとなみの元で、自然がいかにもろく壊れやすいものであるかを、私たちは多くの事例から思い知らされてきました。日常生活や事業活動によって、生態系の微妙なバランスが破壊され、人間自体の生存が脅かされています。今や環境保全のために、国も自治体も資源循環型経済社会の構築を掲げています。これを単なる言葉だけのものにしないうために、行政・事業者・市民それぞれが、情報開示が保証される中で次世代に引き継ぐべき環境像への具体的な方策を共有し、手をたずさえて行動していくことが環境に責任を持つものといえるのではないのでしょうか。

このまちの優れた自然環境を次の世代の人々に引き継ぐことは、今ここに生きる私たちがしなければならないことです。そしてこれが、とりもなおさず地球にとっても必要なことと信じ、以下のように日野市の望ましい環境像として設定します。

#### 望ましい環境像

#### 私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう

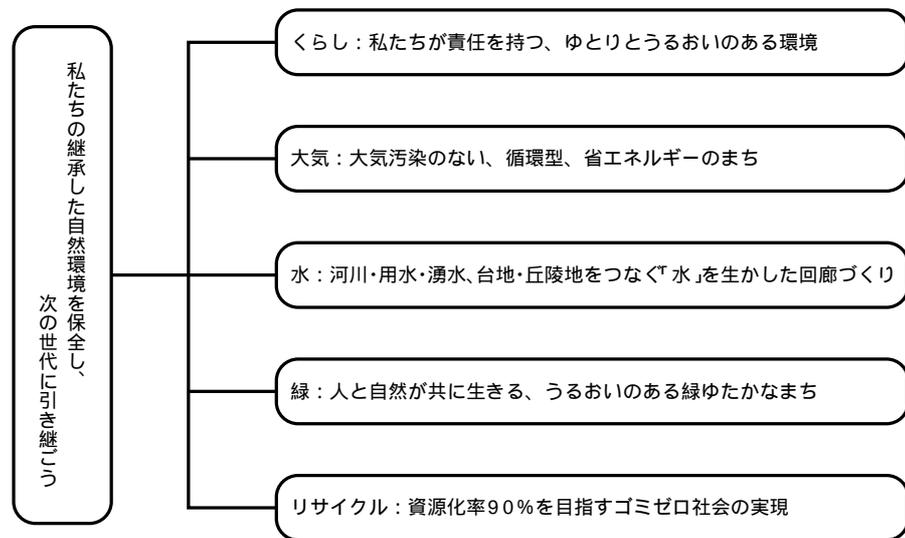
この望ましい環境像を実現するために、私たちが取り組まなければならない環境問題の範囲は非常に広くかつ複雑で、解決にはさまざまな困難を伴います。まるで目印のない大海原に船を漕ぎだそうとしているかのように思えます。この「航海」を始めるに当たり、私たちはいくつかの「航路」を設ける必要があると感じ、「くらし」・「大気」・「水」・「緑」・「リサイクル」の五つを設け、それぞれについて目標を定めました。

「くらし」では私たちの身近な生活環境から見た環境問題を広く取り上げました。私たちが日頃接する環境問題は、大気や水、緑といった個別の要素ごとであることは少なく、むしろ道路環境や商店街、住環境といった具合に、さまざまな要素が組み合わさった環境としてあらわれます。生活の中で身近に感じられるこのような環境の問題からまず始めます。

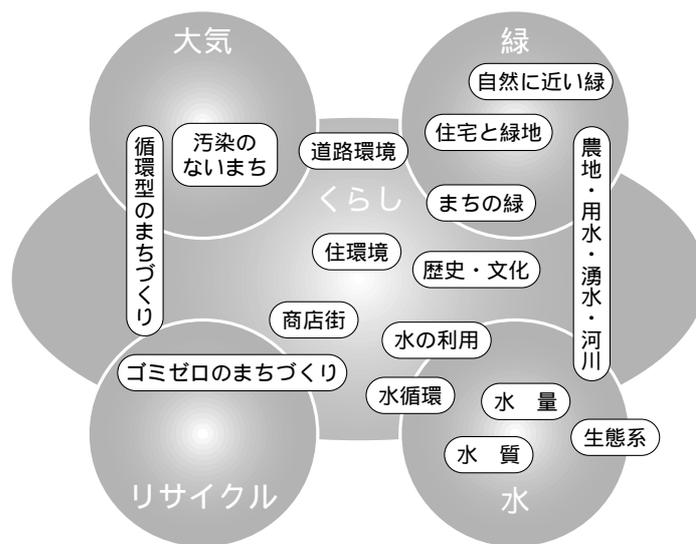
今日の環境問題は、日常生活の中から一步踏み出さなければ見えにくい問題もあります。後の「大気」・「水」・「緑」・「リサイクル」では、そういった日常からやや距離を感じる問題について、要素別に掘り下げています。

つまり「日野市環境基本計画」は日野市から地球環境の保全に向けて行動する市・市民・事業者・民間団体のための「水先案内」をするものなのです。私たち一人ひとりの、日常生活の中での細やかな配慮・行動が、地球環境の保全につながっていくのです。

まず五つの「航路」から始め、新たな「航路」を発見しながら望ましい環境像の実現に向かって共に進みましょう。そして「航海」を始めた人には、次に「航海」を始めようとする人のためのナビゲーター（水先案内人）となってくれることが期待されています。



日野市から地球環境の保全に向けての目標



私たちのまわりの環境とそのつながり

# Living

くらし

自動車公害やゴミ問題等々、最近の環境問題が少なからず私たちの生活に密接した部分から発生しています。生活型公害が顕著となり、それが地球環境に影響を及ぼしていることも明らかになってきています。私たちは、一人ひとりがこの世に生を受けたときから自然の恵みの中にあることを認識し、環境と調和しながら、多様な価値観を大切に、健康で心豊かな生活を目指したくらしを進める必要があります。

生きるために行動することが「くらし」であり、環境を守ることが生きることそのものです。現代社会においては、生きていること自体、いやおうなしに環境へ負荷を与えます。今の生活習慣、生活様式を見直し、くらしそのものが環境を考えたものであるように努めなければなりません。

快適でゆたかなくらしを享受する「権利」は、同時にそのゆたかなくらしを維持するための「義務」も伴います。このようにして私たちは快適でゆたかなくらしを次世代に引き渡す責任があります。

以上のようなことから、次のことを目標に掲げます。

## 目 標

### 私たちが責任を持つ、ゆとりとうるおいのある環境

くらしの中の環境問題として、以下のように、課題と施策、具体的に行動すべき事項を整理しました。

道路環境	緑環境
商店街	住環境
歴史・文化	

地球環境問題は日に日に拡大しつつありますが、その解決のための方策の多くは私たちの手の中にあるともいえます。明るい展望をもって、地球のことを考え、くらしの中から行動を起こしましょう。

## 施策体系

道路環境	幹線道路 生活道路 散策路（農道、水路のわき道、公園等に通じる道路又は遊歩道）
商店街	駅前周辺、大型店、地域の店（駄菓子店、雑貨店）
歴史・文化	文化、歴史と開発
緑環境	都市の緑環境（道路、公園、建物、住宅）
住環境	ゴミ（物質循環） 上下水道の整備（水循環） 省エネルギー・自然エネルギー 開発・建築物の規制、景観への配慮 近隣公害、健康被害



## 道路環境

道路は生活をする上でなくてはならないものです。また住宅が密集した中での貴重な公共空間であり、防災を考える場合大変重要なものがあります。しかし、一方で自動車に起因する大気汚染や騒音・振動等の公害、交通安全、地域分断の問題等、私たちのくらしにとって障害となるさまざまな問題を発生させています。

自動車だけでなく、幼児から老人、障害者までみんなが安全で使いやすい道路とはどんな姿でしょうか？ 道路には物流・交通、地区の生活空間として利用、ライフラインの敷設場所、イベント開催場所（人が集まる）、火災時の防火帯等のさまざまな「役割」があります。役割に応じた道路の使われ方があり、それに応じた望ましい姿を実現していく必要があります。

私たちは、道路環境を幹線道路、生活道路、散策路に区分して考えました。幹線道路は物流機能を有する道路で、車の円滑な走行を優先させると同時に十分な歩道のある道路、生活道路は住宅地や商店街の道路で、通過交通の進入を制限し、人が優先される道路、そして散策路は農道や水路のわき道や丘陵地の山道であり、私たちの身近にあって自動車に邪魔されず憩いの時を過ごせる道です。

また、道路には「顔」があります。美しい街並みをつくるためにも表情ゆたかでなければなりません。そして「地区住民の道路」の感覚でボランティアにより緑化や維持管理が行われ、美しく保たれれば、道路自体が良好な緑環境ともなります。道路を介して住民の共同連帯（コミュニティ）を育てることも可能です。

私たちが望むのは道路上での人の復権です。つまり車によって端へ追いやられることもなく、ストレスを感じることもない、また整備の悪い歩道だけがを負うこともない「みち」です。そして明るく、快適な道路でまちが活性化され、まちの一体感がうまれることです。

# 幹線道路

## 環境特性

- ・ 幹線道路、生活道路の区分がはっきりしていない。
- ・ 幹線道路の渋滞により、生活道路に迂回車両が流入し、市民生活の安全が脅かされているところがある。
- ・ 中央道、甲州街道、川崎街道等、渋滞や公害(大気汚染・騒音・振動等)の問題を抱えている。
- ・ 物流、交通が優先されがちで、地区の生活空間の分断、歩行者の安全、騒音・振動・排出ガス等の公害など課題もある。現在、車の渋滞緩和のための交差点構造改良等の道路整備が進行中である。
- ・ 道路沿いに緑地が少なく、大気汚染が著しい。
- ・ 幹線道路整備改修工事では、仮設道路等により樹木の伐採が行われ、新しい幹線道路づくりでは、緑地や樹林地の保全を図るため、道路を迂回させる等の計画変更はなされていない。
- ・ 道路工事では、自然環境を配慮し計画変更を行ってきたが、事情によっては、変更できないこともあった。

## 施策

### 生活道路に通過車両が入らないための幹線道路システムの整備

- ・ 車の円滑な走行を優先させると同時に、歩きやすく明るい安全な歩道を確保する。
- ・ 渋滞を防ぐための交差点の構造改善、信号機配置の再検討を行う。
- ・ 駐車場を設置し、違法駐車を減らし、自動車の円滑な流れを確保する。

### 地域の環境に配慮した道路づくり

- ・ 人体に対し、より悪影響の少ない道路整備を実施する。自動車等による大気汚染、騒音、振動等の低減を図る(車中心の移動、物流の見直し)。
- ・ 防災、救急時も考慮した、安全で人に優しいスペースのある道路をつくる(コミュニティ道路)。
- ・ 道路自体にも緑があり、雨水浸透にも配慮した道路づくりを進める。
- ・ 緑化、グリーンベルト(遮音帯)、防音壁等の騒音・振動対策を行う。
- ・ 地域ごとに花壇、照明の工夫等をし、美しさを競うようなまちづくりをする。

### 道路整備に当たっての環境への配慮

- ・ 市内の緑や水辺などの良好な環境を残すため、道路計画の変更等の配慮を行う。
- ・ 道路予定地や道路隣接地で、建築等により道路整備に支障が出ないように指導する。
- ・ 水路沿いの道路整備に当たっては、可能な限り水路を暗きょ化せず、景観と防災の観点から整備を進める。
- ・ 道路周辺の緑地を残すよう配慮する。



配慮・行動すべきこと



市民

市民が行動すること

- \* 道路沿いの自宅や所有地に花を植えるなど見た目に美しいまちづくりを心掛ける。
- \* 空き缶やタバコ等のポイ捨てをしない。道路の清掃に参加する。
- \* マイカー利用を自粛し、レクリエーション、観光、行楽の交通渋滞の改善に寄与する。
- \* 道路整備計画等について、行政に情報提供を求め、知る努力をする。
- \* 道路整備等が実施されるときは、市民版環境アセスメントを実施する。
- \* 道路整備計画において、市と地域住民の合意づくりの場に積極的に参加し、意見を交換する。



市

市が行動すること

- \* 道路の整備等を促進する。
- \* 円滑な交通を促進するため、道路整備方法を見直す。
- \* 交通量の抑制のため、物流の改善を働きかける。
- \* レクリエーション、観光、行楽による交通渋滞の改善を図るため、公共交通機関の整備や、交通規制を検討し関係機関に働きかける。
- \* 違法駐車をなくすために駐車場・駐輪場の整備を促進する。
- \* 道路に緑地帯を設置する際には、交通に支障のないように信号や標識の設置位置も配慮する。
- \* 道路幅員等により不可能な場合を除き、街路樹を植えるよう努める。
- \* 街路灯を増やし、夜間の歩行者の安全を図る。
- \* 道路をつくる際には、沿道緑化、防音壁、雨水浸透施設等環境面への配慮を心掛ける。
- \* 必要性を十分検討して道路計画をたて、市民版環境アセスメントを尊重し、地域の特色を活かし、住民合意づくりに配慮する。



事業者

事業者が行動すること

- \* 違法駐車をなくすために駐車場及び駐輪場を整備し、違法駐車による事故や渋滞を防止し、通過車両の迷惑にならないようにする。
- \* 道路沿いの商店・企業は緑化に努める。
- \* 交通量削減に向けて、物流方式の改善を検討する。
- \* 従業員の通勤等には公共交通機関の利用を図る。

# 生活道路

## 環境特性

### (1) 住宅地域の道路

- ・ 狭い道、入り組んだ道路があり、救急、防災用車両の円滑な通行の妨げとなっている。
- ・ 見通しが悪く、街路灯が不足している。道路が暗く、痴漢等の出没がある。
- ・ 通過車両の進入があり、事故の心配がある。車優先の道路が多く、歩行者のための施設がない。
- ・ 道路整備と緑化との連携がとれていない。
- ・ 歩道に乗り上げた路上駐車や駐輪等が交通、歩行の妨げになっている。
- ・ 大雪などの際、除雪されない道路では車が通れず、陸の孤島になる。
- ・ 幹線道路周辺、駅周辺の道路は車の交通量が多く、歩行者の安全が守られない。

### (2) 工業地域の道路

- ・ 原材料・部品・製品を搬出・搬入する大型車により住民の安全が脅かされている。
- ・ 沿道が殺風景である。

### (3) 商業地域の道路

- ・ 駐車場と駐輪場が少ない。
- ・ 道路が狭い。
- ・ 歩道と車道の段差等、高齢者、障害者が歩きにくい。
- ・ お祭り広場のような部分が少ない。

## 施策

#### 通過交通との分離を促す生活者優先の道路の整備

- ・ 生活者用道路は一方通行を増やすなどの工夫をし、通過車両の侵入を抑制する。
- ・ スクールゾーンをつくり、通学時間帯の車両の通行を制限する。
- ・ 時間帯や車種の制限等、ルールをつくり通行規制を行う。

#### 歩行者に安全な道路

- ・ 歩行者の安全に配慮したガードレールやカーブミラー等の道路構造物を設置する。
- ・ 自転車の利用を促進するために、歩行者と自転車優先道の設置を検討する。
- ・ 車椅子・ベビーカー等の弱者の視点で市内の道路の見直しを行い、道路整備を進める(バリアフリーの道路整備)。
- ・ 道路の周辺のゴミコンテナ、自動販売機、電柱、植栽等を安全や景観の面から見直しをする。

#### 地域の環境に配慮した道路

- ・ 共存、共生のコミュニティ道路づくり(植栽や歩道の工夫、河川や公園等との組み合わせ)を考える。
- ・ 有害な物質が地下浸透しないよう配慮しながら、透水性舗装を進める。
- ・ できるだけ道路沿いの緑化を行う。
- ・ 工場や事業所内の緑地などの良い環境を公道に接する部分まで拡大し、道路環境の改善に資するよう検討する。
- ・ 緑の並木道を増やし、植栽樹種も単一にならないように配慮する(排出ガスに強い種だけでなく在来種も混ぜるなど)。

道の利用

- ・朝市や歩行者天国などコミュニケーションの場として、多面的な使い方ができるよう検討する。

配慮・行動すべきこと



市民が行動すること

- \* 自動車通勤を自粛する。
- \* 違法駐車、放置自転車をやめ、道路を通行の支障のないように使う。
- \* 子ども、老人及び障害者が危険に遭わないよう注意する。
- \* 交通安全週間等の行事に協力する。
- \* 自転車駐輪マナーを身につける。道路に物を置かない。道路から目に付くところにゴミ等の可燃物を放置しない。
- \* 家の玄関に照明を設置するなど、通行人への配慮を行う。
- \* 路上に自動販売機類を設置しない。
- \* 緑化の推進、清掃ボランティアなど市民で自主的に管理運営を行う。
- \* 植樹と保護・管理、並木づくりのための募金などを計画し、協力する。
- \* 大雪のときには市民相互で自宅周辺の雪かきを実施する。
- \* 自治会、子供会、市民のネットワークをつくり、生活道路の利用、管理ができるようなシステム作りを行う。
- \* 行事などに道路を積極的に利用し、道の特色づくりを行う。
- \* 市民による共存、共生のコミュニティ道路計画の策定に参加する。



市が行動すること

- \* 生活にかかわる道路整備、安心して人(車椅子やベビーカーで)が歩ける道路づくりを進める。
- \* 生活道路への車両進入制限について、企業等に働きかける。
- \* 雪害に除雪車等を備えたり、除雪ボランティアネットワークなどの対策をたてる。
- \* ガードレールやカーブミラー等、道路構造の見直しを行い、警察との連携を図る。
- \* 浸透性やクッション性のある材料を用いた舗装を進める。
- \* 自転車置き場の増設を図る。
- \* 電線の埋設により電柱をなくすための計画をたてる(電線の共同溝化、地中化)。
- \* 自治会、子供会、市民のネットワークによる道路の管理運営を支援する。
- \* 歩道については、透水性舗装をできるだけ推進する。
- \* 狭い道路は、地権者からの借り上げ等も検討し、拡幅等の用地の確保を図る。
- \* 歩行者天国を週に2~3日設定するなど生活道路を利用した行事を検討する(時間又は土日;例えば豊田駅の周辺)。



事業者が行動すること

- \* 車両の住宅街の通り抜けを控える。
- \* 工場、事業所周辺の生活道路の利用や管理について、周辺住民と協力する。

# 散策路

(農道、水路のわき道、公園等に通じる道路又は遊歩道)

## 環境特性

- ・ 散策路は極めて少なく、遊歩道が駐車場と化しているところもある。
- ・ 静かに散歩できる道が少ない。

## 施策

<sup>2</sup> パークウェイ  
通りながら、自然を体感し、  
観察できる道路。

- 自然環境を活かした道路維持又は整備
- ・ 日野の原風景を伝える農道や水路のわき道の保全を図る。
  - ・ テーマを持った道路づくりを推奨する( 横丁など )
  - ・ 公園道路( パークウェイ<sup>2</sup> )の設置による緑地の連続性維持の検討をする。
  - ・ 駐車場の緑化を推進をする( 幹線道路、生活道路、散策路を含む自然的環境 )
  - ・ 景観を取り込む歴史道路の保全を図る。
  - ・ 公園道路による防災帯のあるまちづくりを推進する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 住民のネットワークによる散策路等の管理や活用を進める。
- \* 家の近くを流れる水路等の清掃に参加する。



### 市が行動すること

- \* 住民のネットワークによる散策路等の保全や管理、利用への支援を行う。
- \* 都市計画の中に公園道路を位置づけ、検討する。



### 事業者が行動すること

- \* 水路や水路のわき道等を含む地域を開発する場合は、それらをできるだけ活かして整備計画に取り込み、環境との共生を図る。



## 商店街

商店街は日常の消費生活を支える場であり、そこで私たちはいつも楽しい買い物をしたいと願っています。

物流機能の中で位置づけると、商店街は消費者と生産者を結ぶ接点ということになります。現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みを見直し、循環型社会への転換を図るために、商店街はとりわけ大きな役割を担うことになります。

多くの人が集まる場所ですから、人と人とのつながりをもてる場所であり、商品の販売を通じた環境配慮が実現され、物を買うと同時に情報も入り、不要物の交換や回収の拠点となるような循環型社会にふさわしい商店街が望まれています。

まちの顔でもある商店街は、生活の中にうおいを与え、くつろげる場所でありたいものです。また、まちは舞台でもあります。まちの中で自分が主人公となり、いつもと違った自分を演出できる場でもあってほしい。そこには街路樹の緑が豊かに茂り、足元はレンガ敷等で雨水の浸透があり、自然・歴史と調和した落ち着いた場所でありたいと願います。

最近、小路、裏通り、界限等という言葉があまり聞かなくなりました。商店街もスクラップ&ビルドだけでなく古いものに手を加えて発展していくまちでありたいと思います。

大型店の進出により地域小売店が減少している中で、小児化・高齢化が進むとともに地域小売店の必要性は、逆に多くなっていきます。

ただ、大型店の利便性だけを追求する時代から大型店と地域小売店の共存を計っていく方策を地域事業者はもとより、行政も消費者も真剣に考えるときがきていると思います。

## 駅前周辺、大型店、地域の店（駄菓子店、雑貨店）

### 環境特性

- ・ 各駅周辺の商店街が生活用品中心となっている。
- ・ 地場産業の製品を扱う商店がほとんどない。
- ・ 農家と契約栽培をして、安全性を考えた商品を扱う店もある。
- ・ 牛乳パック等のリサイクルをしているが、再生品の販売に力を入れていない。
- ・ 子どもたちが気軽に集まるような家庭的な店が少なくなっている。
- ・ 魅力ある、人の集まる商店街が少ない。

### 施策

個性的なまちづくりを進める。

- ・ 特徴のある商店街づくりを支援する。
- ・ まち全体が心休まる場となる落ち着いた佇まいの商店街を残すための支援をする（例えば：豊田駅前商店街）。

「まちづくり三法<sup>3</sup>」を見据え、まちづくりへの合意形成を進める。

- ・ 法律整備に合わせ、具体的な対応策を整える。
- ・ 商工会と連携し、大型店や商店街と生活環境問題（交通渋滞、交通安全、騒音、駐車場、ゴミ廃棄物ほか）について周辺住民との合意形成を図る。

情報の場をつくる。

- ・ イベント、ショールーム、日野市の情報施設などで、多摩動物公園、多摩テック等の情報や季節、地域、催し情報に加えて、環境情報等を知らせるシステムづくりを検討する。
- ・ バスターミナルを駅からやや離れたところに移し、プロムナードを整備、歩くことが楽しいまちをつくる。

花壇の設置を推進する。

- ・ 四季の花を楽しめる場所を確保する。

<sup>3</sup> まちづくり三法

平成10年に成立し、11年8月～12年6月に施行される「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地活性化法」、「改正都市計画法」。用途地域規制による土地利用の適正化、周辺生活環境への弊害対策などにより、国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としている。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* まちを汚さない。
- \* 不要品等は捨てずにバザー等で交換する。
- \* 物々交換のできる雰囲気や場所づくりを行う。
- \* リサイクルショップを活用する。
- \* 環境に配慮した製品を選んで購入する。
- \* トレイやペットボトル、何度も使える（リターナブル）びん回収等のリサイクルに参加する。
- \* 捨てる物を増やしてしまうことが多いまとめ買いをやめ、計画して購入する。
- \* 買い物にはショッピングバッグを持参する。
- \* 環境に配慮した製品と販売店の情報を集め、お互いに交換しあう。
- \* 市民活動情報提供に協力する。
- \* 環境保全に配慮した商店（街）で購入する。



4 ライフサイクル

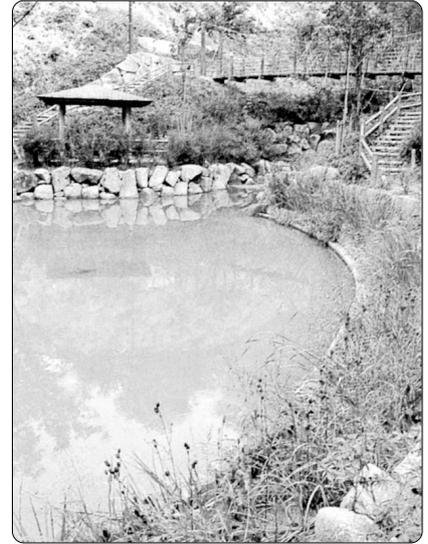
製品の製造から、棄てられるまで。製造時、流通時、使用時、廃棄時またリサイクル時も含めたエネルギー投入量と廃棄物等。

市が行動すること

- \* 休日の駅前周辺道路の通行規制等を検討する。
- \* 作品を自由に展示できる場を提供する。
- \* フリーマーケットの設置を検討する。
- \* 環境配慮、景観配慮に対する指導を行う。
- \* 市民への情報提供のために、商店街や店の中で市の情報が手に入るような仕組みをつくる。
- \* 特徴ある商店街づくりを支援する。

事業者が行動すること

- \* 日野市らしい商店街の在り方を考え整備する。
- \* 環境に配慮した植栽や舗装等により自然と調和した商店街づくりを行う。
- \* 商店街にできるだけ緑を取り込み、憩いの場の創出を図る。
- \* 環境に配慮した商品を取り扱う。
  - ・ 再生品の販売を行う。
  - ・ せっけん、有害物質を含まない商品、地場産の野菜の販売を進める。
  - ・ 生産者との連携により、流通経費を減らし、質の良い物を安く売る。
  - ・ 製品のライフサイクル<sup>4</sup>が明らかにされている商品をできるだけ扱う。
- \* リサイクルの拠点、情報の発信地としての役割を担う。
  - ・ 環境配慮商品の販売、宣伝を行う(「帰ってきたぞう」等)。
  - ・ ゴミの出にくい商品の販売、簡易包装を進める。
  - ・ ペットボトル、発泡スチロールのトレイ等の容器包装材の使用を控え、使用する場合も回収システムの確立を目指す。
  - ・ 生ゴミの堆肥化を進める。
- \* 共同配送システム等を検討し、流通方法を見直す。
- \* 駐車場の共同確保を行う。



## 歴史・文化

「日野」の由来については諸説ありますが、その一つに「飛火野」があります。「飛火野」という言葉から、かつてこの地にのろし台があったことがうかがわれます。日野市の中央部は、地形的には日野台地という周辺からひととき高い場所に位置しており、非常に見通しの良いところです。このような地形的条件は、のろし台が置かれたのだらうという推察を裏打ちしているようです。地形という自然を人々が巧みに利用した結果、すなわち自然との共生の歴史を示す言葉が、市の名前として今日まで生きているのかもしれない。

歴史は、知って守ることが何より重要です。人の生活の記録であるとともに環境との共生の記録でもあります。この記録から環境との共生の仕方を先人に学ぶことができます。また、歴史・文化は有形、無形の資源の一つであり、私たちはこれを次世代に継承し、後世に伝える責務を負っています。しかし、生活様式や意識が大きく変わったため、現在の価値観に合った機能を優先するあまり、古いものの持つ意味などへの関心は薄れ、私たちの身近にある歴史的遺産や「いわれ」を伴う事物の継承が非常に難しくなっています。

歴史・文化遺産はそれ自体が良好な自然空間となっていることが多く、水、緑とともに空間的・精神的ネットワークを形成しています。これを無視した開発、機能優先のまちづくりは、“らしさ”を失うことにもつながります。歴史・文化を守ることは、日野のルーツ、日野らしさを守ることです。

## 文化、歴史と開発

### 環境特性

- ・大規模開発、乱開発により、歴史的景観の変化が数多く見られる。
- ・人口増加に伴い自然、歴史、文化が軽視され「日野らしさ」を失ったまちになりつつある。
- ・昔ながらの山、川、自然は失われ、また日常生活の中でも見過ごされつつあるが、日野には多くの歴史、文化、伝統が残っている。
- ・農業用水路が排水路になっている。
- ・昭和30年代後半の大規模団地の建替えが始まっている(多くの緑と人の関係が失われる可能性がある。)
- ・彫刻など芸術作品の発表の場等への援助が少ない。
- ・歴史文化の広報・宣伝不足がみられる。
- ・遺跡調査の結果などの展示、発表が市民に知られていない。
- ・昔、子どもたちの遊び場だった鎮守の森がなくなるなど、緑の保全が十分でない。

### 施策

#### 歴史的遺産の継承

- ・市内に数多くの文化財がある。後世に残すためにも周囲の自然環境を含めた保全を推進する。
- ・いつまでもふるさと感じられるまちづくりを推進する。
- ・現在まで培われてきた良い環境を後世に残すよう努める。

#### 歴史、文化を大切にすまちづくり

- ・日常生活空間(家、道、施設、商店街など)の中で歴史、自然や地理的条件を活かした生活の知恵、文化、伝統が感じられるまちづくりを進める。また、それを大切に扱うことができる市民の姿(意識)が感じられるまちづくりを進める。
- ・用水路や取水堰の保全を図り、取水技術の継承に努める。
- ・民家等が文化財として指定されると住民が自由に建物を改修できなくなってしまうので、違った仕組みをつくり文化財保護を進める。

#### 緑を基軸とした文化財の保護

- ・歴史的緑(いわれのある樹木や記念樹等)の保全のための手法を検討する。
- ・文化財(建物等)だけを保存するのではなく、背景となる周辺の緑地等も併せて保全されるよう働きかける。消失した緑については、その回復に努める。

#### 情報の拠点、整備

- ・図書館と博物館など、情報の拠点となる各機関の連携を図る。
- ・夜間や休日の開館等について、民間ボランティアの協力も得られるように検討する。
- ・日常的に利用する施設の情報コーナーや展示コーナーの充実を図る。



---

#### 市民が行動すること

---

- \* 保護意識や歴史と伝統を受け継ぐ気持ちが大切であり、知識を得ることも継ぐことの一つとして、積極的に知るように努める。
- \* 「わがまち探訪（日野市主催）等に参加し、まち、人を観察し、まちを知る。
- \* 史跡コース間にある、道路、住宅などは周囲との調和を図り、ゆたかな歩行者空間づくりに参加する。
- \* 用水路等の掃除等を行い、ボランティア活動等に積極的に参加する。
- \* 緑地の維持管理活動をボランティアで支援する。



---

#### 市が行動すること

---

- \* 大規模団地の開発に対して将来の建替えも考慮し、総合的に指導する。
- \* 継承が難しくなっている歴史的遺産や「いわれ」を伴う事物を調査し、公開する。
- \* 歴史文化的施設をめぐる観光コースを設定し、ボランティアによるパンフレットの作成やガイド等、市民が協力できるよう組織の整備を図る。



---

#### 事業者が行動すること

---

- \* 開発地域に文化財がある場合は、できる限り残し、併せて土地利用の中に織り込む等の計画をたてるよう考慮する。
- \* 開発に当たっては、歴史的緑の保全に努め、共生を図る。
- \* 敷地内にある歴史的緑、歴史文化遺産を一般に公開する。



## 緑環境

緑は、生態系を支える基本であり、大気中のチリを吸着したり二酸化炭素を吸収し酸素を放出するなど、多くの生命の源でもあります。また、雨水が急速に流出するのを防いだり、気温の急激な変動を抑制したり、さまざまな機能があります。私たちの身近な生活の中でも、緑は私たちにうるおいとやすらぎを与え、感性を刺激し、生き生きさせてくれます。

くらしの中にもっと緑がほしい。市街地の公園・緑地を整備するには、緑の連続性が形成されるよう、まちづくり全体の中で検討する必要があります。その一方で、個人一人ひとりが、植え、育て、観察することを通して環境を大切にする意識が育ち広がっていくような、緑と人とのゆたかなつながりも大切にしなければなりません。行政が全部つくってしまわない「未完」なまちづくりがあってもよいと思います。一人ひとりの小さな行動が生きるまちづくり、「をきれいにしたい」と感じた人が行動する“参加型の緑”を目標とします。

## 都市の緑環境(道路、公園、建物、住宅)

### 環境特性

- ・ 道路や建物の建設によって緑が減少している。
- ・ 公園が不足しており、公園設置も進んでいない。
- ・ 昔、子どもたちの遊び場だった鎮守の森がなくなるなど、地域の緑の保全が十分でない。
- ・ 家庭内に緑が活かされていない。
- ・ 木や草に対する関心が少ない。
- ・ 市民への啓発運動が不足している。

### 施策

全体計画をつくる。

- ・ 人口に見合った緑量の確保を図る。
- ・ 緑と花のあるまちづくり。緑園都市としてアピールできるように、緑の保全について積極的な施策を進める。
- ・ 憩いの場、スポーツの場づくりを図る。
- ・ 緑に対する意識が養われるように啓発をする。

余白をつくる(自主性・誘発のために計画には余白部分を残す。)

- ・ 管理、保全された緑の場所だけではなく自由に行動ができ、管理が柔軟な場所や付近住民が自由にデザインできる場所を確保する(自主性を育てる場)

人間性を回復する。

- ・ 機能、効率、経済性を優先したまちづくりから、そぎ落とされた人間性を回復するまちの環境づくりに努める。

趣味を活かす。

- ・ 個人、団体が農園やガーデニングなど緑を楽しめる場所の確保に努める。
- ・ 市民も地域の緑地の管理や運営に参加し、自分たちのまち意識を育てる。

循環に配慮する。

- ・ 雨水浸透・貯留施設などの循環システムの整備・促進を図る。

配慮・行動すべきこと



市民が行動すること

- \* 花いっぱい活動を一定の基準のもとに個人、団体が自主的に行う(市民参加)。
- \* 地域の緑地保全や緑化活動に積極的に参加し、住民の意識を表現する。
- \* 地域の緑は地域が守り、子どもたちが自由に遊べる森をつくる。
- \* NPO、行政、事業者とともに公園・緑地の整備を進める。



市が行動すること

- \* 生け垣等への助成を行い普及、啓発を進める。
- \* 公共施設の緑化を推進する。
- \* 地域の緑保全のための助成を行う。
- \* 緑の基本計画により、公園・緑地の整備・保全を進める。
- \* NPO、市民、事業者と協力して、公園・緑地の整備を進める。



事業者が行動すること

- \* 企業用地の緑化と、市民への開放を進める。
- \* NPO、市民、行政が行う公園づくりに協力する。



## 住環境

雨が降ると壁や塀に黒い筋がつき、洗ってもとれません。車庫の屋根のアルミ製の部分には腐食が見られます。これらは一体なんでしょうか？ 複合汚染の危険性が社会問題になって20年を経た現在でも、子どもたちのアトピー性皮膚炎や気管支炎は依然として多くあります。さらに、ダイオキシン類や環境ホルモン等、次から次に危険な化学物質の存在が明らかになってきています。

しかし、私たちの生活の仕方を変えることによって、解決できるものも多いのではないのでしょうか。自動車による公害の顕在化、使い捨てと廃棄物、便利で快適な生活を支えるゆたかな物質とエネルギーの大量消費。私たちの生活の中には、環境に負荷を与えていることが少なくありません。店頭に相変わらず並ぶ合成洗剤や不自然にきれいな野菜は、私たちが選び続けてきた結果でもあるのです。

便利な物はより便利に使いたい。しかし、責任を持った便利さへの工夫をしなければなりません。便利さに「危険」があることを、供給する側も購入する側も十分理解する必要があります。購入価格に、そのような「危険」や処理費用を、反映させていくことも検討する必要があります。

市民一人ひとりがくらしの中で環境に対する配慮の工夫を行い、事業者も循環を考えた製品づくりや企業活動を行うことが必要です。子どもから老人まで、一人ひとりが自らの問題として自覚し、環境に対して責任のある生活を実践していきましょう。

## ゴミ(物質循環)

### 環境特性

- ・ 現在(平成10年(1998年))のゴミ収集方法  
 分別収集 (ペットボトル、発泡スチロールのトレイ、新聞紙、雑誌、段ボール、びん、缶、牛乳パック、布)  
 グリーンボックス(生ゴミ、紙ゴミ等の燃えるゴミ)  
 オレンジボックス(金属、小型電気製品、ガラス、プラスチック等の燃えないゴミ)  
 粗大ゴミ
- ・ ゴミ出しマナーの乱れ、トラブルがある。
- ・ 捨てられたゴミはどこへ行くのか無関心である。
- ・ 建設廃材等の処分地が少ない。
- ・ 建築廃材等の不法投棄がある。

### 施策

- 発生抑制
  - ・ ゴミの出ない製品を販売する。
  - ・ 循環を考えた環境に優しい製品の購入を促進する。
- リユース(再使用)・リサイクル
  - ・ 資源のリユースを促進させる。
  - ・ 排出時におけるゴミの分別について徹底を図る。
  - ・ 建設廃材の再利用を検討する。
  - ・ ゴミを減らす方策を検討する。



---

### 市民が行動すること

---

- \* 使い捨ての少ない、地球に優しい製品を選んで使う。
- \* 消費中心の生活を見直し、ゴミにならない製品を選んで使う。
- \* 不用品の交換・修理等を行い、物を捨てないくらしをする。
- \* 粗大ゴミを放置しない。ゴミの管理に責任を持つ。
- \* 何度も使えるびん(リターナブルびん)等のリユースに協力する。
- \* 買った商品を活かして使い、家庭内でのリユースを工夫する。
- \* ゴミの分別を徹底する。
- \* ゴミの減量、リサイクルを進め、再生品を積極的に使用する。
- \* ゴミの出し方等では、声をかけ合ったり、清掃当番のやりくり等不公平にならないよう気を配る。



---

### 市が行動すること

---

- \* 総合的なゴミ処理体制を検討する。
- \* 市内のゴミ回収、保管、処理(リサイクル)施設の再検討を進める。
- \* ゴミ減量、リサイクルを推進するために、市民の協力が得やすい分別回収システムを構築する。
- \* 事業系ゴミの分別収集体制を検討する。
- \* 事業者にも、環境に配慮した製品づくり、回収の措置促進を呼びかける。
- \* 建設残土の有効利用を図る。



---

### 事業者が行動すること

---

- \* 過剰包装を避け、ゴミの出にくい製品を供給する。
- \* 資源回収に協力する。

## 上下水道の整備(水循環)

### 環境特性

- ・ 下水道の整備が十分でない。
- ・ 農業用水路が家庭の排水路となっている。
- ・ 川の護岸がコンクリートで固められ、自然浄化が行われず、汚水のまま多摩川、浅川に流れている。

### 施策

#### 節水型リサイクル社会の形成

- ・ 再生水の有効利用を図る。

#### 水循環に配慮した生活

- ・ 河川水質に負荷の少ない生活習慣、生活様式の啓発をする。

#### 自然の水循環に配慮したまちづくり

- ・ 雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置を促す。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 家庭の排水は固形物を取り除いて流す。
- \* 油は拭き取り、煮汁、米の研ぎ汁等はこしたり、庭にまく等する。
- \* 環境に優しい洗剤等、より水を汚さない製品を選んで使う。



#### 市が行動すること

- \* 下水道整備を促進する。
- \* 下水処理水の利用を検討する。
- \* 開発事業を進めるにあたり、水循環への配慮を行う。



#### 事業者が行動すること

- \* 下水処理場への負荷を抑えるため、排水の水質の適正管理に努める。
- \* 公共用水域へ排水を放流する場合、水質管理を徹底する。

# 省エネルギー・自然エネルギー

## 環境特性

- ・ 暮らしの中で環境問題は意識されつつあるが、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や生活習慣を見直していく必要がある。
- ・ 個人の価値観により、さまざまな生活様式、生活習慣がある。
- ・ 便利さを追究するあまり、資源の無駄遣いやエネルギーの浪費につながる生活習慣が定着している。
- ・ 環境の変化に対し、環境に配慮しなければならないという意識が追いついていない。
- ・ 市域河川・用水には、流れに大きな勾配を持つものがあり、微少容量ではあるが、水力発電の利用が考えられる。
- ・ 太陽、風力等の自然エネルギーの利用も含めて、小容量の発電システムについて利用も検討もなされていない。

## 施策

### 便利さだけにとらわれない生活

- ・ 省エネルギーを考慮した製品の販売とその利用促進を積極的に宣伝する。
- ・ エネルギーを有効に利用する施設づくりを検討する。
- ・ 通常は製品価格の中に計上されていない使用後の処理のための経費等を評価し、環境への負荷なども公平に判断できるよう情報を提供する。

### 自然エネルギーの利用

- ・ 自然エネルギーの利用を促す。

配慮・行動すべきこと



市民が行動すること

- \* 日常生活の中で、節電、節水を考え、省エネルギー、省資源の生活をする。
- \* 環境負荷の小さい、省エネルギーを考えた家づくりを行う。
- \* 便利さに「危険」があることを、売る側も買う側も理解する。
- \* 自然エネルギー利用システムの実用化の実証や検討に協力する。
- \* 河川・用水、台地・丘陵地をつなぐ水を活かした回廊づくりのための、自然エネルギーの利用を検討する。



市が行動すること

- \* 省エネルギーのくらし、省エネルギーの家づくりの推進、情報の提供を行う。
- \* 公共施設や街灯にはできるだけ、太陽光発電等を利用する。
- \* くらしの中での環境配慮の啓発を行う。
- \* ヒートアイランド現象<sup>5</sup>の緩和のため公共施設の緑化を進め、冷房に使うエネルギーを減らす。
- \* 省エネルギー、省資源建築を進める。
- \* 小容量発電システムの実用化を支援する。
- \* 専門家を含む検討委員会を設置し、自然エネルギー利用の可能性を検討する。

<sup>5</sup> ヒートアイランド現象  
冷暖房の廃熱や舗装の照り返し、建築構造物などが蓄える熱などにより、都市部の比較的狭い範囲に付近より高温な地域ができること。



事業者が行動すること

- \* 企業内での省エネルギー・省資源に努める。
- \* 製品の包装の簡素化や再使用(リユース)可能な包装方法を工夫する。
- \* 自然エネルギー利用システムの実用化に協力する。

# 開発・建築物の規制、景観への配慮

## 環境特性

- ・ 大規模開発や乱開発等により、年々住環境が悪化している。
- ・ 火災、地震に対応できないミニ開発、乱開発が行われている。
- ・ ビラ、ポスター等が、まちの至るところに貼られ、タバコなどの投げ捨てもあり、美観が損なわれている。

## 施策

### 快適なまちをつくる

- ・ 環境に配慮した開発を要請するため指導要綱の改正等を検討する。
- ・ 良い環境を残すことを常に優先し、美しい街並みをつくるよう配慮した開発を促す。
- ・ 水辺をまちづくりの中に活かすように努める。
- ・ 環境問題や開発に関して、構想・計画の段階から市民が参画し、市とともに市民、民間団体、事業者が一体となり、まちづくりを考える仕組みづくりを進める。
- ・ ミニ開発や個人の宅地開発に対して、緑地協定や生け垣協定のような仕組みづくりを検討する。
- ・ ポスター等の貼り場所など、自主ルール等の誘導を行う。
- ・ タバコ、ゴミなどのポイ捨て行為に対する対策を検討する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 家を建てるときはできるだけゆとりのある建物配置とする。
- \* できるだけ緑の多い庭をつくる。
- \* 環境美化のために、自主的に行動する。



### 市が行動すること

- \* アパート、マンション等の建築の際の基準を設け、基準に満たない建物には改善を促す。
- \* まちの景観を損なうような建築物の建築をしないよう指導・啓発する。
- \* 景観条例を制定する等、景観を維持できるような行政措置を講じる。



### 事業者が行動すること

- \* 建物を建てるときは、周辺と調和した色やデザインとする。
- \* 屋外広告物等、周辺との調和に配慮する。

## 近隣公害、健康被害

### 環境特性

- ・ 夜型社会への移行により、深夜の騒音問題が顕在化している。
- ・ 暴走行為による騒音公害が発生している。
- ・ 遊技場による光害が発生している。
- ・ 街路灯等による、農地、緑地の生態系の乱れが報告されている。
- ・ 新建材等から発生する有害物質等により体調の不調が起きている。
- ・ 食品の安全に無関心な人も多い。
- ・ 地場産品を購入できる機会が少ない。

### 施策

#### 近隣公害対策

- ・ プライバシーの保護、日照権を考慮し、マンション等を建てる時の指導を検討する。
- ・ イルミネーションの規制の手法について検討する。
- ・ 照明に、自然に優しい光を用いるよう指導する。
- ・ 暴走行為を許さないまちづくりをする。

#### 健康に暮らせるまち

- ・ 健康を害する危険のある製品や物質に対し、研究機関やNPOと連携を図りながら、情報の収集と公開を行う。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 生活騒音を抑え、隣人への配慮をする。
- \* 小さな音でも不快に思う人もいるので夜間は特に静粛を心掛ける。
- \* 星空を鑑賞できるよう、無駄な光を使わない。
- \* 食品の安全性について常に関心を持ち、安全な食品を購入する。
- \* 省エネルギー住宅や健康に害のない建築資材の住宅を考える。



#### 市が行動すること

- \* 光害についての情報を提供する。
- \* 公共施設の夜間照明に配慮する。
- \* 健康を害するおそれのある製品や物質に対し、研究機関やNPOと連携を図りながら、情報の収集と公開を行う。
- \* 暴走行為に対し迅速な対応を関係機関に働きかける。



#### 事業者が行動すること

- \* 夜間は特に騒音発生のないように努める。
- \* 拡声器等による大音量の宣伝を慎む。
- \* 派手なイルミネーションを自粛する。

# Atmosphere

## 大 気

そこにいること、そこにあることが当たり前のとえとして、私たちはしばしば「空気のような存在」という表現を用います。かつて当たり前とされていた、おいしい空気やおいしい水は、今やその存在さえも貴重なものとなってしまいました。開けた窓からは、騒音とともに自動車の排出ガスが入り込み、「芽吹きの日」と楽しみにされるはずの春は、花粉症に悩む多くの人々にとって、憂うつな季節になっています。

私たちの生活は、大気中に放出され浮遊する諸々の化学物質からの影響を受けており、自動車の排出ガスは、ヒトのみならず動植物へも影響を及ぼし、生活のあらゆる面に入り込んだ塩素系化合物の焼却によるダイオキシン類の発生は、深刻な大気汚染の要因となっています。「光化学スモッグ」に象徴されるような著しい大気汚染現象は、経済成長率の減速に伴って一見緩やかになったかのように見受けられますが、複合的な要因から複雑化が進んでいます。

オゾン層の破壊、酸性雨による森林破壊、温室効果ガスによる地球温暖化などは、地球規模で取り組まなければならない緊急課題です。これらは私たちの生活の基盤である生産、消費、廃棄などによって引き起こされるものです。

私たちの住む日野市でも大気汚染の進行は、憂慮すべき状態となっています。日野市環境基本計画策定のための市民ワーキングチームの大気分科会では、大気汚染の状況を実感するために、平成9年(1997年)12月に二酸化窒素濃度の測定を行いました。市内8カ所(うち2カ所は7日間連続測定)の測定結果からも、木・金曜日に二酸化窒素濃度が上昇するなど、増大する物流状況を反映する傾向が見られました。

東京都や日野市の調査のほかに、市内の複数の市民団体による定期的な調査活動も行われており、広域的な汚染の状況がまとめられています。

大気環境の問題点として、大気汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、ダイオキシン類を主とした化学物質汚染、騒音・振動などを取り上げ、各項目ごとの現状把握をもとに問題点を指摘し、その要因となるものについて整理しました。また、問題解決に向けては、行政、事業者、市民の役割を明確にした具体策を挙げました。

### 目 標

## 大気汚染のない、循環型、省エネルギーのまちづくり

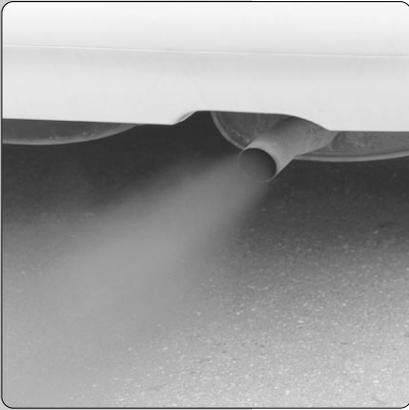
### 施策体系

汚染などの心配のないまちづくり

自動車排出ガス、工場・事業所からの排出ガス  
有害化学物質汚染  
騒音・振動・悪臭問題及び監視体制

循環型のまちづくり

地球温暖化  
オゾン層破壊  
酸性雨



## 汚染などの心配のないまちづくり

私たちの目標とする大気汚染のない快適かつ健康的なまちづくりのためには、大気汚染防止対策を推進し、併せて地域の自然環境の保全を図ることが求められます。

日野市における大気汚染の問題を、  
自動車排出ガス、工場や事業所等からの排出ガスによる汚染  
ダイオキシン類等に代表されるゴミ焼却等からの有害化学物質による汚染  
騒音・振動・悪臭問題及び監視体制  
の3項目に分類しました。

私たちは、大気汚染に係る発生源の抑制に努めることが基本的に重要であると認識し、その発生の要因及び汚染の現状を明らかにし、基本施策に基づく対策と事業者、市民及び行政についての配慮、行動すべき事項等を取りまとめました。

# 自動車排出ガス、工場・事業所からの排出ガス

## 環境特性

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素の大気汚染物質について環境基準が設定されている。

### \* 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )

大気中の窒素が高温、高圧のもとで酸素と反応し生成される。自動車のエンジン、中でもディーゼルエンジンから多く排出される。都内の大気汚染常時測定局(一般環境大気測定局/44局、自動車排出ガス測定局/33局)中、環境基準(日平均値0.060ppm)を達成した測定局は31局で、自動車排出ガス測定局においては日野局(新町1-13/国道20号線前)の0.050ppm(日平均値98%値)を含む4測定局が達成している(平成8年(1996年)東京都環境保全局)。

市では簡易二酸化窒素測定により市内21地点で調査を実施している。このほかに市民団体等が経年的に測定したデータにおいても、住宅地、緑地、公園、小学校、幹線道路沿いで比較的高い数値を計測している。

### \* 浮遊粒子状物質(SPM)

主にディーゼル車などから排出される浮遊粒子状物質は、都内8局の一般環境大気測定局が達成しただけであり、自動車排出ガス測定局においては達成した局はない(平成8年(1996年)東京都環境保全局)。

### \* 光化学オキシダント

光化学オキシダント( $\text{Ox}$ )は、一般に工場や自動車等から排出される窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )や炭化水素類( $\text{HCs}$ )から、太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン等の総称である。極めて強い酸化力を有し、光化学スモッグ発生の最大要因となっている。

都内の一般大気測定局のうち区部24カ所、多摩地区17カ所で連続測定を実施しており、多摩地区は都心部より高い濃度を記録している(区部年平均値0.022ppm/多摩地区年平均値0.027ppm)。日野市を含む多摩南部地域における1時間値の濃度が0.12ppm以上の持続が予想されたとき注意報の発令を行い、その発令状況は、平成6年(1994年)度6件、平成7年(1995年)度10件、平成8年(1996年)度2件であった。警報は、都内各地域においても15年以上発令されていない(平成8年(1996年)度 東京都環境保全局)。

### \* 二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ )

燃料中の硫黄分が燃焼により酸化され、生成、排出される。東京都における平成7年(1995年)度の硫黄酸化物調査において、その発生源の52%が自動車などから排出されている。二酸化硫黄の濃度は昭和41年(1966年)度をピークに改善され、昭和63年(1988年)度以降、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局すべてにおいて環境基準を満たしている。

### \* 一酸化炭素( $\text{CO}$ )

燃料の不完全燃焼により発生。多くは自動車排出ガスが原因である。昭和44年(1969年)度までは、比較的高濃度汚染がみられたが、昭和58年(1983年)度以降、都内の測定局すべてで環境基準を満たしている。

- ・ 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を達成した測定局は少なく、光化学オキシダント(Ox)も依然として厳しい状況になっている。
- ・ 東京都の大気汚染の原因である窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)は、自動車からの排出ガスが72%を占めている(平成7年(1995年)度東京都環境保全局)。
- ・ 各家庭でのマイカー保有率が年々高くなり、東京都の自動車保有車両数は410万台(平成7年(1995年)度)で緩やかではあるが増加している。
- ・ 自動車排出ガスからのNO<sub>x</sub>等の有害ガスが人体にも影響を及ぼしている。
- ・ ガソリン車よりも環境への負荷が大きいディーゼル車が増加し、ディーゼル車から排出される微粒子(黒煙)が、肺がんや花粉症の原因になるばかりでなく、気管支ぜんそくを引き起こしている。
- ・ 東京都条例による認定健康障害者は、東京都全体で平成10年(1998年)3月末現在46,016人である。日野市においては平成7年(1996年)644人、平成8年(1996年)696人、平成9年(1997年)665人であり、これ以外に潜在患者の存在が推定されている。

## 施 策

### 公共交通網・施設の整備・利用促進(及び自転車利用促進)

- ・ 排出ガスの削減を図るため公共交通網を整備し、その利用の促進を図る。
- ・ 低公害のミニバス運行を検討する。
- ・ モノレールの活用を促す。

### 道路整備

- ・ 道路整備を行い、渋滞緩和を図る。

### 低公害車の利用促進、自動車の利用の工夫、マナーの向上

- ・ 低公害車の導入についての指導を行う。
- ・ 自動車と大気汚染の問題意識の啓発を行う。

### ノーカーデーの推進

- ・ 自動車使用の自粛を呼びかける。

### 工場・事業所等からの排出ガス削減・浄化対策

- ・ 工場・事業所等からの排出ガスを抑制するための指導、支援を強化する。
- ・ 公害防止施設導入への助成を行う。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* バス、タクシー、電車等の公共交通機関を利用したり自転車を使う。
- \* 公共交通網の改善、充実のための調査、活動に参加する。
- \* 歩行者の歩きやすいまちづくりを進めるために行政に提案する。
- \* 車の使い方を工夫し、運転マナーを守る。
  - ・ からぶかしや急発進をしない。急ブレーキを必要とするような運転をしない。
  - ・ 駐停車中はエンジンを止める(アイドリングストップ)。
  - ・ 違法な路上駐車をやめる。
  - ・ 点検、整備をきちんとする。
  - ・ 自動車の使用回数を減らし、一人乗りを控え相乗りをする。
  - ・ 低公害車を利用する。



#### 6 「環境切符」、「環境定期券」

自家用車から公共交通機関への転換を誘導するため安く設定した切符、定期券。



#### 7 エコライン交通事業

マイカーを減らすためにミニバス等を利用して、より細やかな交通網を整備すること。

#### 8 モーダルシフト

輸送手段を変える。車による輸送から鉄道や船舶の輸送へと転換し、環境への負荷を抑えること。

- ・ ディーゼル乗用車の使用を自粛する。
- ・ 荷物の積みすぎをやめる。不要な荷物を積まない。
- ・ ノーカーデーに協力する。

### 市が行動すること

- \* 公共交通網、施設の整備・利用の促進を図る。
- \* 自転車専用道路(優先路)の確保、駐輪施設の整備を進める。
- \* 「環境切符」<sup>6</sup>、「環境定期券」の発行を検討する。
- \* 現在のNO<sub>2</sub>の環境基準値(0.04~0.06ppm)を旧環境基準値(0.02ppm以下)に戻すよう都、国に働きかける。
- \* 都市計画道路を大気汚染の現状から調査し、対策を検討する。
- \* 東京圏という枠組みで進められている自動車専用道計画について、大気環境や健康面からの見直しを検討するよう、関連機関に働きかける。
- \* 幹線道路については、渋滞の緩和のための道路整備や大気浄化等のために植樹帯の設置を行うとともに国や都に働きかける。
- \* 緩衝帯やオープンスペースの確保などを進め、人と車の分離を図る。
- \* 自動車からのNO<sub>x</sub>等の排出を極力抑制するための規制や、低公害車の開発の一層の促進を関係機関に要請する。
- \* 車両検査の徹底、過積載車・整備不良車の規制を関係機関に働きかける。
- \* JRと京王線の各駅を結ぶ直行バスとして、本数を多くしたミニバスの運行を検討する。
- \* バスの共通券、乗換え券等により、乗換えの利便を図る。
- \* モノレールの駅までのバス路線を整備する。
- \* ラッシュアワーは公共交通機関を優先させる。
- \* 庁用車に低公害車を採用するとともに、市民・事業者に斡旋する。
- \* ノーカーデーを設定し、自動車の使用を自粛するとともに、市民、事業者に働きかける。
- \* 事業者への物流方式の改善を働きかける。

### 事業者が行動すること

- \* ノーカーデーに協力し、自動車の利用を自粛・規制する。
- \* マイカー通勤を自粛し、近隣事業者が共同して送迎バスやタクシー等を利用する。
- \* 民営によるエコライン交通事業<sup>7</sup>を展開する。
- \* 公共交通機関の連結強化、バスや電車で自転車に乗せられるなどのサービスの充実を図る。
- \* 物流方式の改善等(モーダルシフト<sup>8</sup>等)、地域内物資集配システムを検討する。
- \* ディーゼル車の低公害化を進める。
- \* 低公害車を導入する。
- \* 自動車の乗り方に注意し、運転マナーの徹底を図る。
  - ・ 駐車中はエンジンを止める(アイドリングストップ)。
- \* 車両検査を徹底し、過積載や整備不良車の運行をしない。
- \* 事業活動に伴う排出ガス削減の取組を推進又は強化する。
- \* 酸性雨原因物質の排出の抑制と無害化処理を進める。
- \* 化石燃料使用の削減と低公害燃料への転換を進める(重油の天然ガス化等)。
- \* 工場の公害自主規制の推進と公害防止施設の導入を進める。

## 有害化学物質汚染

### 環 境 特 性

- ・ 大気環境に影響がある微量化学物質と考えられている代表的なものとして、ダイオキシン類、PCB  
重金属類(カドミウム、鉛、水銀等)  
ホルムアルデヒド、ベンゼン、クロロホルム等のトリハロメタン  
農薬の一部、殺虫剤等  
がある。これらには環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)と称されるものも含まれ、人間の健康に与える影響はもちろぬ一般の生態系にも及び、それが連鎖的に農作物、漁獲物等に波及しているといわれている。不明なことが多く、早急な事実究明が必要である。
- ・ 有機化学物質のうち、ダイオキシン類は主として塩化ビニール系製品等を含むゴミの焼却により生じるもので、現在最も危惧されている有害物質といわれている。
- ・ 日本におけるダイオキシン類(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF))の年間排出量は約5,100~5,300gと推定される(局地的に検出される高濃度ダイオキシン類を換算すると、排出量はさらに増す。)(「ダイオキシンリスク評価検討委員会」報告書:環境庁)
- ・ ゴミ焼却炉からの発生が最大といわれており、「ゴミ処理に係るダイオキシン類削減対策新ガイドライン」が平成9年(1997年)1月に策定され、地方自治体に対する指導が行われた。
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が平成9年(1997年)12月に改正施行され、設置許可の必要な施設の処理能力が引き下げられ、濃度の測定が義務づけられた。ダイオキシン類は「大気汚染防止法」の指定物質となった。
- ・ 東京都が平成9年(1997年)度実施した都内10地点における大気中のダイオキシン類濃度測定によれば、最大1.4pg-TEQ/m<sup>3</sup>N、最小0.49pg-TEQ/m<sup>3</sup>Nであった(環境庁指針値0.8pg-TEQ/m<sup>3</sup>N)<sup>9</sup>
- ・ 日野市クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出濃度は、平成3年(1991年)度以降、平成8年(1996年)度までは現行の規制値80ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nをクリアしているものの、平成14年(2002年)度以降の1ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nの達成に必要な対策が求められる。<sup>9</sup>これに伴い、平成10年(1998年)度より必要な改良工事が行われている。  
しかし、WHO<sup>10</sup>では許容量の引下げの勧告をまとめ、日本でも厚生省が基準の引下げの見直しを行う方針である。
- ・ ダイオキシン類は比較的低温(300前後)で発生しやすいため、小型焼却炉で発生を防ぐ対策は、実質的に不可能である。

<sup>9</sup> pg-TEQ/m<sup>3</sup>N  
ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。ng(ナノグラム)は10億分の1グラム。TEQ/m<sup>3</sup>Nは0.1気圧のときの1立方メートルに含まれるダイオキシンの毒性により換算した量。

<sup>10</sup> WHO  
世界保健機構

### 施 策

#### ダイオキシン類発生対策

- ・ ゴミの分別を徹底し、可燃ゴミの減量化を啓発する。
- ・ ゴミ焼却炉改良及び運転管理の改善を行う。
- ・ 小型焼却炉及び野焼き等に対する指導の強化を行う。
- ・ 東京都及び関係自治体等との連携により調査・研究を実施していく。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 焼却時にダイオキシン類等を発生しない製品を利用する。
- \* ゴミの分別を徹底する。
- \* 塩化ビニール製品の使用を避け、焼却は行わない。
- \* 小型焼却炉を使用しない。



### 市が行動すること

- \* 関係法令及び東京都ダイオキシン類対策取組方針に基づき下記事項の取組を行う。
  - ・ 可燃ゴミの減量化
  - ・ クリーンセンターのゴミ焼却炉改良及び運転管理の改善等によるダイオキシン類発生抑制
  - ・ 小型焼却炉及び野焼き等に対する指導の強化
  - ・ 都及び関係自治体等との連携によるモニタリング及び発生メカニズム等に関する調査・研究
- \* 資源物の完全リサイクル化及び生ゴミの堆肥化等を達成目標とする。



### 事業者が行動すること

- \* 容器包装材の使用を最小限に押さえ、使用する場合も塩ビ製品から非塩ビ製品に切り替える。
- \* 塩ビ製品には「塩ビ使用」と明記する。
- \* 産業廃棄物等の野焼きは行わない。
- \* 小型焼却炉を使用しない。

## 騒音・振動・悪臭問題及び監視体制

### 環 境 特 性

#### (1) 騒音・振動

- ・ 騒音・振動の発生源

騒 音	振 動	1) 工場・事業所
		2) 建設作業(道路工事、くい打ち、びょう打ち、掘削等)
		3) 自動車(中央自動車道、主要幹線道路)
		4) 航空機・飛行場・ヘリコプター(横田基地、立川基地、厚木基地)
		5) 鉄道(中央線、京王線)
		6) 生活(ピアノ等楽器音、音響機器音、冷暖房等機械音)
		7) 深夜営業
		8) 拡声器

- ・ 騒音に関する苦情・陳情の受付件数は、平成6年(1994年)度20件、平成7年(1995年)度33件、平成8年(1996年)度20件。
- ・ 振動に関する苦情・陳情の受付件数は、平成6年(1994年)度4件、平成7年(1995年)度6件、平成8年(1996年)度6件。

#### (2) 悪臭

- ・ 悪臭の発生源

- 1) ゴミ焼却(焼却炉、野焼き等)
- 2) 生活排水(浄化槽、側溝等)
- 3) 薬品使用(工場、クリーニング店等)
- 4) 農薬散布
- 5) 動物飼育(ペット等)悪臭に関する苦情

- ・ 陳情の受付件数は、平成6年(1994年)度18件、平成7年(1995年)度18件、平成8年(1996年)度22件となっている。

### 施 策

#### 道路沿道の騒音・振動対策

- ・ 騒音の調査に基づき、騒音防止のための指導を徹底する。
- ・ 防音壁や緑地帯などで遮音する。
- ・ 振動の多くがトラック等の過積載によるものであり、警察と協力して指導を強化する。

#### 悪臭防止対策

- ・ 可燃ゴミの減量化を啓発する。
- ・ ゴミ焼却炉改良及び運転管理の改善を行う。
- ・ 小型焼却炉及び野焼き等に対する指導を強化する。

#### 公害監視体制の充実

- ・ 近隣自治体との連携による公害苦情・相談等の受け入れ体制の充実を図る。

#### 苦情対応・相談体制の整備

- ・ 公害苦情・相談・処理体制の充実を図る。

## 配慮・行動すべきこと



<sup>11</sup> スターウォッチング、二酸化窒素簡易測定、アサガオによる光化学スモッグ調査空気の澄み具合の確認のための星空観察や、光化学スモッグによるアサガオの葉への影響調査など。



### 市民が行動すること

- \* 自動車の使用を自粛する。
- \* 車の使い方を工夫し、運転マナーを守る。
  - ・ からぶかしや急発進をしない。急ブレーキが必要となるような運転をしない。
  - ・ 駐停車中はエンジンを止める(アイドリングストップ)。
- \* 工事、基地騒音の現状についての情報を、市に提供する。
- \* 悪臭発生源になる小型焼却炉を使用しない。
- \* 市民参加による調査・測定に参加する。  
(スターウォッチング、二酸化窒素簡易測定、アサガオによる光化学スモッグ調査<sup>11</sup>等)

### 市が行動すること

- \* 幹線道路に騒音緩衝帯としての植樹帯を設置する。
- \* 道路騒音低減のため、低騒音舗装に努める。
- \* 緩衝帯やオープンスペースの確保などを進め、人と車の分離を図る。
- \* 工事騒音・振動に対して適正な行政指導を行う。
- \* 基地騒音に対して関係機関に対策を働きかける。
- \* 悪臭防止対策として次の事業を推進する。
  - ・ 可燃ゴミの減量化
  - ・ クリーンセンターのゴミ焼却炉の改良
  - ・ 小型焼却炉及び野焼き等に対する指導の強化
- \* 大気汚染の測定を充実させ、健康への影響を調査する。
- \* 酸性雨モニター等、情報提供を充実させる。
- \* 光化学スモッグの連絡体制の強化を図る。
- \* 公害苦情・相談・処理体制の充実を図る(公害苦情窓口の一本化等)。
- \* 近隣自治体との連携による公害苦情・相談等の受け入れ態勢の充実を図る。

### 事業者が行動すること

- \* 低公害車、低騒音タイヤの普及・導入を行う。
- \* ノーカーデーに協力し、自動車の利用を自粛・規制をする。
- \* 車の使い方を工夫し、マナーを徹底する。
  - ・ からぶかし、アイドリングを自粛する。
  - ・ 低公害車を利用する。
- \* 工事を行う際には低騒音型の機械を使用する。
- \* 拡声器による大音量の宣伝を慎む。
- \* 車両検査の徹底を図り、過積載車・整備不良車の運行をしない。事業所内で調査・監視の充実を図る。
- \* 産業廃棄物等の野焼きをしない。小型焼却炉の使用をしない。



## 循環型のまちづくり

渡る風、降る雨。色や形で識別できない大気の流れをコントロールすることは人の力の及ばないところでは、

汚染物質がもたらす環境負荷は、日野市だけでは解決できない近隣地域共通の問題となっています。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などもローカルな問題にとどまらず、アジアや世界にまで及ぶグローバルな問題となっています。これらがもたらす環境への負荷をできるだけ減らすためには、エネルギー資源の有効活用と循環の仕組みを地域につくる必要があります。

地域ごとのさまざまな提案が大勢の人々の参加で実行され、相乗効果をもたらすことによって、極めて困難とされる地球規模の大気汚染問題が解決に向かうものと確信します。

循環型のまちづくりを目指し、地球環境問題に省エネルギー、省資源の面から解決に向けて以下のような計画を策定します。

# 地球温暖化

## 環境特性

- ・ 温室効果ガスの増加に伴い、過去100年で0.3～0.6℃ 気温が上昇している。気温の上昇に伴い海面は過去100年で10～25cm上昇している。
- ・ 西暦2100年には平均気温が2℃ 上昇し、海面水位が0.5m上昇すると予測されており、この場合日本の砂浜の約70%が水没するとされている。
- ・ 日野市における気温の上昇について過去の最低、最高気温の平均値について解析すると昭和41年(1966年)から3カ年の平均最低気温は-5.2℃、平均最高気温は32.4℃で、平成6年(1994年)から3カ年の平均最低気温は-5.6℃、平均最高気温は38.8℃となっており、平均最低気温に著しい変化はみられないが平均最高気温は高まっている。
- ・ 石油や石炭などの大量燃焼による二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出が、温室効果ガス(二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)、対流圏オゾン(O<sub>3</sub>)、クロロフルオロカーボン(CFC)の5種類が代表的)の91.5%を占めている。
- ・ 近年の最高気温の上昇傾向の要因の一つとして、
  - 路面のアスファルトの被覆率の高まり
  - エアコンの普及による排熱の増大
  - 水田、緑地の減少による気温の抑制効果の弱まり等が考えられる。また、熱帯地域の森林の急速な減少や地球全体の気候の変動も地球温暖化の要因である。

## 施策

### 温暖化防止対策

- ・ クリーンエネルギーの開発・利用の支援をする。
- ・ 電力使用量の削減を啓発する。

### 緑を増やす。

- ・ 緑化を推進する。

### 国際協力

- ・ 地球環境問題について個々の意識を高める。
- ・ 国際的な取組に協力するための目標値を設定する。

## 配慮・行動すべきこと



<sup>12</sup> コージェネレーション  
一般発電プラントにおいて、  
原理上、投入燃料のうち電力  
に変換されなかった部分は排  
熱となる。この排熱を冷暖房  
や温水などのエネルギーとし  
て効率的に利用する。



<sup>13</sup> 製品アセスメント(LCA)  
(Life Cycle Assessment)  
産業生産物の製造時、使用  
時、廃棄時またリサイクル  
時も含めたエネルギー投入  
量と排出物総量を総合的に  
評価する手法。

## 市民が行動すること

- \* 省エネルギー型家電製品を使用し、家庭における電力使用量を削減する。
  - ・環境家計簿等を利用する。
  - ・自動販売機の設置を減らす。
- \* 太陽光発電システム等の自然エネルギーを活用する。
- \* 各家庭において緑化に努める。
- \* 地球温暖化防止のために市の定める目標値が達成されるよう市民一人ひとりが環境負荷の抑制に努める。

## 市が行動すること

- \* 公共施設における電力等のエネルギーについて使用量の削減を図る。
  - ・冷暖房の見直しを進める。
  - ・低燃費車の導入等を推進する。
- \* 近隣自治体間の協調・連携により省エネルギー活動やクリーンエネルギーの使用、未利用エネルギーの活用(コージェネレーション<sup>12</sup>等)を支援する。
- \* 太陽光発電システム等自然エネルギー利用促進を図る(助成制度の紹介、率先利用)。
- \* 財政・環境・資源問題の観点から、都の全量焼却体制維持などの見直しについて働きかける。
- \* 省エネルギーのため都市緑化を推進する(啓発・支援・率先実行)。
- \* 熱帯木材使用の廃止について啓発を行う。

## 事業者が行動すること

- \* 事業所における電力等の使用量を削減する(冷暖房、照明)
  - ・冷暖房の見直しによる電力使用料の削減を図る。
  - ・店舗の営業時間を見直す(冷暖房、照明、ショーケース等の消費電力)。
- \* 低燃費車を導入する。
- \* 自動販売機の設置台数を減らす。
- \* 太陽光発電システム等の自然エネルギーを活用する。
- \* 省エネルギー計画を作成し、省エネルギー技術開発を進める。
- \* 敷地内緑化に努める。
- \* 製品アセスメント(LCA)<sup>13</sup>を導入する。

# オゾン層破壊

## 環境特性

- ・ 太陽からの紫外線を遮断する成層圏のオゾン層に穴があくオゾン・ホールが昭和60年(1985年)頃南極で確認された。
- ・ オゾン層の破壊による大量の紫外線照射は表皮細胞の遺伝子に異常を来し、皮膚がんを増加させる。また、稲、大豆、エンドウ、キュウリ等の農作物の収量減少を来す。
- ・ カークーラーや冷蔵庫などの冷却剤、工業部品の洗浄剤、ウレタンなどの発泡剤に使用されているクロロフルオロカーボン(CFC)等の化学物質がオゾン層破壊の原因物質として明らかになってきた。
- ・ 日野市では、平成6年(1994年)8月から電気冷蔵庫の冷媒用フロンガスの回収を始め、回収したフロンガスを通産省実証プラントで破壊処理してしる。回収率は60%前後である。一方、カーエアコン、業務用冷凍空調機器については、回収作業は行っていない。

## 施策

### フロン等の撤廃

- ・ 中小企業等におけるオゾン破壊物質の使用の中止、早期転換の促進の支援を強化する。
- ・ フロンや代替フロンの代わりとなる新しい物質の開発・促進を国等へ働きかける。
- ・ カーエアコン及び業務用空調機器等のフロンの回収、分解への関連事業者の共同取組を働きかける。

### 国際協力

- ・ 地球環境問題について個々の意識を高める。
- ・ 国際的な取組に協力するための目標値を設定する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 冷蔵庫等の不法投棄は絶対に行わない。
- \* 家電のフロンの回収システムに参加・協力する。
- \* 国際的な取組に協力するために市の定める目標値が達成されるよう市民一人ひとりが環境負荷の抑制に努める。



### 市が行動すること

- \* 中小企業等におけるオゾン破壊物質の使用の中止、早期転換の促進の支援を強化する。
- \* フロンや代替フロンの代わりとなる新しい物質の開発・促進を国等に働きかける。
- \* カーエアコン及び業務用空調機器等のフロンの回収、分解への関連事業者の共同取組を働きかける。
- \* 国際的な取組に協力するための目標値を設定する。



### 事業者が行動すること

- \* 廃棄冷蔵庫等の冷媒の共同回収システムを構築する。
- \* カーエアコン及び業務用空調機器等のフロンの回収、分解への関連事業者の共同取組を行う。
- \* 国際的な取組に協力するために市の定めた目標値が達成されるよう環境負荷の抑制に努める。
- \* 近隣国に排出ガス抑制の技術支援をする。

## 酸性雨

### 環 境 特 性

- ・ 日本全国でpH3～4の酸性雨が観測されている。
- ・ 樹木の立ち枯れなどに酸性雨の影響があるといわれている(環境庁：酸性雨対策検討会)。
- ・ 東京都心の銅像にも強度の腐食被害が出始めている。
- ・ 身近では、雨水による衣服の変色がある。ビルの鉄筋の錆や鉄構造物の錆による耐用年数の短期化がみられ、酸性雨も大きな要因である。
- ・ 日野市の酸性雨モニターの調査では、平成4年(1992年)から平成7年(1995年)までは平均pH5.5～5.6であったが、平成8年(1996年)から平成9年(1997年)まではpH5.0と酸性化が進行している。平成8年(1996年)10月から平成9年(1997年)9月までの間の最少pHは3.6である(数値：環境保全課資料)。
- ・ 酸性雨の原因は、燃焼排出ガス中のSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、Cl等が大気中の水分に溶けて酸性の雨となったもので、その雨水が土壤微生物を殺して樹木の根を弱らせ、ついに樹木を枯らしてしまう。また湖沼に入ると水を酸性にして魚等の水棲生物を死滅させる。
- ・ 日本の酸性雨の原因は国外から汚染大気が偏西風で運ばれてきたものや、国内都市の石油燃料等の排出ガスが要因である。
- ・ 浜浜地区の汚染大気が日光地方、名古屋圏の汚染大気が中部山岳に影響を及ぼしている。
- ・ 日野市内でも、銅やトタン屋根の腐食は酸性雨の影響とも考えられる。

### 施 策

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、塩素(Cl)等の排出削減対策

- ・ 公共交通網、施設の整備・利用の促進を図る。
- ・ 自動車からの窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)等の排出を極力抑制するため低公害車の開発をさらに進めるよう要請する。
- ・ 工場・事業所等からの窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)等の排出を抑制するための指導、支援を強化する。

国際協力

- ・ 地球環境問題について個々の意識を高める。
- ・ 国際的な取組に協力するための目標値を設定する。



### 市民が行動すること

- \* マイカーを控え、バス、タクシー、電車等の公共交通機関を利用したり、自転車を利用する。
- \* 車の使い方を工夫し、運転マナーを守る。
  - ・ からぶかしや急発進をしない、急ブレーキを必要とするような運転をしない。
  - ・ 駐停車中はエンジンを止める(アイドリングストップ)。
  - ・ 自動車の使用回数を減らし、一人乗りを控え相乗りをする。
  - ・ 低公害車を利用する。
  - ・ ディーゼル乗用車の使用を自粛する。
  - ・ 荷物の積みすぎをやめる。不要な物を積まない。
- \* 小型焼却炉の使用を自粛する。
- \* 市の定めた目標値が達成されるよう市民一人ひとりが環境負荷の抑制に努める。



### 市が行動すること

- \* 公共交通網、施設の整備・利用の促進を図る。
  - ・ 自転車専用道路(優先路)の確保、駐輪施設の整備を図る。
  - ・ 低公害のミニバスを運行する。
  - ・ 「環境切符」や「環境定期券」の発行を検討する。
- \* 自動車からの窒素酸化物 (NOx) 等の排出を極力抑制するため低公害車の開発をさらに進めるよう要請する。
- \* 工場・事業所等からの窒素酸化物 (NOx) 等の排出を抑制するための指導、支援を強化する。
- \* 国際的な取組に協力するための目標値を設定する。



### 事業者が行動すること

- \* ノーカーデーに協力し、自動車の利用の自粛・規制をする。
- \* マイカー通勤を自粛し、近隣事業者が共同して送迎バスやタクシーなどを利用する。
- \* 自動車の乗り方に注意し、運転マナーの徹底を図る。
  - ・ 駐停車中はエンジンを止める(アイドリングストップ)。
- \* 民営によるエコライン交通事業<sup>14</sup>を展開する。
- \* 低公害車を導入する。
- \* 事業活動に伴う排出ガス削減と無害化処理を進める。
- \* 化石燃料使用量の削減と無害燃料への転換を進める。
- \* 産業廃棄物等の野焼きをやめ、焼却炉の使用を自粛する。
- \* 市の定めた目標値が達成されるよう環境負荷の抑制に努める。
- \* 近隣国に排出ガス抑制の技術支援をする。

<sup>14</sup> エコライン交通事業  
マイカーを減らすためにミニバスなどを利用して、より細やかな交通網を整備する。

# Water

## 水

日野市は、多摩川・浅川によってできた沖積低地、日野台地、多摩丘陵という多様な地形によってつくられています。この中に育まれたゆたかな自然と暮らしてきた先人の知恵と努力により、人の歴史もまた形づくられてきました。このことは、まさに私たちが目指す身近な自然との共生です。現在でも、私たちのまちの中には、

湧水群があり、  
用水が縦横に流れており、  
農地が残されていて、  
緑の多い丘陵地、林、崖線があります。

私たちのまちの特色は、このようにゆたかな緑や回廊のようにつながった水辺の中に人の生活が見える風景にあります。

このような私たちのまちの自然は、地球全体で考えていくべき「人間と環境との共存のあり方」を示すためにも、これからますます貴重になってきます。

その一方で、経済優先の活動の結果、水質汚染や乱開発が進み、身近な自然が失われたり、また、人間と自然との関わりが薄れてきています。

このような中、身近な自然を保全し、次の世代に残していくためには、生活者である私たちが、特色を活かしたまちづくりを考え、そして寄与していかなければなりません。

日野市のまちづくりの目標を以下のように定めます。

## 目 標

### 河川・用水、台地・丘陵地をつなぐ「水」を活かした回廊作り

私たちは、先人より受け継いだゆたかな水の環境を、子どもたちにより良い形で受け渡すために最大限の努力をしなければなりません。そして、私たちが、小さな頃、川や水辺で遊び学んだように、楽しく気持ちの良い水辺を残してあげたいと思います。

そこで、日野市の水辺の環境イメージとして、

私たちの「まち」には子どもたちの歓声が響く水辺がある。  
私たちの「まち」には多くの生き物と暮らせる水辺がある。  
私たちが住みたい、帰ってきたい、そんな水の郷である。

を提案します。

そのような、日野市にするためには、市民一人ひとりが自然の尊さを知り、環境保全に関して理解と認識を深め、環境に配慮した行動がとれるようにしなければなりません。

日野市の水環境に関する現状と問題点を把握し、改善するために「市民がすること」、「市がすること」、「事業者がすること」をまとめました。

## 施策体系

河川・用水、台地・丘陵地の水循環の保全と回復	地下水・湧水の水量確保 表流水の水量確保 施設・水利権の維持
河川・用水の水辺環境・生態系の保全と回復	用水の保全と回復 湧水の保全と回復 河川の保全と回復 多様な水辺づくり
河川・用水・地下水・湧水の水質の保全と回復	河川・用水の水質保全と回復 下水道未整備地域の水質改善 下水道整備地域の下水道普及の促進 地下水汚染の対策 環境ホルモン汚染への対応
水の利用	水の利用



## 河川・用水、台地・丘陵地の水循環の保全と回復

浅川は、八王子市(市域186.31km<sup>2</sup>)、日野市(市域27.53km<sup>2</sup>)の二つの市を流れています。両市の73%にあたる156.1km<sup>2</sup>が浅川流域、つまり降った雨が浅川に流れ込む面積です。浅川以外にも、直接多摩川に合流する河川(程久保川、谷地川)もあり、扇状地や沖積地などの平地があります。いずれも太陽・重力等の自然の力によって循環する水のエネルギーが生み出したものです。また長いときをかけてつくりあげられた水循環システムには、目に見える川や湖沼だけでなく、目に見えない地下水もあります。高低差の大きなこの地において、ごく近年までこの自然な水循環の中で人の暮らしは成り立ち、流域の水収支<sup>15</sup>を大きく乱すことはありませんでした。

<sup>15</sup> 流域の水収支  
流域へ供給される水と流域外への流出する水の量。

東京近郊にあって豊富で良質な地下水をもつ日野市は、大量生産を進め合理化を図る多くの企業にとって魅力ある地であり、比較的早くから地下水を利用する工場の進出がありました。その上に、1960年代から始まる急激な人口増加があり、都の水道一元化計画により、昭和49年(1974年)には都の水道に組み込まれ、昭和57年(1982年)には流域下水道が着工されるなど、水循環に大きな影響を及ぼすことが次々に起こりました。

そして現在、湧水地では、湧水量の減少の傾向がみられたり、都市化と流域下水道の供用開始に伴い多摩川、浅川の流量の減少が見られます。このため日野の歴史を語り、誇りでもある用水への取水も厳しい状況ですが、年間通水(環境用水)として確立を図っています。

私たちは、次世代にゆたかな日野の水系を引き継ぐため、総合的かつ長期的な視点に立ち、あるべき水循環を達成できる施策、手法などを大胆に打つべきときがきていると考えます。下水道の普及は、浅川等の水質改善に大きく貢献しているとはいえ、日野の用水の水量維持に影響を及ぼすこともあると推測されます。

# 地下水・湧水の水量確保

## 環境特性

- ・ 変化に富んだ地形であり、多様な水の存在・移動形態がある。
- ・ 丘陵地・台地の崖線で地下水が湧出している。
- ・ 水の存在が多様な生物を生息させ、ゆたかな緑を育ててきた。
- ・ 宅地開発による地形改変(樹林・表層土壌の喪失)、土地利用の変化(水田、畑地、林地の減少)、被覆条件の変化(道路等の舗装による浸透面の減少)により雨水が地下浸透しにくくなり、地下水・湧水の水量が減少した。
- ・ 地下構造物、地形の改変により地下水の流動が変化し、湧水を枯渇させる危険性がある。
- ・ 水路改修や谷戸喪失により生き物の生息空間がなくなりつつある。

## 施策

### 地下水<sup>かんよう</sup>涵養地の保全

- ・ 樹林の保全を図る。
- ・ 緑地を保全し、グラウンド等の裸地も舗装したりせず、雨水の地下浸透が可能な状態を維持する。
- ・ 表層土壌の保全を図る。
- ・ 水の地下浸透を確保するため、素掘り水路の保全・復元を図る。
- ・ 雨水浸透施設の設置を推進する。
- ・ 雨水を一時的に貯め、徐々に地下浸透できるように遊水池の設置を図る。

### 地下水流動変化の防止

- ・ 地下構造物の設置について地下水への影響のおそれのあるものは抑制を図る。
- ・ 地形の保全を図る。

配慮・行動すべきこと



市民が行動すること

- \* 樹林の管理・清掃を行い、植生の保全に努める。
- \* 雨水浸透施設等を設置する。
- \* 浸透面を確保する。



市が行動すること

- \* 樹林、緑地の保全・回復に努める。
- \* 人工的な地形改変を抑制し、表層土壌を保全する。
- \* 公共施設に雨水浸透施設及び雨水貯留施設を設置する。雨水浸透施設及び雨水貯留施設設置に対する助成を行う。
- \* 台地に遊水池(雨水一時貯留浸透施設)を設置する。
- \* 地下構造物を設置する場合は、地下水の流動に変化を与えないよう配慮する。
- \* 丘陵地・台地の中高層建築物抑制(まちづくり条例で規定)の手法を検討する。
- \* 台地・平地には浸透施設、丘陵地には雨水利用のための雨水貯留槽(天水槽)の設置を指導する。
- \* 在来種による斜面林、屋敷林、寺社林や果樹園の維持、保全を指導する。
- \* 水環境保全の啓発、活動プログラムづくり等を、市民との連携により行う。
- \* 流水が浸透可能な水路構造を保つよう努める。
- \* 浅い谷、窪地などの埋立てなどを抑制する。



事業者が行動すること

- \* 事業所内の緑化に努める。
- \* 雨水浸透施設、雨水貯留施設の設置を積極的に進める。
- \* 地下構造物を設置する場合は、地下水の流動に変化を与えないよう配慮する。

# 表流水の水量確保

## 環境特性

- ・ 浅川は、流域全体の表流水の水循環の中核になっている。
- ・ 浅川、多摩川の水を多くの用水で引いて水田が開かれた。
- ・ 用水が湧水の受け皿となり、地下水と河川水を結び、水の十字路口としての役割を果たしている。
- ・ 流域の土地利用の変化、流域下水道の整備などにより浅川の水量が減少している。

## 施策

### 16 慣行水利権

法律により水の利用の権利が位置づけられる前から習慣的に使われてきた水の利用権。

#### 用水の水量確保

- ・ 慣行水利権<sup>16</sup>の存続を図る。
- ・ 湧水地の保全を図る。
- ・ 水路をコンクリートを使用せずに改修する方法をさらに進める。
- ・ 事業所排水の活用を検討、推進するため、市民や関係者でプロジェクトを設置する。

#### 浅川の水量確保

- ・ 流域全体での取組を行う。
- ・ 流域を考慮したまちづくりを行う。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 市、事業者、市民、専門家で構成する流域連絡会をさらに充実させる。
- \* 工場排水利用プロジェクトの提案及び協力を行う。
- \* 流域全体の水循環を考慮した指導を関係機関に要請する。
- \* 一人ひとりが生活排水の水質等に気配りをする。



### 市が行動すること

- \* 用水路の機能・価値を再評価し、その機能・価値の保全のため取水量の確保を図る。
- \* 既設水路の保全、水路改修方法の見直し(曲線化、浸透化、素堀り等)を行う。
- \* 流域の自治体と連携し、事業者、市民、専門家の協力で流域条例の制定を推進する。
- \* 浅川河川環境利用計画づくりを市民参画で建設省や流域の関係機関とともに進行。
- \* 浅川流域の緑地保全、遊水池の復元を行う。
- \* 流域下水道の整備については、河川の水位低下を回避する方法を検討する。
- \* 良質なコミュニティプラント<sup>17</sup>を維持し、公共下水道処理場として存続させることの可能性を検討する。
- \* 下水道未整備地区の合併浄化槽の普及と、放流先の検討を行う。
- \* 沢などを可能な限り自然状態で維持し改変を抑制する。
- \* 工場排水利用プロジェクトづくりを推進する。
- \* 市民と協力して、流域全体の水循環を考慮したまちづくりの実現のため、関係機関に要請する。

### 17 コミュニティプラント

比較的小規模な(数十人から数万人を対象とすることが多い。)汚水処理施設。公営でないもの。



### 事業者が行動すること

- \* 工場排水利用プロジェクトに参加・協力する。
- \* 地下水使用計画をたて、節水に努め自然の水循環への影響を減らす。

## 施設・水利権の維持

### 環境特性

- ・豊富な水を頼りに人が住み、農水産業が興り、水文化が形成された。
- ・農業の衰退、区画整理の進行により、農地(水田)が減少し、農業水利の施設(用水)そのものが消えつつある。
- ・農業従事者の減少により用水の維持管理が困難になりつつある。
- ・生活や農業活動の中で用水や井戸と接する人が減り、水に対する関心が低下し、水文化が失われつつある。

### 施策

#### 用水の維持

- ・水田の維持を図る。
- ・用水機能の見直しを図る。
- ・市民参加による維持管理体制を図る。

#### 水利権の確保

- ・慣行水利権の維持及び環境用水としての水利権の確保を行う。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 農業用水の清掃等の作業に参加する。
- \* 環境用水としての水利権を認めるよう所轄関係機関に働きかける。



#### 市が行動すること

- \* 日野市農業基本条例などにに基づき農業者を支援する。
- \* 農地の機能を再評価し、農地(水田)保全に努める。
- \* 用水路の機能・価値を再評価し慣行水利権を守り、環境に対する水利権への移行を図る。



#### 事業者が行動すること

- \* 良好な環境としての農地の維持を支援する。



## 河川・用水の水辺環境・生態系の保全と回復

日野市内の浅川、多摩川、そしてそれらの河川から取水し平地部を流れる用水及び市内のみを流域として流れる程久保川のような小河川等は、現在でも様々な生き物が棲んでおり、市内の重要な自然環境の一つとなっています。また、市民の憩いの場としても利用されています。しかし、河川では水質の悪化や河川改修による生物生息空間の減少が見られ、用水については農業利用が減少し、その存続自体が危ぶまれています。このような水辺を自然ゆたかな「子どもたちがどこでも楽しく遊べる水辺」として保全したいと考えます。

## 用水の保全と回復

### 環境特性

- ・ 市内を縦横に走る用水路があり多くの湧水池と合わせ国土庁の「水の郷百選」に選定されている。
- ・ 用水路の総延長は約170kmあり、生き物の多い場所、歴史的な場所がある。
- ・ 浅川の水位の低下及び河川改修により、取水できにくくなっている。
- ・ 都市計画事業、区画整理事業、開発事業等により、用水路が消失している。
- ・ 用水路が二、三面張り護岸であったり、植生に乏しいものが増えている。
- ・ 農業者の高齢化や後継者難で、用水路の維持管理が困難になっている。
- ・ 用水路などにゴミが引っかかっていたり、水が汚れている。

### 施策

用水を公園づくりに活かすなど市民に身近な存在となるようにし、広く知らせ、保全を図る。

市民と農業者との連携を強め、維持管理作業を共同で行う。

用水の生態系の保全、改善を図るとともに経年調査を実施する。

生物の移動に配慮し、回廊としてネットワークシステムの確保に努める。

用水等の水辺の関係条例、制度の見直し、充実を図る。



---

### 市民が行動すること

---

- \* 用水を汚さないようにする。
- \* 市民活動を通して用水の知識の普及を図る。
- \* 用水の具体的な地域での活用方法を提言する。
- \* 市内農産品の購入と農業者の直販支援を行う。
- \* 生態系保全・改善のための計画づくりへの参加を行う。
- \* 水辺の植生の維持管理に参加する。
- \* 水辺の生物調査の支援や自主的な調査を行う。
- \* 「清流条例」の改正案づくりに参加する。
- \* 市民ボランティア等に積極的に参加する。



---

### 市が行動すること

---

- \* 用水路を保全し、通年通水を継続し、暗きよ化の原則禁止と暗きよの開きよ化を進める。
- \* 用水の存在、役割、経路、価値を市民に情報提供する。
- \* 用水路の多くの機能的価値が維持されるように、取水を継続できるよう検討する。
- \* 用水と公園、学校の校庭とを一体化した水辺公園整備を行う。
- \* 農あるまちづくり条例、水利用施設園芸・特産品の創生、市民農園等連携施策を推進する。
- \* 用水が生物(魚類、陸上動物)の移動路となるように、水辺植生を確保し、河川と落差や急流のないようなつながりを確保する。
- \* 用水生態系の経年調査を行う。
- \* 「清流条例」について水辺環境、生態系にまで範囲を広げる改正をする。
- \* 清流モニター制度等と市民ボランティアの組織化の支援を行う。
- \* 農業用水に農業の他に、防災、遊水池、生物の生息環境、景観、学習教材などの機能を持たせる。



---

### 事業者が行動すること

---

- \* 事業所排水の水質を向上させる。
- \* 用水の役割について理解する。

## 湧水の保全と回復

### 環境特性

- ・ 日野台地の崖線や丘陵地の谷戸などに、市で把握しているだけでも180カ所を超える湧水地点がある。
- ・ 湧水や地下水の構造が明確でなく、湧水維持の効果的な施策がたてにくく、評価も困難である。
- ・ 黒川清流公園のような湧水の価値を活かす工夫がほかではあまりなされていない。
- ・ 湧水地付近の宅地化が進み、ピオトープ<sup>18</sup>をつくりにくい。
- ・ 丘陵地の湧水は開発によりなくなる可能性がある。

<sup>18</sup> ピオトープ

生き物が生息できるよう生態系に配慮した場所。

### 施策

湧水保全のための条例づくりを市民参画で進める。

湧水水辺の形態の改修を調査検討する。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 雨水浸透・貯留施設を設置し、地下水の節水に努める。
- \* 浸透面の確保を行う。
- \* 湧水地、ピオトープの保全を支援し、保全活動に参加する。



#### 市が行動すること

- \* 湧水や地下水の移動や水収支の調査、研究を行う。
- \* 「清流条例」の改定等、総合的保全策をたてる。
- \* 湧水の価値を活かした清流ピオトープづくり、谷戸と山裾の湧水の水辺保全を行う。
- \* 雨水浸透施設の設置を促進し、建築物や舗装等による不浸透面の増加を抑える。



#### 事業者が行動すること

- \* 雨水浸透施設の設置、地下水利用の削減を進め、地下水汚染の原因となる物質の使用を自粛する。
- \* 浸透面の確保を行う。

# 河川の保全と回復

## 環境特性

- ・ 多摩川と浅川の大きな川、程久保川や谷地川などの小河川が、市内を流れている。
- ・ 倉沢川流域ではゲンジボタルが自生している。
- ・ 浅川流域の開発、下水道の普及、河川改修等に伴い河床が下がり、また、流量の変動が激しくなり、用水の取水が困難になっている。
- ・ 程久保川のフェンスに象徴されるように、水辺から人を遠ざけている。
- ・ 倉沢川では周辺の開発が進む可能性がある。

## 施策

河川生態系の保全、回復を進める。

水辺に近づきやすいように工夫する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 河川整備計画に参加し、川づくりに積極的に関わっていく。
- \* ゲンジボタル自生地の保全整備に参加する。
- \* 生物調査への参加や自主的な調査活動を行う。
- \* 河川にゴミを捨てない。河川清掃を企画したり、参加する。



### 市が行動すること

- \* 河川敷の植生を保全し(河川特有の植物の保護を行う)、生態系の経年調査を実施する。
- \* 陸上動物の移動路としての河川敷の保全を行う。
- \* 水際を近自然河川工法で復元する。
- \* 水生動物の移動を妨げる堰、落差工を改善する。
- \* ゲンジボタルの自生地を保全(ある程度手をかけることが必要)する。
- \* 連続した遊歩道をつくり、車椅子でも散策できる進入路を整備する。



### 事業者が行動すること

- \* 現場担当者への、生態系に対する配慮指導を徹底する。
- \* 河川に産業廃棄物を捨てない。
- \* 河川清掃等へは企業内でボランティアを育成し、参加する。

## 多様な水辺づくり

### 環境特性

- ・ 水辺相互のつながりや、そこを取り巻く環境や景観への総合的施策が考慮されてこなかった。
- ・ 日野台地に流れや池がほとんどない。
- ・ 小河川や谷戸湧水が軽視されている。

### 施策

清流回廊の構築を進める。

水辺景観への配慮を重視する。

日野台地への流れ、池づくりを地形や過去の流れを調査し、検討する。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 景観条例等の策定に参加し、条例を遵守する。
- \* 生物多様性に配慮し、在来種の保護と外来種の持込み禁止に協力する。



#### 市が行動すること

- \* 象徴として水辺・農業公園をつくり、河川・用水・湧水地をつなぐ清流回廊の構築を進める。
- \* 水辺の生態系、歴史的景観への配慮を加えた「景観条例」等の策定を検討する。
- \* 日野台地に防災、雨水浸透貯留機能及び近自然的な機能を兼ね備えた池をつくり、水辺として整備する。
- \* 生物多様性に配慮し、在来種の保護、外来種の持込み禁止等の基準をつくり、指導をする。



#### 事業者が行動すること

- \* 「景観条例」策定への協力及び条例の遵守をする。
- \* 生物多様性へ配慮し、在来種の保護、外来種の持込み禁止を遵守する。



## 河川・用水・地下水・湧水の水質の保全と回復

市内の河川・用水の水質については、主に下水道の普及による改善が進められてきましたが、さらに改善努力が必要とされる状況にあります。

浅川、程久保川の水質は、BOD<sup>19</sup>で見ると、旧環境基準(河川D類型)を満たすまでに改善されてきています。しかし、都が、平成9年(1997年)5月に、「浅川(さいかち堰下流部)と程久保川(全域)の環境基準をB類型に変更(格上げ)し、平成14年(2002年)5月以降、速やかに達成すること」としたので、さらに改善努力が求められる状況にあります。また、多摩川については、その水質が環境基準(河川C類型)を満たしていますが、近いうちに環境基準の見直しも予想されますので、引き続き改善努力が求められると考えられます。

一方、用水の水質については、環境基準の適用はありませんが、流入する河川の水質と同等又はそれ以上の水質であることが必要です。多くの用水を個別に見ると、取水時より水質が悪化している用水がほとんどですが、湧水による希釈、自浄作用等により、湧水流入地点から下流の水質が良くなっている用水もあります。用水の流れている場所により、汚濁負荷の様子も異なるため、各用水ごとに水質保全策を考える必要があります。

河川・用水の水質を保全するために、市民・各事業者一人ひとりが、水質に関心をもって、日常生活の中で「水を汚さない」、「水をきれいにする」習慣を身につけて行動することが必要です。さらに下水道整備状況に合わせて地域ごとに、最も水質汚濁が少なくなるよう考え、行動することが求められます。また、地下水の有害物質による汚染、環境ホルモンによる汚染についても施策を取り上げました。

<sup>19</sup> BOD

水の有機物汚染の指標、生物化学的酸素要求量。測定値が得られるまでに5日間を要する。

## 河川・用水の水質保全と回復

### 環境特性

- ・ 河川・用水の水質は改善されているが、さらに改善努力が必要である。
- ・ 多摩川の水質は現時点では環境基準を満たしているが、近いうちに基準が変更される可能性がある。
- ・ 浅川、程久保川の水質は環境基準を満たしていない。
- ・ 取水又は放流先の河川の水質よりも悪い用水がある。放流先の河川の水質を悪化させない程度の水質に改善する必要がある。
- ・ 一部の用水で水量の低下がみられる。
- ・ 河川・用水の水質に関心を持っているのは一部の市民にとどまっている。
- ・ 浅川、多摩川の水質改善については流域との連携が不可欠である。

### 施策

身近な水質指標の導入や親水事業等により、河川・用水への市民の関心を促す。

放流排水の汚濁負荷削減を進める。下水道整備を推進する。

流域間の連携の強化を目指す。

水質、水生生物の調査の継続的推進及び調査への市民参加を進める。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 流域の市民と連携し、雑排水の汚濁負荷削減等の活動を行う。
- \* 用水路の清掃活動を催したり、参加する。
- \* 水質や水生生物の調査に協力する。
- \* 生活排水対策マニュアルづくりを行い、雑排水の汚濁負荷削減活動をする。
- \* ディスポーザーの使用を自粛する。
- \* 石けん、生分解性の高い洗剤、入浴剤を使用し、生分解性の低いものやトイレ洗浄芳香剤及び有害物質を含む物など、環境に悪影響を与える物は使用しない。
- \* 流域市民との連携・交流を進める。



#### 市が行動すること

- \* 流域の自治体との連携に基づく水質改善計画等を策定し、浅川、多摩川の水質目標、達成時期を設定する。
- \* 近自然河川工法による河川改修の促進及び生態系に配慮したピオトープづくりを行う。
- \* 程久保川の水質目標、達成時期の設定を行う。
- \* 用水について流入河川の水質を考慮した目標、達成時期の設定をする。
- \* 市民が測定可能な透視度、COD(パッケテスト)<sup>20</sup>を水質指標に導入する。
- \* 市民が河川・用水に親しめるように生息、生育する水生生物の情報を提供する。
- \* 石けんの普及指導、各種合成洗剤や入浴剤またディスポーザー等の水質への影響情報を提供する。
- \* 水質及び水生生物の調査地点、調査頻度等の検討を行う。

<sup>20</sup> COD(パッケテスト)

水の有機物汚染の指標、化学的酸素要求量。比較的短時間で測定結果が得られる。



---

### 事業者が行動すること

---

- \* 河川・用水路等の清掃活動に協力する。
- \* 放流排水の管理を強化し、処理水の水質改善に努める。
- \* 建設時にディスポーザーの設置をせず、また使用しない。
- \* 生物分解性の低い洗剤等、水質に悪影響を与える洗剤は使用しない。
- \* 流域での連携に協力する。

## 下水道未整備地域の水質改善

### 環境特性

- ・ 下水道未整備地域が残っており、地域によっては整備が長期的に遅れることが予想される。
- ・ 汚濁負荷の高い雑排水が未処理で排水溝から用水・河川に放流されている。
- ・ 小規模処理施設の場合、病気治療のための薬が排水処理へ悪影響を及ぼすことがある。

### 施策

合併処理浄化方式への転換を検討する。

浄化槽の維持管理体制を強化する。

薬物による排水処理施設への悪影響を調査し、対策を検討する。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 単独浄化槽を合併浄化槽に転換する。
- \* 合併浄化槽の処理水をリサイクル利用する。
- \* 無届け、無管理の浄化槽をなくすよう努める。



#### 市が行動すること

- \* 新設浄化槽の合併処理方式を義務化する。
- \* 既設単独浄化槽は合併浄化槽に計画的転換を図る。
- \* 無届け・無管理浄化槽をなくすよう指導する。
- \* 薬物の影響のある施設等の生活排水処理法の改善を検討する。



#### 事業者が行動すること

- \* 下水道未整備地区での宅地開発等では合併処理方式を採用する。
- \* 合併浄化槽への転換を図る。
- \* 処理水を中水道等として使う等、リサイクル利用をする。

# 下水道整備地域の下水道普及の促進

## 環境特性

- ・ 下水道供用地域で切替工事が一部進んでいないため、下水道水洗化率がまだ低い。
- ・ 下水道切替工事が済んでいない家庭への、切替えへのPRが必要である。

## 施策

下水道への切替工事の促進、指導の実施を行う。

浄化槽の雨水貯留施設化への指導を行う。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 下水道切替工事をする。
- \* 不要となる浄化槽を雨水貯留施設として活用を図る。



### 市が行動すること

- \* 下水道への切替工事の促進、指導を実施する。
- \* 浄化槽の雨水貯留施設化への指導を行う。



### 事業者が行動すること

- \* 下水道切替工事を実施する。
- \* 不要となる排水処理施設を雨水貯留施設に転用する。

## 地下水汚染の対策

### 環境特性

- ・ 地下水の一部に硝酸性窒素や有機塩素系化合物が検出されているが、市全体の汚染実態把握は不十分である。
- ・ 大腸菌、有機溶剤、環境ホルモン等による地下水汚染がある。
- ・ ほかに大気中に含まれている汚染有害物質が粉塵、雨水とともに降下してくるもの、肥料、農薬・殺虫剤、生活・工場排水、廃棄物の埋立て等による土壌汚染からのものがある。

### 施策

降雨による汚染の対策を検討する。

土壌汚染の対策を検討する。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 市に情報提供の協力をする。



#### 市が行動すること

- \* 汚染実態を計画的に把握し、情報提供を行い、不法投棄防止などの対策を検討する。



#### 事業者が行動すること

- \* 汚染有害物質の使用を抑制する。
- \* 有害物質の使用状況と地下水調査結果の開示を行う。

# 環境ホルモン汚染への対応

## 環境特性

- ・ 環境ホルモン汚染が多摩川水系でも疑われている。
- ・ 汚染物質とその影響の因果関係が十分に解明されていない。

## 施策

計画的に情報の収集を行い、的確な情報を提供する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 市に情報提供の協力をする。



### 市が行動すること

- \* 計画的に情報の収集を行い、的確な情報を提供する。
- \* 得られた情報により、必要な調査・研究を行う。



### 事業者が行動すること

- \* 環境ホルモンに関連する物質の使用の有無等について、情報を開示し、これらを使用している場合、使用を自粛する。



## 水の利用

私たちは使用水道量の73%を日野市域外から得ています。このことは、水源としている利根川流域の水環境と、そこに住む人々についての深い理解と敬意を持って、私たちの水利用行動を律していかなければならないことを意味しています。すなわち、従来の消費行動を見直し、生活習慣を変え、貴重な水資源を有効に使うことであり、日野市にあっては各種の水循環と水質改善に関する諸施策の実施を通して下流域への責任を果たすことです。そのことにより、浅川にあっては八王子市と、また多摩川流域においても多くの人々と連携ができ、より良い水環境の創生を可能にすることができます。

# 水の利用

## 環境特性

- ・ 上水道の普及率は100%であるが、上水道水源は地下水27%で、73%を利根川水系に依存し、補っている。平成9年(1997年)度実績。
- ・ 市外の水源の実情が分かりにくい。
- ・ 農薬・有機塩素系化合物等に加えて、微生物・細菌・環境ホルモン等未知の問題の発生が予測される。

## 施策

節水、循環利用を進める。

雨水の利用を促進する。

水道水源情報等の把握のため、都水道局との連携を強化する。

地下水の<sup>かんよう</sup>涵養対策をたてる。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 家庭における節水、合併浄化槽処理水の循環利用、雨水の利用等を図る。
- \* 雨水利用のための貯留槽(天水槽等)の設置を進める。
- \* 水道水源地への関心を高める。
- \* 水道衛生に関心を持ち、知識の蓄積を図る。



### 市が行動すること

- \* 公共施設における節水、循環利用の先導的実施について行動指針をつくる。
- \* 雨水利用のための貯留槽(天水槽等)の普及を図る。
- \* 節水、処理水の循環利用(中水道)の設備の拡充とPRを推進する。
- \* 都水道局との連携を強化し、水源情報の迅速な把握に努める。
- \* 「清流条例」を改正し、地下水<sup>かんよう</sup>涵養施策の強化を図る。
- \* 水道水源についての情報収集を行い、公開する。
- \* 災害時に使用可能な井戸を整備する。



### 事業者が行動すること

- \* 節水、循環利用を推進する。
- \* 有害物質の取扱い、農薬や肥料の使用法と影響についての知識向上を図る。
- \* 災害時に使用可能な地下水揚水施設を地域住民へ供給できるようにする。

# Plants

## 緑

緑が減ったと嘆く市民が多い一方、「緑ゆたかなまち」と現状を評価する声もかなりあります。

日野の緑は、多摩丘陵と段丘の崖線が緑に覆われた感じですが、台地上の畑や低地の田、果樹園などの農地、さらに平地に点在する公園や寺社などの残っている緑はわずかです。しかしその緑も、緑地保全を目的に公有地化したところもありますが、民有地が多く、すべてを公有地化できる状況にあるわけではありません。所有者の事情により、緑が失われてしまう可能性も今後ますます高くなることが予想されます。

宅地開発等により失われた緑が造成工事終了後に補充される例はわずかしかなりありません。道路建設や宅地開発により樹木が伐られた斜面地は、工事後、法面<sup>のりめん</sup>として残されていても緑が育っていない状況が見られます。

植物たちはヒトが住みつく前から日野の地に生き続けてきました。地球環境の保全・地球温暖化防止に貢献するためには、残された緑を守り育て、増やすことが肝要です。ヒトを含むあらゆる生き物のために、ゆたかな自然景観を守り形成していきたいと考えます。

また個々の緑を保全するだけでなく、つながりと広がりを考えることも重要です。

市民・農業者・事業者・行政のそれぞれの役割を重視し、情報を共有し新たな協力関係(パートナーシップ)を生み出しながら緑の保全を進めていかななくてはなりません。緑を増やし保全するためには、費用がかかります。緑への費用負担をそれぞれ増やしていくことも必要となってきます。

緑を、ヒトを含むあらゆる生き物が快適に棲める環境と位置づけ、私たちは次の目標を掲げます。

## 目 標

### 人と自然が共に生きる、うるおいのある緑ゆたかなまち

緑を、自然に近いところからヒトの営みへ、さらに公的な場所へという流れでまとめ、

自然に近い緑  
農地・用水・河川  
住宅地・施設の緑  
公園・まちの緑

に分類しました。「自然に近い緑」では、丘陵地や崖線、平地の緑地などの自然に近い広がりとしての緑を包含して述べます。「農地・用水・河川」は人の手によって耕された緑、農業の必要性からつくられ維持されている用水、そして治水のために管理されている河川についてです。「住宅地・施設の緑」については、住宅や工場・学校などヒトの営みの中でつくられた緑に関することです。「公園・まちの緑」は公園や広場の樹木など、市や都の管理下にある緑であり、つながりや回廊となるものとしての役割も含めて述べます。

## 施策体系

自然に近い緑	丘陵地及び崖線、平地林
農地・用水・河川	農地 用水 河川
住宅地・施設の緑	戸建住宅の緑 集合住宅・住宅団地の緑 工場構内・各種建築物の緑
公園・まちの緑	公園 道・まちの緑



## 自然に近い緑

景観的視点でとらえると、日野は自然と歴史が融合され、田園的で伝統的な美しさが一部に残されています。かつての農地と雑木林の組合せは、日野の優れた個性でもありました。そこには、ヒトを含む生き物が共生していたわけですが、農業、工場、住宅の順にヒト・モノが入り込み、近年では住宅地として急速な開発により共生の中身が変化してしまっています。長い時間をかけ形成されるべき景観の視点から見れば、現在の住み分け方に、どこか落ち着きのなさを感じさせています。

南に多摩丘陵、北西側の台地・段丘の崖線に広がりのある緑地が保全されていますが、道路や鉄道、住居などが緑を分断しているところもあります。

すべての生き物が息づき、共生するゆたかな自然景観の中をヒトが自由に移動できる小道がほしい。緑を育むために立入りを制限する必要がある場合もありますが、『触れ、見つめる緑との関係』も大事にし、自由に緑地へ入れるような形態で保存していく必要もあります。また、緑は歴史的な文化であるという視点も大切です。21世紀を生きる子どもたちが身近な緑に足を運ぶことを奨励しよう。市民が子どもの教育条件の1位に「自然と触れる場所」を挙げるまちでありたい。緑がなくなつてからその良さに気付いても手遅れであり、復元には長い時間がかかってしまいます。

# 丘陵地及び崖線、平地林

## 環境特性

日野市の丘陵部は、雲取山や三頭山を頂点とした関東山地から東に指(フィンガー)状に張り出した丘陵地の一つの東端をなしている。これらの丘陵部は、東京都の「緑のフィンガープラン」において、都民全体にとっても身近な自然とのふれあいの場として、貴重な空間と位置づけられている。

丘陵地やその周辺に住む人々の生活の場として、また自然環境や周辺地域の景観を構成するものとして重要な機能を果たしており、多くの人の心のよりどころともなっている。

都心に近い多摩丘陵及び崖線の緑は貴重であるが、大型開発や無計画な開発で傷つけられたものもある。また、その緑地の多くが民有地であり、眺望が良く交通に便利なため、マンションなどになる可能性もあり、緑地信託制度などの保全策だけでは、不十分である。

- ・ 雑木林に無断で入り込んだり、貴重種の盗掘をする等の問題も出ている。
- ・ 相続などのために雑木林は売却される可能性がある。
- ・ かつての農用や薪炭用の雑木林が放置され、管理されていないところもある。しかし、農用林であった当時のように、人による管理が必要だ。
- ・ 雑木林等は都心に近い他市では貴重品扱いされ、保存されているのに、日野市においては身近すぎるせいか貴重なものとしての認識は高くない。
- ・ 開発で樹木が伐採されたまま復元しないところが数多くある。
- ・ 緑の回廊としてつながりのある緑地の保全が計画的に行われていない。
- ・ 社寺林や屋敷林は、氏子又は個人の事情で伐られることがある。

### 丘陵地

- ・ ゆたかな落葉樹林は宅地開発等により虫食い状になっている。
- ・ 酪農家もわずかに残り、大学等の学校や動物園、遊園地などの施設もある場所だが、これらを利用する人も、施設周辺の緑への関心は高くない。
- ・ 大きく八王子市とまた一部を多摩市と接し魅力的な樹林地が広がるが、公有地化されたところを除き、いつまでもこのまま保全される保証はない。
- ・ 高尾方面へ自然度の高い地帯が続き、自然生態系上でも貴重な丘陵地の一端だが、その貴重性が十分に認識されていない。

### 崖線

- ・ 台地・段丘から多摩川、浅川に傾斜している崖線に、遠目にも目立つ斜面林が残っている。
- ・ 帯状に残っている日野緑地などは鉄道・中央自動車道で分断されている。
- ・ 身近に自然を感じさせる場所だが、民有地もかなりある。
- ・ 萌芽更新<sup>21</sup>や下草刈りなどの管理が行われているところでは、カタクリなど貴重種が生育している。

### 平地林

- ・ 平地の雑木林は農用林として、かつては萌芽更新など行われてきたが、その面積、数も減少し、住宅や農地の間に放置されている。
- ・ 緑の回廊として、丘陵地や崖線をつなぐ緑地として大切である。

<sup>21</sup> 萌芽更新

雑木林は15～20年程度で樹木を伐採し、若芽を伸ばすことにより古木、老木により林の活力が落ちることを防いできた。

## 施策

生態系に配慮した丘陵地・崖線の保全と景観管理を行う。

丘陵地・崖線の環境に配慮した利用法を検討する。

公有化、「緑地信託」、「みどりの登録」制度を充実し、その推進を図る。

研究機関との関係を強化し、学習施設の設置を検討する。

萌芽更新については、周辺の環境変化を考慮しその工法を検討する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 広域的な保全活動に参加し、保全のためのプロジェクトを担う。
- \* 丘陵地の自然保全に関心を持つ人を増やす。
- \* ボランティア・ガイドの育成を進め、参加する。
- \* 緩斜面の法面への植樹と管理に参加する。
- \* 丘陵地にあるいろいろな施設と施設内外の植生等の自然環境について情報交換を図る。
- \* 丘陵上部への利用しやすい小道(散策路)の条件を考える。
- \* 丘陵地等の利用についてのルール、マナーづくりを考える。
- \* 里山の雰囲気のある場所を確保、共に若者と緑の意義を考える(環境教育)。
- \* 自然、歴史推薦コースの位置、つながりの検討を行う。
- \* 崖線とほかの緑地、用水、公園、史跡を結ぶ緑道の計画を提案する。
- \* 自然の残された丘陵地、崖線の保全・公有化を強力に支持する。
- \* 市民として身近な地域の雑木林を大切にする。
- \* 技術習得を含め、緑管理の作業に参加する。
- \* 市と連携し、雑木林等の実態調査の企画に参加する。
- \* 農地を含む緑地基金制度の提案を行う。
- \* 相続税を含む税制の改善を国・都に働きかけるよう要請する。



---

## 市が行動すること

---

- \* 広域的な丘陵地保全について、都に要請する。
- \* 重要な自然地区などを明確にし、開発とのバランスを心掛けた指導をする(都を含む。)
- \* 樹林地のある調整区域の市街化区域への変更は原則行わない。
- \* 都条例で位置づけられた都立多摩丘陵自然公園の見直しの提言と保全制度を検討し、都に提案する。
- \* 丘陵地域の位置づけと利用方法の検討を行う。
- \* 他市との連携及び住民参加で総合的丘陵ビジョンづくりを検討する。
- \* 丘陵地にある学校の空き教室を利用し、資料の収集、保管、展示と環境学習のための多摩丘陵自然資料館の設置についての検討を行う。
- \* 小中学生の自然環境保全体験の推進を図る。
- \* 自然度調査に基づく地域別の保全法の検討とそれに基づく管理を行う。
- \* 崖線保全策の重視、崖線地帯の緑地指定と公有化の促進を図る。
- \* 崖線とほかの緑地、用水、公園、史跡を結ぶ緑道の計画を検討、促進する。
- \* 既設散策ルートの見直しと利用しやすいコースの標識を整備する。
- \* 新たに取得した緑地の生態系に配慮した維持保全・管理をボランティアの協力を得て行い、また、ボランティアの指導を行う。
- \* 緑地管理作業者の養成と活用を図る。
- \* つながりある緑を重点的に買い取り保全する。
- \* 現行の「緑地信託」、「みどりの登録」制度を一層充実させ、活用する。
- \* 都市緑地保全法の市民緑地制度等の活用を検討し運用を図る。
- \* 国・都に緑にかかわる相続税等の是正改善を求める。
- \* 市の一般会計予算に毎年一定の緑買取り予算を確保する。
- \* 農地を含む緑地基金制度の受け皿を準備する。



---

## 事業者が行動すること

---

- \* 丘陵周辺事業所(大学等の研究機関、ウイング、動物園、レジャー施設)は景観保全形成に協力する。
- \* 動物園、レジャー施設は公共交通機関の利用を呼びかける。
- \* 周辺環境に調和した建物をつくるなど、市内の緑地保全に積極的に協力する。
- \* 農地を含む緑地基金制度の提案に参加し協力する。



## 農地・用水・河川

農業はヒトの食生活を支える根幹です。古来日野は、二つの川と恵まれた地形を得て、用水路網を発達させ、農業を中心に均衡のとれた景観を形づくってきました。落ち葉や糞尿は田畑に還元され、農地は維持されてきました。有機質に富んだ土壌と水田は、雨水を蓄え、緩やかに川に返すことで、湿度や温度を調整していました。ヒトの営みを軸にした安定した生態系でありました。

生活様式の変化に伴い、農業の形態も変化してきましたが、日野の自然環境を保全するためにも農地は重要です。農業の存続を目指してつくられた日野市農業基本条例は農地保全のためにも推進していくべきものです。

特に、西平山、東光寺、川辺堀之内、倉沢など農村の形態をとどめている地区は、産業としても、文化遺産としても地域丸ごと保全する方策をとっていく必要があります。

四季折々、咲くのが当たり前だった草花が、原っぱや道ばたに見られなくなりました。私たちの世代で、多くの野草種を絶やすことがあってはなりません。特に用水や河川敷は動植物の住処であり、移動の場所でもあります。これらの緑の保持には費用と人手がかかりますが、子どもたちにとっても、大人たちにとっても楽しい、過ごしやすいまちにするために、人と自然の新しい場の構築を模索していきたいと思います。

# 農地

## 環境特性

- ・ 市民の意識調査では農地の存続を求める声が多い。
- ・ 農地は、平成9年(1997年)現在、約262.17ha(市総面積の10%弱)のうち生産緑地指定は132ha(約50.6%)である。
- ・ 平成4年(1992年)の生産緑地法改正により市街化区域でも生産緑地の指定を受けた農地は農業の存続が保証された。最近、生産緑地の追加指定を望む声も出てきているが、今のところ追加指定の条件は難しい。
- ・ 屋敷林や雑木林は相続時の課税が農地としての減免の対象とならないため相続税が高額となり、納税のため農地が売られるのが現状で、後継者がいない問題がさらに存続を困難にしている。
- ・ 宅地化や区画整理で点在する農家は、農業そのものがやりにくくなっているが、市民の農地存続を望む声は強い。
- ・ 市は学校給食に地場野菜や日野産米を取り入れているが、種類や量を確保するのがむずかしい。
- ・ 農家直接販売の定期市や農地の傍らでの直売も行われ、市場出荷は少ない。
- ・ 果樹栽培では、伝統の梨に加え、ぶどう、ブルーベリーのほか、りんごづくりも成功しつつあり、意欲的農家が多い。
- ・ 農薬や化学肥料多投による地力(土地の生産力)の低下が心配されている。

## 施策

農業経営の経済的な存続が可能になるように支援を図る。

農地存続のため税制の是正を求める。

人手確保の対策を構築する。

地場野菜の情報を「広報」で紹介する。

有機栽培を奨励し、環境を保全する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 農作業をやりたい人が参加するために、積極的に技術を学び、農家を支援できる仕組みを提案する。
- \* 市民と農業者をつなぐ話し合いの場を行政、農協と協力してつくる。
- \* 意欲的農家を指導者とする農園学校をつくるなど、現在の市民農園の拡充を提案する。
- \* 日野産の野菜を食べ続けるとともに、直売のシステム再検討を提案する。
- \* 生ゴミの堆肥化に協力する。



### 市が行動すること

- \* 日野市農業基本条例を推進し、農業経営の安定及び農地の保全を図る。
- \* 水田存続のために、学校給食への利用を積極的に図り、低農薬・有機栽培の奨励、学校教育の中に米づくり体験を位置づける。
- \* 地場野菜情報が市民に届くよう支援する。
- \* 落ち葉の堆肥化を推進し、併せて萌芽更新により伐採された樹木の新たな活用を図る。
- \* 農地保全のため農地法や税制の改定を都や国に要請する。
- \* 農業を継続する地区を定める(農業ゾーンの制定)。
- \* 農のあるまちづくりに基づき、西平山、東光寺の区画整理、川辺堀之内の地区計画等により、農業の保全に配慮する。



### 事業者が行動すること

- \* 農業者は、農地保全のためにも農業を継続する。
- \* 環境汚染への配慮として、低農薬、有機農法を進める。
- \* 落ち葉の堆肥化だけでなく、生ゴミ堆肥利用の可能性を検討する。
- \* 直売所をさらに拡充し、市民との日常的交流を図る。
- \* 生け垣で囲まれた果樹園を試みるなど景観に配慮し、周辺住民と交流する。

# 用水

## 環境特性

- ・市内の用水は、多摩川と浅川より引き込まれ、農業用水として水利権を得ている。近年他市においては一部環境用水としても認められたところもある。
- ・用水の管理は多くの人手を要する。
- ・急速な宅地化により、農地が激減し、労働力の不足とも相まって管理の簡単なコンクリートの二、三面張りが多く、水辺の動植物が減っている。暗きよになっているところもある。
- ・暗きよでは水生植物や微生物等光合成による水の浄化も行われない。
- ・雑排水の流入は下水道の普及で一時期より改善されたが、まだ汚れている。より一層の下水道の普及が必要である。
- ・用水の一部(向島用水など)で保全や生態系に配慮した工法を取り入れるなどを試みている。
- ・用水と並行する道路において、ガードレール等により歩行者が水と分断されているところがある。水面を見ることができないし、民家の出入りも危ないところがある。

## 施策

農業用水としてのさらなる保全を図る。

環境用水として位置づけ、景観を保全する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 用水に雑排水を未処理のまま流さない。
- \* 伝統的景観の残る地域は、次世代に引き継ぐため、景観を損なわないよう、建造物、植栽等に留意する。
- \* 用水保存のために、農業が継続するよう支援する。
- \* 用水は市民の財産であるから清掃活動など積極的に参加・協力する。
- \* 良好な環境が残されている用水は保全し、コンクリート護岸のところは近自然工法での改善策を提案する。



### 市が行動すること

- \* 下水道の整備を進め、整備済み地区で下水道切替えを促進する。
- \* 後世に伝えたい用水を明確にする。
- \* 用水の景観を保全するために、周辺の開発や建築物の補修等について協力を求める。
- \* 用水の清掃など保全活動を行う。
- \* 用水を環境教育の素材として位置づける。



### 事業者が行動すること

- \* 廃液等を流さない。
- \* 用水保全に協力する。

# 河川

## 環境特性

- ・ 国の河川管理の目的は、治水、利水とされていたが、近年、環境が重視されている。自然の持つ環境浄化力も見直されてきている。
- ・ 程久保川は周辺の都市化が進み、増水に備えて河床を掘り下げ、コンクリートで固められ柵に囲まれた。護岸部分にみられた野草は大幅になくなった。
- ・ 堤防の度重なる護岸工事で、貴重な野草の生息地が、急速に失われつつある。建設省では従来のコンクリート張りに替えて透水性のある工法を取り入れ、市民グループと協力して一部に植生復元の試みも行っているが、ごくわずかに過ぎない。
- ・ 河原は汚れが進み、外来植物が繁茂、在来植物を脅かしているが、反面、<sup>すみか</sup>住処を追われた鳥や動物の隠れ家にもなっている。

## 施策

河原や堤防を以前の植生に戻す。

河川敷や堤防の環境負荷の少ない利用法を検討する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 堤防工事や河川工事、市の区画整理事業等環境への負荷の大きな工事等に注意を払い、より自然に負担がかからない工法を要請し、動植物の保護を求めていく。
- \* 河川の緑の保全是建設省、都、市当局の綿密な連携と、住民参加で進める。
- \* 河川は植物や小動物の領分であり、バイクや四輪車の乗り入れを禁止するよう働きかける。



### 市が行動すること

- \* 堤防<sup>のりめん</sup>法面等を市内に少なくなった草地植生の復元用の場所として活用できるように、建設省に働きかける。
- \* 河川はできるだけ自然に任せる方向を進める。
- \* 河川内の市民の親しめる施設等は河川の自然特性を重視し、環境を侵さないように努める。
- \* 堤防や河原の植物は植え戻しを原則とする方向で、工事の手順を組み込み、当面、民間団体、有識者を交え方法論の確立に努める(市、都、国)。
- \* 堤防に車両が乗り入れ可能な人車兼用道路となっている場所が数力所あるが、代替道路を設け、安心できる散歩道として整備を進める。



## 住宅地・施設の緑

炭酸ガス等の増加による地球温暖化、ヒートアイランド現象による都市の気温上昇、交通量増加に伴う騒音・ほこりなどの防止に、市民・事業者が樹木などの緑を住宅地・団地や各種施設敷地内に大幅に増やし、育てていくことの重要性を、環境改善の大切な視点として認識し、取り組み、実現していきたい。

日野の風土が育ててきた郷土の樹木の中から、住・職場環境向上にふさわしいものを選定し、個人・集合住宅の庭や各種施設敷地内に植樹を推進し、併せて緑陰効果のある樹形管理をすることにより冷房依存度を下げ、日野の風土に調和した都市景観の形成を図ることが大切です。

このことを実践するには、市民・各地域レベルでの討議を経て、日野市として認識を一致させ、内容によっては今後基準の設定が必要となってきます。また、各種事業者・施設管理者の理解を得る必要があります。特に市内には住宅地域に隣接した大型事業所も多く、都市環境の改善への参加、敷地内緑地の市民への公開など、地域住民へ開かれた企業の姿勢が極めて大切です。

## 戸建住宅の緑

### 環境特性

- ・住宅地として急速・無計画に丘陵地や農地が開発され、自然環境が大きく損なわれてきた。特に丘陵地に大きく食い込んだ住宅地には、生態系への配慮が感じられないものがある。
- ・ミニ開発で最大限に土地利用を求めため、自らの敷地内に植栽をもてない建築物が確実に市内に増えてきている。また相続に伴う土地細分化も、その傾向を助長している。
- ・庭の樹木の多くが、枝を伸ばさないよう樹形を管理され、植物として、機能不全状態にある。特に庭木の場合、電線や隣りに迷惑をかけないよう樹形を管理することが良いマナーとされてきた。
- ・日野の自然環境に不釣り合いな外来植物が次第に増える一方、在来の植物の適切な利用が図られていない。
- ・丘陵地・崖線の樹林地に少し溶け込んできた従来の住宅地・市内の景観が、高層住宅化によって乱され始めた。

### 施策

緑化の基準・制度・ルールの設定を検討する。

景観への配慮を行う。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 在来の落葉樹を緑陰樹<sup>22</sup>として植えるよう努力する。
- \* 緑地協定や地区計画(垣又は柵)等の手法を利用して、敷地内にできるだけ緑地を確保する。
- \* 電柱電線の共同溝化又は地中化導入を働きかける。

<sup>22</sup> 緑陰樹

夏の強い日射をさえぎり、涼しさを演出するための樹木。落葉樹が用いられる。



#### 市が行動すること

- \* 地区計画による敷地の最低面積基準設定を検討する(ミニ開発や相続に伴う土地分割防止)
- \* 在来の緑陰樹の大幅増加、生け垣のいっそうの推進、敷地内に一定面積割合の緑地の確保するための制度をつくる。
- \* 公園・緑地など公共用地負担のない比較的小規模な開発による新規住宅には、土地面積に対し一定比率の緑地用空き地を道路に接し設定するよう指導することを検討する。
- \* 自然環境に近い地域では、環境に配慮した適切な緑関連のルールを検討する。
- \* 伝統的田園地域では、すでにある景観にふさわしい土地や用水の利用を続け、維持管理を図る。
- \* 電柱電線の共同溝化又は地中化を関係機関に要請する。

# 集合住宅・住宅団地の緑

## 環境特性

- ・ 集合住宅は土地を効率的に利用でき、緑への配慮がなされて良いはずであるが、現実にはあまり配慮されていない。
- ・ 特に小規模のものは、その傾向が目立つ。
- ・ 高層集合住宅開発や大型団地建替えなど、地域に不調和な高層住宅新・改築計画に、周辺住民の環境への影響や景観・緑の回廊づくりへの関心が一段と高まっている。

## 施策

緑化の基準・制度・ルールを設定をする。

景観に調和した建物を考慮する。

周辺の緑地・丘陵地と連続した緑道を設置する。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 緑を重点的に保全する場所、枝落としが必要な場所などの区分を提言する。
- \* 植栽管理に伴うトラブルは居住者の意見をまとめ問題解決に努める。
- \* 緑維持の活動に積極的に参加する。
- \* 個々の樹木・樹形を維持できないか慎重に検討し合意形成を図る。
- \* 緑保全の住民意識を高め、緑の回廊化に積極的に協力する。



### 市が行動すること

- \* 小規模開発の新規集合住宅に、土地面積に対する一定比率の公共用地(緑地用)を設定し指導する。
- \* 建替え団地の庭園の緑の回廊化の促進と指導を行う。
- \* 団地建替え時には樹木の保全の配慮を促し指導する。
- \* 周辺の緑地や景観に配慮した建築物の指導を検討する。



### 事業者が行動すること

- \* 建替え時の樹木の保全への配慮を行う。

## 工場構内・各種建築物の緑

### 環境特性

- ・ 生け垣等の緑化で、外見には緑の多い事業所が工業地域に多い。
- ・ 大量に熱放散している事業所でも、地域温暖化防止に効果的な構内での植栽が十分図られていないところもある。
- ・ 構内の緑の量・質を犠牲にして建造物が建てられた事業所が多く、構内の高温を和らげる緑陰樹が、枝をつめられ邪魔物扱いされている。
- ・ 大きい事業所に隣接した地域住民は、事業所内の緑地帯にも自由に入れるなどオープンな関係を持ちたいと望んでいるが、事業所内の緑を含む環境に触れる機会は少ない。
- ・ 一部企業内に文化財や昔からの森があるが、気軽には入れない。
- ・ 大型の事務所、商業施設、レジャー施設構内、学校敷地内に緑が少ない。

### 施策

緑化の推進・義務化を進める。

事業所内の緑を付近住民に開放できる仕組みづくりを進める。

各種施設敷地内の郷土の林づくりを検討する。

### 配慮・行動すべきこと



市民

#### 市民が行動すること

- \* 市の応援も得て、市民による調査等の取組(環境上影響の大きい工場・事務所・学校その他への訪問調査とレポート、優良施設への市民表彰制度、特定工場構内への見学会を主催、工場緑化のあり方の勉強等)をする。



市

#### 市が行動すること

- \* 事業所の優れた取組を広報で取り上げ紹介する。
- \* 小規模な建物(事務所・商店など)の道路に面した場所や空地に、緑化スペースをとってもらい植栽を要請する。
- \* 各種施設敷地内に郷土の林や生き物の棲める環境をつくるよう指導する。



事業者

#### 事業者が行動すること

- \* 環境負荷を継続的に低減できるシステムを構築する(環境マネジメントシステム)。
- \* 実効ある緑被率<sup>23</sup>などの目標をたて、堀沿いに植樹し、市の緑の回廊・緑地帯形成に参加する。
- \* 構内にできるだけ在来種の林や生き物の棲める環境を形成することを検討する。
- \* 構内の一部を市民用に遊歩道として提供したり、いわれのある森や文化財がある場合は公開を検討する。
- \* 安全上問題がない場所の堀や垣根はとり払い、ポケットパーク<sup>24</sup>等として市民に開放する等を検討する。

<sup>23</sup> 緑被率

林や農地、庭園など緑で覆われた場所の面積の比率。

<sup>24</sup> ポケットパーク

街角などの小公園。



## - 公園・まちの緑 -

交通量増加に伴う排出ガスの影響を軽減し、騒音・ほこりなどの防止のためにも、都市公園・街路樹帯を大幅に増やし、樹木などの緑を大量に植え、枝葉を伸ばしていくことを、計画的に実現する必要があります。

公園は都市公園設置基準に照らし大幅増が必要で、地域によるアンバランスも是正しなければなりません。また大きな公園には子どもたちが走り回れるものや、日野の自然環境への興味が深まるようなものも必要です。その方向で、既存の公園は改修の都度個性化を図ることが必要です。なお公園・緑地を結ぶ緑道とのつながり、公園のデザイン・設備面での要望の汲み上げのため市民参加が必要です。

一定以上の幅員の道路には植栽の基準・仕様を定める必要もあります。まちの広場などに、風土が育てた在来の樹木を、もっと大胆に取り入れていきたい。電線も消え、枝をもっと伸ばせるようになった樹木や、丘陵地から来る生き物も街角の楽しみにしたい。

# 公園

## 環境特性

- ・都市公園の面積が、都市公園法の基準に照らし明らかに少ない。
- ・本格的な大公園については、地域分布上のアンバランスが、顕著に認められる。
- ・住民の身近な緑への関心の高まり、子どもたちを育てる上での環境変化、高齢化が進むことによる都市公園への要求、要望の多様化に対応しきれていないし、緑道による他の公園・緑地とのつながりも考慮されていない。
- ・日野市住みよいまちづくり指導要綱に基づき市に帰属された公園は、画一的なつくりであったり、利用しにくいものがある。

## 施策

防災面に配慮し、公園の整備・拡大を図る。

公園の地域アンバランスを是正する。

個性ある公園の整備を促進する。

市民による整備と管理を促進させる。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 日常の清掃、落ち葉集めなどについて、近隣の自治会に積極的協力を呼びかける。
- \* 公園づくり、緑地・公園をつなぐ緑道の検討、エコパークのアイデアづくり、各公園の説明板・植物の名札作りなどに参加する。
- \* 小公園の整備は、NPO、市民、市、事業者が協力して行う。



### 市が行動すること

- \* 市民1人当たり公園面積10m<sup>2</sup>以上を目指す。
- \* 近隣の公園までの距離基準を定めその達成に努力する。
- \* 防災面にも配慮した公園の整備・拡大の促進を図る。
- \* 公園に個性を持たせる。
- \* 小公園は地域ニーズを基本にデザインし、配置上のアンバランス是正に、借地でのポケットパーク等を活用し、市民参加で整備する。
- \* 小公園の整備は、NPO、市民、行政、事業者の協力で行う。
- \* 日野の自然特性に沿ったエコパークを検討する。
- \* 公園づくり、緑地・公園をつなぐ緑道の検討、エコパークの検討、各公園の説明板・植物の名札作りなどを市民参加で実施する。
- \* 郷土樹種を中心に多様な植栽樹種の検討を行う。



### 事業者が行動すること

- \* 大規模な開発行為を行うときには市と協議を行う。
- \* NPO、市民、行政が行う公園づくりに協力する。

# 道・まちの緑

## 環境特性

- ・ 街路樹などの植栽が可能と考えられる道路に植栽されていない。
- ・ 道路新設・拡幅時の植栽の有無、樹種などの地域住民に関心のある情報が公開されていない。
- ・ 街路樹は樹種が少なく、選定が適当でなかったり、電線が優先され植物本来の機能を発揮させられなかったり、さまざまな問題を抱えている。
- ・ 街路樹が道路工事等で伐採されるなどで、突然消えることがある。まちの木なのに住民は、なかなかかわれない。
- ・ 駅前広場や緑の多い歩行者向き商店街に、風土が育てた在来の樹木を植えるなど、涼しく快適な都市環境創造の試みへの取組が不十分である。

## 施策

地域にふさわしい街路樹の植樹を推進する。

公道への植栽についての基準を設定する。

道路の植栽計画等の情報公開を行う。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 広場への庭園樹・シンボルツリー候補樹選定に専門家の意見も求めた上で、市民による街路樹の選定に参加する。
- \* 生活道の植栽を含む基準設定に市民の声が反映される仕組みづくりを提案し、参加する。
- \* 落ち葉などの清掃作業を付近の住民と協力して実施する。



### 市が行動すること

- \* 公園、街路樹の植栽のために、日野の推薦樹を選定する。
- \* 歩道に植栽と透水性舗装、雨水浸透施設の設置を進める。
- \* 生活道路は、車用と歩行者用のゾーン設定方針を見直し植栽を増やす。
- \* 幹線道路にどんな街路樹が植えられるか等、周辺住民の生活にも影響のある情報は公開する。



### 事業者が行動すること

- \* 駅前や商店街などの広場にシンボルツリーなど植栽する。

# Recycle

## リサイクル

人間は、地球環境から一次資源を得て、生産・消費し、生活しています。その結果、廃棄物を出します。廃棄物は、埋立て、海洋投棄、大気汚染という形で土・水・大気に返しているわけです。地球環境はクローズドシステム(閉鎖系)ですから、人間の出すゴミは、必ず形を変えて地球環境に戻ります。ゴミ処理とは「廃棄物の中間処理をして問題のない形で地球環境に返す」ということに尽きます。

ゴミ排出量の内訳をみると、容器包装廃棄物が大きく、素材としては、プラスチックの量が第1位を占め、年々増えてきています。ゴミの組成が昔と変化する中で、中間処理として焼却による減量(重量及び容量の見かけの減量に過ぎない)を進めてきた日本は世界有数の焼却大国となり、ダイオキシン類等の環境汚染が次世代の未来を奪うのではないかと懸念されるまでになっています。物を燃やすと気体・液体・固体のいずれかの形をとって環境に放出されますが、物質とエネルギーの総和は一定であるということ、そして決して元へ戻らない汚れであるCO<sub>2</sub>が出ることを踏まえて、廃棄物の適正処理とは何かを考えていかなければなりません。

リサイクルとは「廃棄物を地球環境に戻さない」つまり、「廃棄物を人間の活動に戻す」方法です。現行の大量廃棄型社会においては、適正処理困難なゴミが多種多様に量産され、リサイクルでは解決できなくなっています。資源循環型社会経済システムを実現させるためには、生産段階でリサイクルしやすい素材を用いる等、物の動きを生産・流通・消費という流れとしてとらえるとその上流部分つまり「川上」から考えていかなければなりません。

ゴミ問題の抜本的解決は、「廃棄物発生回避」にあります。ゴミ処理の補完物としてのリサイクルではなく、廃棄物の発生回避・抑制に踏み込む資源循環型社会経済システムの創出としてのリサイクルを推進していかなければならないということになります。

日本では、焼却すれば有害物質を生成する商品が規制されることなく生産され、廃棄物処理の方針についても《大量焼却 埋立て処分》から変わっていないのが現状です。ヒトへの影響が証明されてからの対応では手遅れです。この視点から、次のことを目標に掲げます。

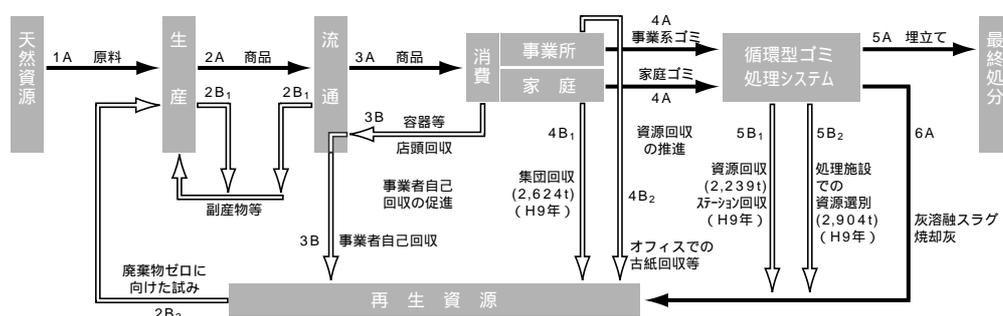
### 目 標

### 資源化率90%を目指すゴミゼロ社会の実現

もちろん、すべての場面で即座に目標を達成するのは困難なことです。目標の実現に向けて一人ひとりが努力することが大切です。

廃棄物の発生回避・排出抑制とリサイクルの関係については、「ゴミの発生・排出抑制の仕組みづくり」〔図：広報 東京都 1998.1.1号 環境への負荷の少ない資源循環型の社会経済システムの構想〕を参考に考えてみることにします。1A～5Aの太線の流れは循環の動脈を、2B～5Bの白抜き線の流れは循環の静脈をそれぞれ表します。現在再生利用される流れ、すなわち静脈の流れは10%に過ぎず、これを太くするためには、あらゆる段階で廃棄物ゼロの仕組みをつくっていかなければなりません。

「リサイクル」は「輪が閉じ」てはじめて成立します。輪が内側であるほど環境負荷が小さくなり、コストも少なくて済みます。川上(2A・3A)での「発生回避」、川中(特に内側の3Bの輪)での、「リユース(再利用)・リサイクル(再利用)」を「ゴミになる前のリサイクルシステム」として推進していかなければなりません。



### ゴミの発生・排出抑制のしくみづくり

出典：広報 東京都 1998.1.1号

- ・ 環境に配慮した商品の生産・流通の促進
- ・ 再生品利用拡大の促進
- ・ 事業系ゴミ対策の強化
- ・ 最終処分量削減方策の検討

## 施策体系

ゴミゼロのまちづくり

生産・流通システム (1A～3A)  
消費・分別システム (4A)  
ゴミ処理システム (5A・6A)  
資源再生リサイクルシステム (2B～5B)

## ゴミゼロのまちづくり

### 生産・流通システム( 1A ~ 3A )

ゴミ減量の抜本的解決は「廃棄物の発生回避」ですが、生産・流通・消費それぞれの段階だけの最大利益・最大効率をもとめて、作り得・売り得・捨て得の経済社会構造が維持されてきました。生産者の側からゴミ(ゴミの6割(容積比)は容器包装)をみれば、再使用・再利用しやすいものをつくろうとのインセンティブ(動機づけ)にはなりません。働くのは、使い捨てをつくった方が得をするとのむしろ逆のインセンティブです。20世紀後半だけで世界GNPは5倍、エネルギー消費は8倍となり、大量生産・大量消費が環境容量(自然が修復できる限度)を超えた影響を与えてしまいました。

地球上の化学物質は1600万種、そのうち利用されている化学物質は10万~120万種に及ぶといわれていますが、汚染の測定データも少なく、汚染の実態さえ解明されていません。

飛躍的なテクノロジーの発展にささえられた物質文明の恩恵ははかりしれませんが、「今日の便利は、明日の不便」であり「危険」すら潜んでいます。また、市民にはどの商品にどのような「危険」があるかを知る手段がほとんどありません。生産者は、「危険」の予防的事前警戒の視点から、廃棄されるまでのことを考えた製品づくりを進める責務があります。適正処理のできる製品・素材の開発・普及を通してまず生産・流通段階での「廃棄物の発生回避」を進めなければなりません。

#### 環境特性

- ・近代産業社会は、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄で特徴づけられ、現在進行している地球規模の環境問題と大きなかかわりがある。
- ・先進国を中心にした近代産業構造は一次資源の枯渇を招き、生態系のバランスを破壊してきた。現在動植物の種の絶滅が急速に進み、人類の存続も危惧されるまでになっている。
- ・21世紀の人口予測から、巨大化した産業経済は持続不可能な発展形態をとっているといえる。
- ・一次資源を自然生態系から採取し、人間の活動に取り込み、ゴミ処理という中間処理を経て、環境という自然生態系に再び戻すまで、1Aから5Aに至る太い「動脈回路」は、循環することなく、大部分が一方通行のまま廃棄にいたる。日野市の場合91.4%が焼却されている。
- ・産業界における技術の進展は、便利で快適な生活をもたらしたが、環境容量を超えた汚染が広がっている。
- ・「奪われし未来」(平成8年(1996年)3月米国で出版)出版後、日本でも環境ホルモン<sup>25</sup>の問題がマスコミに登場し、多摩川のコイの生殖器官の異常等が報告されている。

<sup>25</sup> 環境ホルモン  
内分泌かく乱化学物質

## 施策

<sup>26</sup> 製品アセスメント(LCA)  
(Life Cycle Assessment)  
産業生産物の製造時、使用時、廃棄時またはサイクル時も含めたエネルギー投入量と排出物総量を総合的に評価する手法。

<sup>27</sup> PRTR  
(Pollutant Release Transfer Register)環境汚染物質排出・移動登録。

<sup>28</sup> デポジット制  
商品に一定額の預り金(=デポジット)を上乗せして販売し、容器等を返却されたときにそれを払い戻すという制度。

- 設計、生産段階での環境配慮・「危険」排除
- ・製品アセスメント(LCA)<sup>26</sup>の導入を関係機関に働きかける。
  - ・PRTR<sup>27</sup>の整備を関係機関に働きかけ、情報公開を行う。
  - ・使い捨て商品・過剰包装についての法規制を関係機関へ働きかける。

### 循環システムの導入

- ・デポジット制<sup>28</sup>の積極的導入を働きかける。
- ・一次製品には税金、再生資源製品には補助金等の手法を関係機関に働きかける。

## 配慮・行動すべきこと



市民

### 市民が行動すること

- \* 商品に関する情報開示を求める。
- \* ダイオキシン類汚染につながる塩ビ等の「危険」の多い製品に対して他の安全な代替品に切り替えるよう事業者に要請し、「危険」の多いと思われる製品の購入、使用を避ける。



市

### 市が行動すること

- \* 日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例等を整備し、事業者の責務の拡大を図る。
- \* 使い捨て商品・過剰包装について、法規制の導入を働きかける。
- \* 製品アセスメント(LCA)、PRTRの制度整備、経済的手法(デポジット制)の導入を働きかける。



事業者

### 事業者が行動すること

- \* 生産者は製品の材質、包装材の材質の表示・公開を行う。
- \* 環境に配慮した商品を生産する。
  - ・商品設計・開発段階でリサイクルしやすい素材を選ぶ。
  - ・低「危険」製品に切り替える。
- \* 生産・流通段階でゴミの発生回避を図る。
  - ・使い捨て商品の製造・販売を自粛する。
  - ・過剰包装の自粛・過剰付帯品の自粛(納豆のカラシ・醤油等)をする。
  - ・製品の長寿命化・修理体制の確立を図る。
  - ・バラ売り・裸売りを促進する。

## 消費・分別システム(4A)

地球規模・次世代の存続に関わる環境破壊を食い止めるには、市民一人ひとりの「全面的な生活習慣の見直しと変革」が基本的に必要です。人間が生きている以上、全くゴミを出さないことは不可能ですが、物を包装された状態で買う必要があるかどうか見極め、必要量を購入し、残飯を出さない、容器も何度も使えるびんなどリターナブルなものにする、トイレトペーパーは「帰ってきたぞう(再生品)」を使う等々、一人ひとり見直ししていくことが必要です。さらに市・市民・民間団体・事業者が共にゴミの発生回避という統一したビジョンを持つ必要があります。

ゴミを出すとき、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」程度にしか分別できないダストボックスによる収集方法が、ゴミを貴重な資源としてとらえる意識を阻害してきた面もあります。飛躍的な科学技術の発展に伴う「今日の便利」は「次世代への危険」が潜むことを認識し、「ゴミを出すときの源泉分別<sup>29</sup>」が環境への負荷の少ない、費用も一番かからない最善の方法であることを認識し、分別の仕組みを変えていかなければなりません。

### <sup>29</sup> 源泉分別

廃棄物の排出時に排出元で可能な限り分別を行うこと。簡単な複合材(金属・皮・布など組み合わせたもの)は排出もとで分別すること。

## 環境特性

- ・ いつでも、どこでも、必要な物が手に入る。いつでも、いくらでもただで捨てられるダストボックスがある。
- ・ 使い捨て容器、レトルト食品、冷凍食品、調理食品、インスタント食品等とそれに付帯する調味料など簡単便利さがゴミを増やしている。
- ・ 販売促進のための過剰包装が多い。
- ・ 修理するより新製品を買う方が安かったり、モデルチェンジが頻繁だったり、長く使うより買い換える方が多い。
- ・ 一次資源材料の方が安く、再生品が高い場合が多い。
- ・ 容器包装に、一部を除き、分別表示マークが入っていないため分別しにくい。分別をしたくても分別後の回収再生の制度、組織が整備されていない。
- ・ 利便性の追求、使い捨て(ワンウェイ)容器や自動販売機の普及、生活様式の多様化等により、若者だけでなく高齢者までが24時間営業を利用している。
- ・ 消費意識の変化、まだ使える物まで廃棄し、本当に必要かどうかを考えずに買う。

## 施策

「行政・NPO(非営利団体)・事業者」の三者で環境に負荷を与えない商品の自主認証機関をつくるよう働きかける。

再生品の利用拡大を図る。

分別の基準をつくり、表示マークを整備する。

分別・出し方のマニュアルをつくり、「ゴミを出すときの源泉分別」の徹底を図る(リサイクルできない物のリストやその理由も含めて記述したもの)

啓発・PRなどによりゴミの減量とリサイクルの徹底を図る。



### 市民が行動すること

- \* 使い捨てをやめ、長期間、何回も使用できる物を選ぶ。
- \* 購買行動を通じて企業姿勢を正す。
  - ・ 作らせない(焼却の時ダイオキシン等を出すもの)。
  - ・ 買わない(必要以上に。生ゴミの30%は残飯です。)
  - ・ 使わない(使い捨て容器。容器を持って買いに行く。バラ売り・裸売りを買う。)
- \* 買う場合は再生品を選ぶ。
  - ・ 「帰ってきたぞう」(日野ブランドトイレットペーパー)を使う。
  - ・ エコマーク・グリーンマーク等推奨マーク商品を選ぶ。
  - ・ 長期間飽きないもの、何回も使用できるものを選ぶ。
- \* 源泉分別を徹底し、排出時に排出元できれいに分け、質の良い資源として出す。



### 市が行動すること

- \* 行政・NPO・事業者の三者で、環境配慮商品に対する自主認証機関を設置する。
- \* 再生品の利用拡大を図る(「帰ってきたぞう」)。
- \* 分別の最低限の基準をつくる(25分別)。
- \* 分別マーク表示義務づけのための法整備をし、包装容器の使用後の取扱方法を明示する「表示ガイドライン」を関係機関に働きかけ、それに沿って廃棄や再利用が行えるよう、事業者や市民に呼びかける。
- \* 分かりやすく詳細な分別・出し方マニュアルを作成する。
- \* 資源循環型経済社会構築が急務であることを市民に周知徹底させ、意識変革を促し、分別回収の仕組みを整えた上で、ダストボックスを廃止する。
- \* 事業系ゴミの分別指導を徹底する。
- \* 事業系ゴミ分別の徹底を工夫する(分別されたものは安く、されていないものは高くする。)



### 事業者が行動すること

- \* 自主認証機関に協力し、再生品・環境配慮商品の利用拡大に取り組む。
- \* 推奨シールの表示や分別マーク表示に協力する。
- \* 事業系ゴミの「排出時の源泉分別」を徹底する。

## 25分別の例

	分け方	回収物・出し方の注意など
1	燃やすゴミ(可燃)	紙くず・汚れた布
2	剪定枝、落葉、雑草	造園業者などは業者責任で堆肥化。異物を入れない(石、タバコほか)、竹・棕櫚 <small>しゅうろ</small>
3	生ゴミ	野菜くず・残り物(残飯) 脱塩処理 堆肥化。
4	新聞紙	束ねてくる(新聞販売店配付の茶色の袋は使用不可。)
5	雑誌、古紙、ボール紙、広告紙	菓子箱・贈答品の箱・ティッシュの箱は開き、たたんで、束ねて出す。プラスチックは外して不燃へ。
6	段ボール	金具を外して、開いてたたんで束ねる。ガムテープ不可。
7	牛乳、ジュース紙パック	切り開いて良く洗い、乾かして束ねて出す。裏がアルミ・金・銀箔は可燃ゴミへ。
8	ミックスペーパー	窓あき封筒、レシート・感熱紙、ノート等
9	古布	まだ着用できるものはリサイクルショップへ。ふとんは不可、濡らさない。
10	燃やさないゴミ	埋め立て地に行くより仕方のないもの(カイロ=灰・鉄は土へ。)
11	アルミ缶	自販機脇の企業回収箱に出すことが最良。きれいなアルミ箔は丸めて出すこと可。
12	スチール缶	菓子・海苔、茶等の缶も可。スプレー缶は穴を開けてガス抜きが必要。
13	空きびん、リターナブルびん(再使用可能なびん)	なるべく酒屋等へ。ビールびん・一升びん・清涼飲料びんの一部
	ワンウェイびん(使い捨てのびん)(茶、青、緑、黒、無色)	ドリンク剤のびん可。乳白色びん・化粧びん・すりガラス不可。
14	13以外のガラス製品	強化ガラス、耐熱ガラス、板ガラス、ガラス食器、陶磁器は粉砕して路盤材などに使用。
15	ペットボトル	ゆすいで帯、ふたを外し、足で踏みつぶして出す。なるべく販売店の回収ルートを使う。
16	発泡トレイ(スチロール樹脂)	洗って乾かし、細かくして出す。きれいな保冷箱も可。販売店の回収に出すのが最良。市の回収は色付も可。
17	プラスチック容器	塩ビ製品とその他を分ける必要あり。2000年の容器包装リサイクル法施行をもって決める。
18	15、16、17以外のプラスチック	ホース、玩具、合成皮(靴、カバン)
19	金属類	銅釜、サッシの枠、ペットボトルや空きびんのふた
20	危険ゴミと塗装、薬品類	包丁、ナイフ、はさみ、カッターほか(危険と書いて)
21	有害ゴミ	蛍光管、電池等は販売店で回収。水銀体温計
22	粗大ゴミ	有料。申込制。使用可能なものはリサイクル事務所へ。
23	廃家電	販売店で回収(冷蔵庫、クーラー、テレビ、洗濯機ほか)
24	複合材	照明器具のかさ。傘等
25	廃食用油	石けんの材料やディーゼル車燃料に。

## ゴミ処理システム(5A・6A)

近代社会は「生産 消費 廃棄 焼却 埋立て」という一方通行のシステムを維持することにより発展してきました。産業廃棄物以外について、廃棄以降の部分は自治体のゴミ処理行政の役割とされ、生産、消費の段階で解決すべき問題も廃棄物処理の問題として対処が図られてきましたが、その枠組みは今も変わっていません。焼却でダイオキシン類が生成されるとわかっていても、川上での発生源対策(例えば、塩素・臭素等ハロゲン系元素を含む物質の規制)は講じられず、焼却法の改善による対策が、莫大な建設費とランニングコストのかかる大型高温24時間連続焼却炉の建設、灰溶融スラグやエコセメント<sup>30</sup>の導入等により、補助金がらみで推し進められています。しかし、これらのダイオキシン類対策は、ゴミの大量かつ安定「供給」を必要とし、「発生回避」にまで踏み込もうとして成立した容器包装リサイクル法の趣旨との矛盾をまねくことにもなりかねません。

埋立て処分場がないという深刻な事態に対処するため、焼却灰の資源化として開発されたのが、灰溶融スラグやエコセメントです。しかし、スラグの使用先は路盤材として公共事業に限定されており、問題が生じたときに対応できる範囲にとどめられています。エコセメントは、技術開発が進むと想定されますが、現在では、塩素含有量が通常のセメントより高く、また高コストでもあり、用途に限られます。日野市では1日に25t位焼却灰が出ますが、エコセメントは灰と同量の25t位が製造されます。いつまでもエコセメントに頼るわけにはいきません。

高温焼却でダイオキシン類は分解しますが、その成分のハロゲン系の塩素・臭素等は消えてなくなるわけではなく、何らかの原因でダクトの出口で再びダイオキシン類が生成する恐れがあります。工程トラブルや処理エネルギーの浪費、他の重金属の汚染等、これからの技術で多少解決できたとしても、焼却は基本的には循環を断ち切ることになります。熱回収(サーマルリサイクル)をするにしても、その意味で、リサイクルとは一線を画して区別している国もあります。スラグやエコセメントを資源化回路(5B<sub>3</sub>)にせず、6Aとしたのは、循環型ではなく、廃棄型システムの延長線上と考えるからです。

私たちは、後追いのなゴミ処理対策ではなく、脱塩素・脱焼却社会という将来ビジョンをもち、焼却炉へ投げ込む以前の対策として、時間はかかっていますが、「ゴミの発生回避」と「資源物としての源泉分別」を抜本的な解決の二本柱として歩んでいきたいのです。川下でのゴミ処理には莫大なコストがかかります。それを税金でまかなうシステムは、事業者や消費者の責任をあいまいにしていたといえるでしょう。

家庭ゴミについては、落ち葉・生ゴミの堆肥化システムと雑紙の分別回収で、ゴミは半減します。プラスチック類の回収システムが機能すれば、最終的にゴミは10%になるはずですが、一方、事業者の立場からは業種、業態によって資源化率90%の達成が困難なことも事実です。しかし、現状のままではゴミの増加は派生する汚染物質と共に無限大の方向に向っています。この流れを180度転換させるべく一人ひとりが新たな意識と決意のもとにゴミゼロ社会の実現に向けて前進する意気込みを示すスローガンとして前記の目標を掲げました。

<sup>30</sup> 灰溶融スラグ・エコセメント  
ゴミ焼却炉で出る灰をセメント原料としたり、高温で溶かし、ガラス質のスラグとして建設資材に利用する方法。

## 環境特性

## 現状

クリーンセンターに毎日搬入されるゴミは	約 202 t / 日
	1人当たり約 911 g / 日
(この中には事業系を含むが一般家庭系との割合はボックス収集のため出せない。東京23区では約60%といわれる。)	
収集量	60,637 t
内焼却 約 90%	55,841 t

日野市の清掃概要 平成9年(1997年)度実績

- ・ダストボックスがあるため、資源物が分別されずに大量に投入され、ゴミ減量は進まず、ゴミ質も悪い。
- ・可燃ボックスの中に不燃物・資源物の混入が多い。焼却処分に適さないプラスチック等の混入が多い。
- ・不燃ボックスの収集物の2/3は破碎処理後燃やされている。塩ビ製品や塩化ビニリデン製ラップも現行の方式では焼却処理となってしまう。
- ・ダイオキシン類等の発生がある。ダイオキシン類の測定は平成5年(1993年)から年1回の測定がなされている。
- ・ダイオキシン類排出濃度については、既設炉の暫定基準値 $80 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ (平成14年(2002年)12月1日より $1 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ )を満たしている。しかしドイツやオランダは既設炉でも $0.1 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ 以上で操業停止するのに比べ、800倍も甘い基準である。
- ・日野市は現段階では、炉を廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準に沿うように運転している。しかし、ゴミ燃焼中の化学反応は複雑でどんな物質が分解・生成しているか予測がつかないといわれている。
- ・毎日25t位の焼却残灰等が日の出町に埋め立てられている。
- ・焼却残灰等には、非意図的生成物であるダイオキシン類等を含む恐れがある。
- ・市民団体からは汚水漏れ等による環境汚染問題が提起されている。

## 施策

焼却率10%を目指す「燃やさない」、「埋立てない」ゴミ処理システム

- ・未利用の有機物の資源化機構をつくる(生ゴミ・落ち葉の循環システム促進)
- ・プラスチックは分別回収システムをつくる(廃プラ混燃を避け、産業界での適正処理・活用を図る。)
- ・陶磁器・びん以外のガラスの回収をする。
- ・金属類の回収をする。

ゴミ処理の基本的な考え方の周知徹底を図る。

- 1 廃棄物の発生回避・抑制
- 2 再使用(リユース)
- 3 再利用(リサイクル)
- 4 熱回収

- 優先度は
- 1を推進する誘導体制を最優先する
  - 2は3に優先する
  - 3は環境負荷とコストを検証し、選択する
  - 4は一般廃棄物の処理の選択肢としては、最下位である

ゴミ質とゴミ量の実態を把握

- ・ 事業系ゴミと一般家庭ゴミの質と量について個別に把握する。

ダイオキシン類対策

- ・ ダイオキシン類や環境ホルモン、重金属その他有害物質のモニター体制を整備し、測定調査と情報開示を行なう。

## 配慮・行動すべきこと



### 市民が行動すること

- \* 生活を見直し、ゴミに責任を持つ。
  - ・ 便利な生活が環境汚染の原因であることを知る。
  - ・ 必要な量だけ買い残飯を出さない。長く使い続ける。リターナブル容器を使う。
- \* 排出行動を通じてゴミゼロ社会を実現する。
  - ・ 源泉分別の徹底を図る。



### 市が行動すること

- \* 焼却率10%を目指す「燃やさない」、「埋立てない」ゴミ処理システムの確立を目指す。
  - ・ 未利用の有機物の資源化機構をつくる(生ゴミ・落ち葉の循環システム促進)
  - ・ プラスティックは分別回収システム作る(廃プラ混燃を避け、産業界での適正処理・活用を図る。)
  - ・ 陶磁器・びん以外のガラスを回収する。
  - ・ 金属類を回収する。
- \* ゴミ処理の基本的な考え方の周知徹底を図る。
  - 1 廃棄物の発生回避・抑制
  - 2 再使用(リユース)
  - 3 再利用(リサイクル)
  - 4 熱回収

優先度は 1を推進する誘導体制を最優先する  
2は3に優先する  
3は環境負荷とコストを検証し、選択する  
4は一般廃棄物の処理の選択肢としては、最下位である
- \* ゴミ質とゴミ量の実態を把握する。
  - ・ 事業系ゴミと一般家庭ゴミの質と量について個別に把握する。
- \* ダイオキシン類や環境ホルモン、重金属その他有害物質の測定調査と情報公開を行なう。
- \* 行政のゴミ処理コストを抑える。リサイクル回路が内側の小さいサイクルになる施策を進める。外側のサイクル(特に6A)は処理コストが一番かかる。
- \* 事業者の環境配慮を支援する施策を進める。



### 事業者が行動すること

- \* 産業廃棄物の安易な焼却<sup>31</sup>は絶対しない。

<sup>31</sup> 安易な焼却

安易な焼却とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の規定に準拠しない焼却(野焼き)をいう。また、化学製品のゴミを焼却するときは、ダイオキシン類及び有害物質を除去するための十分な施設を有する焼却炉を用いない焼却をいう。

## 資源再生リサイクルシステム( 2B ~ 5B )

2000年から全面施行される「容器包装リサイクル法」は使用済み容器・包装材を再資源化、再商品化してリサイクルすることを義務づけています。この義務は、素材別に分別して排出しなければならない住民、収集して再資源化しなければならない地方自治体、それを再商品化しなければならない事業者(製造業者又は使用者)の三者に課せられることになっています。

容器包装リサイクル法が「これまで自治体が行ってきたゴミ処理について、その一部を義務として企業に広げたことにより、過剰包装の抑制や資源の再利用にはずみをつけようとする」ことをねらいとしている。「ものです(厚生省のパンフより)」、「廃棄物の発生回避」や「製造者責任」等の意図はよしとしても、この法律は踏み出したばかりであり、そのゆくえはまだ見えていません。

同法による資源物の分別収集は一番川下にある市町村自治体の責務とされ、いったん川下(ゴミ処理システム5B<sub>2</sub>)に流れてから、一定の分別基準を満たしたものを事業者が引き取るようになっており、環境負荷の最も大きいリサイクルシステムです。この図の内側の回路になるほど環境負荷が小さくなります。ペットボトルで考えてみましょう。日野市の分別収集(5B<sub>2</sub>)に出すよりも、スーパー等の店頭回収(3B)に出す方が、輸送や再生に関わるプロセスが省け、環境に与える負荷がそれだけ少なくなります。川上(生産)・川中(消費)のそれぞれでリユース・リサイクルの多様な回路がある方が望ましい姿です。ペットボトルの東京(23区)ルールは3Bと5B回路の折衷案といえます。

費用の面から見ても「容器包装リサイクル法」によるリサイクルは、最も費用のかかる方法になりかねません。しかも、大部分は自治体の回収・分別(一部再生)に係るもので市民の税金が使われることになります。その分事業者が負担する費用は軽くなっており、「容器包装の見直しを図り、過剰包装を抑制し、リサイクルしやすい素材を使った容器包装に切り替える」というインセンティブが働きにくいところがあります。

この法律が100%の効果をおよぼしたとしても、容器包装のゴミにおける割合は重量比で23.3%(平成4年(1992年)度)ですから、せいぜい資源化率は10%から20%へと上がるだけです。資源化率をもっと上げるためには、生ゴミ・落ち葉・紙の資源化を考えざるを得ません。

リサイクルには大きな落とし穴もあります。私たちは、リサイクルを免罪符に便利な容器を使っていないでしょうか? 最も効率的で環境負荷も小さいリユース・リサイクルシステムでなければ環境問題の解決にはつながりません。

### 環境特性

・ リサイクルの比率は低い。約90%は廃棄されている。

資源化率	11.9%
集団回収(4B <sub>1</sub> )	2,624t
事業系の回収(4B <sub>2</sub> )	データなし
ステーション回収(5B <sub>1</sub> )	2,239t
クリーンセンター選別(5B <sub>2</sub> )	2,904t

日野市の清掃概要 平成9年(1997年)度実績

クリーンセンターでの選別回収が一番多いことは、ダストボックスに缶の投入が多いことを示す。びんの投入も多いが、選別できないため、再利用されることなく、廃棄埋立てに回っている。びん・紙トレイなどに、リサイクルしやすくするための材料表示がないため、分別しにくい。

- ・ 生産・流通(2B1回路)段階でのゼロ・エミッション(排出)の取組には進んでいるところとこれからのところとバラツキがある。
- ・ 再資源化(2B2回路)の回路は、経済的な障害に直面している。  
古紙は慢性的な供給過剰状態が定着している。
- ・ ペットボトルは2%程度の回収率であるが、回収にも再生にもコストがかかる。衣料品に再生されても次の段階では廃棄物と化することになる。
- ・ プラスティックの回収・再資源化が進んでいない。
- ・ リサイクル率が低いのはダストボックスによる可燃・不燃という分別が定着していることも要因である。資源物回収ステーションが少なく、回収回数も少ない。
- ・ 分別しやすくするための材質表示がないものが多い。
- ・ 複合したり、他の材料とくっついているリサイクル困難物が多い。
- ・ 事業者の自主回収回路である店頭回収(3B)のシステムがビールびん以外は確立していない。
- ・ 日野市のスーパーの店頭自主回収は店によって違うが、売り上げとは比較にならない程回収量は少ない。この3B回路が多く太くなることが事業者自己回収の推進となり、事業者の責任を促すものになることが周知徹底されていない。
- ・ 熱回収は焼却処理で新たに発生する廃棄物と大気汚染を考慮して判断すべきである。
- ・ 回収率の向上ではなく、再資源化率の向上を図る。

## 施 策

### 再資源化システムの構築

- ・ 生産 流通 消費 再使用 再利用 再生産 をつなぐ資源循環型の回路づくりをする。
- ・ 行政の処理コストを抑えるように、内側の回路になるような施策を進め、外側の回路を避ける(特に6Aの処理コストが一番かかる)。

### 情報の周知徹底と公開

- ・ 資源物の質の向上を周知・徹底するソフトに力を入れる。
- ・ 源泉できれいにして、資源物として排出することが環境負荷・資源化コストの一番かからない方法であることの周知徹底を図り、箱物の資源化センター(ハード)はできるだけ避ける。
- ・ 廃棄物処理を特別会計に移し、又は収支を明確にしたものをつくるなど、回収コストはいくら、環境コストはいくら、とコストの実態の透明性を高める。
- ・ ゴミ問題の現状を「負」の部分も含めて情報公開し、排出者としての責任や、分別・リサイクルの意義の啓発を図る。

### 分別・回収の徹底

- ・ 3B回路(事業者自己回収)の静脈を強くする施策を進める。

### 再使用の推進

### 再利用の促進

- ・ 生ゴミ・枝葉、プラスチックの資源化を進める。

## 配慮・行動すべきこと



## 32 ダウンリサイクル

汚れや破損などでそのまま再利用できず、原料としてリサイクルするなど一段低レベルでのリサイクルとなること。



## 市民が行動すること

- \* 容器類はきれいに洗って、資源物として排出する。
- \* 「汚れた資源」=「ダウンリサイクル<sup>32</sup>又は廃棄」は行わない。
- \* 市の収集(税金を使つての回収)だけでなく、事業者の回収回路に参加し、事業者の回収回路をつくる(事業者の負担)。3B回路を利用し、3B回路を強くする。
- \* 包装材はスーパー等へ持っていき、ビールびん等リターナブル容器のものを利用する。
- \* 市の施設に沢山集めるのではなく、手元できれいにして、3B回路にのせるのが資源循環のポイントになることを知る。
- \* トレイ to トレイ、ボトル to ボトルを合い言葉に再資源化100%を目指す。

## 市が行動すること

- \* 箱物の資源化センター(ハード)はできるだけ避け、資源物の質の向上を周知・徹底するソフトに力を入れる。
- \* 廃棄物だけ特別会計に移すなどにより、回収コストはいくら、環境コストはいくら、とコストの実態の透明性を高める。
- \* ゴミ問題の現状を「負」の部分も含めて情報公開し、排出者としての責任や、分別・リサイクルの意義の啓発を図る。
- \* 3B回路(事業者自己回収)の静脈を強くする施策を進める。
- \* 生ゴミ・枝葉、プラスチックの資源化を進める。

## 事業者が行動すること

- \* 事業者自主回収のシステムづくりを行う。
- \* 包装容器の店頭回収を進める。
- \* 事業者による製品の引き取りを行う。
- \* 逆流通を利用した自主回収システムづくりを進める。
- \* デポジット制の導入を図る。
- \* リターナブル容器を増やし、店頭回収を促進する。
- \* 古紙回収システムの健全な維持に努める。

## 全体的事項:環境学習

利便性を求めた大量消費・大量廃棄の生活スタイルによる廃棄物問題をはじめとする今日の環境問題は、そのほとんどが私たち一人ひとりの日常生活に根ざしたものです。しかし、環境問題が深刻になりつつあるという漠然とした情報はあっても、私たちとの具体的ななかかわりを実感することは少なく、また、私たちがどうすればいいのかわかりとわからないことが数多くあります。問題解決のためには、どのようなことが起きているか？ その原因は？ どうすれば解決できるか？ を私たち一人ひとりが理解して行動する必要があります。環境への負荷が私たちの生活の中からも発生しているのなら、それを解決できるのも私たちです。

環境学習は、望ましい環境像を実現するための最も基礎になる重要な事項であり、体験学習、生涯学習を重視して日常的、継続的にできるものとし、「関心 認識 体験 意欲 知識 実践 評価 継続」それぞれの段階に応じた環境学習プログラムが必要です。また、その推進にあたっては、市民 民間団体 事業者 行政 学校 が協議・協力しながら進めます。

以下の施策を展開することにより、一方向の流れではなくお互いに学び、育ちあう環境づくりを進めます。

### 施 策

#### 市民意識の向上

- ・ 学習プログラムや広報活動を推進する。
- ・ 環境問題の現状を公開する。

#### 学校での環境教育の強化・推進

- ・ 環境教育を授業の一環として盛り込む。
- ・ 教員を対象とした環境教育の進め方等の勉強会を行う。

#### 環境学習リーダーの育成

- ・ 環境学習の段階、役割に応じた環境学習リーダーを育成する。

#### 先進モデル・学習拠点の設置

- ・ 活動、環境整備、環境保護、システム等のモデルを紹介する。
- ・ 地域の特徴に合った環境学習モデルを作成、実践をする。

#### 市民中心、地域中心の活動

- ・ 市民講習会を開催する。

### 配慮・行動すべきこと



#### 市民が行動すること

- \* 環境学習(関心 認識 体験 意欲 知識 実践 評価 継続)の八つのステップを実践し、環境に配慮した行動がとれるようレベルアップに努力する。
- \* 樹林の管理や調査、川の清掃等のボランティアに参加する。
- \* 環境に配慮した生活スタイルの見直しに取り組む。
- \* 市民 民間団体 事業者 行政 学校の環境教育のネットワーク作りと協議・協力体制作りに参加する。



<sup>33</sup> 指標生物

環境の汚染状況等を知るために生息している生物を指標とする。

- \* 広報に身の回りの環境に関する情報や市民の意見を提供し、情報の共有化に協力する。
- \* 親子、教員、民間団体、環境学習リーダーが協力し、環境学習を行う。
- \* 家庭ぐるみで環境問題に取り組む。
- \* 市民の中からさまざまな立場にある人が環境学習リーダーとして参加し、互いに協働しつつレベルアップを図っていく。
- \* 地域の特徴に合った環境学習モデルの作成と実践に参加・協力する。
- \* 市民講習会に積極的に参加し、市民・地域が中心となって環境学習の推進・提案を実践する。

### 市が行動すること

- \* 測定値を公表し事業者・市民の協力を促す。
- \* 指標生物<sup>33</sup>を定め活用する。
- \* 市民 民間団体 事業者 行政 学校 を結ぶ環境学習のネットワークづくりと、協議・協力体制づくりを進める。
- \* 学校で、「日野市にある自然」とのふれあい(体験)を通しての環境学習を強化・推進する
  - ・教育カリキュラムに環境教育を盛り込む。
  - ・教員を対象とした環境教育の進め方等の勉強会を行う。
  - ・学校を環境学習の場として開放する。
- \* 体験・遊びを通じた環境教育を推進する。
  - ・それぞれの段階(関心 認識 体験 意欲 知識 実践 評価 継続)に応じた環境学習プログラムとする。
- \* 学校での環境教育と家庭での環境学習を連携させた教育プログラムを確立する。
- \* 環境学習を進めるために、地域の環境学習リーダーを育成する。
  - ・環境学習の段階、役割に応じた環境学習リーダーを育成する。
- \* 環境学習リーダーを活用する仕組みを整える。
- \* 環境学習を推進するにあたり、モデルを定める。
  - ・環境保全(学習)とはどういうものか、広く市民に認識してもらうために、活動、環境整備、環境保護、システム等のモデルを紹介する。
  - ・日野市の環境保全の目標、手引きとなるモデルを定める。
- \* 丘陵地に多摩丘陵自然資料館を設置する(学校の空き部屋等を利用)。
- \* 環境に関する情報センターを設置する(当面は環境学習に関する調整・統括部署設置(仮設))。
- \* 「市民・民間団体の自主的な活動」を支援する。
  - ・環境学習を市民が中心となって進められるよう、支援体制を整える。
- \* 基本的な考え方の一つとして「自分たちで実践していく」といった環境学習方針の統一を図る。



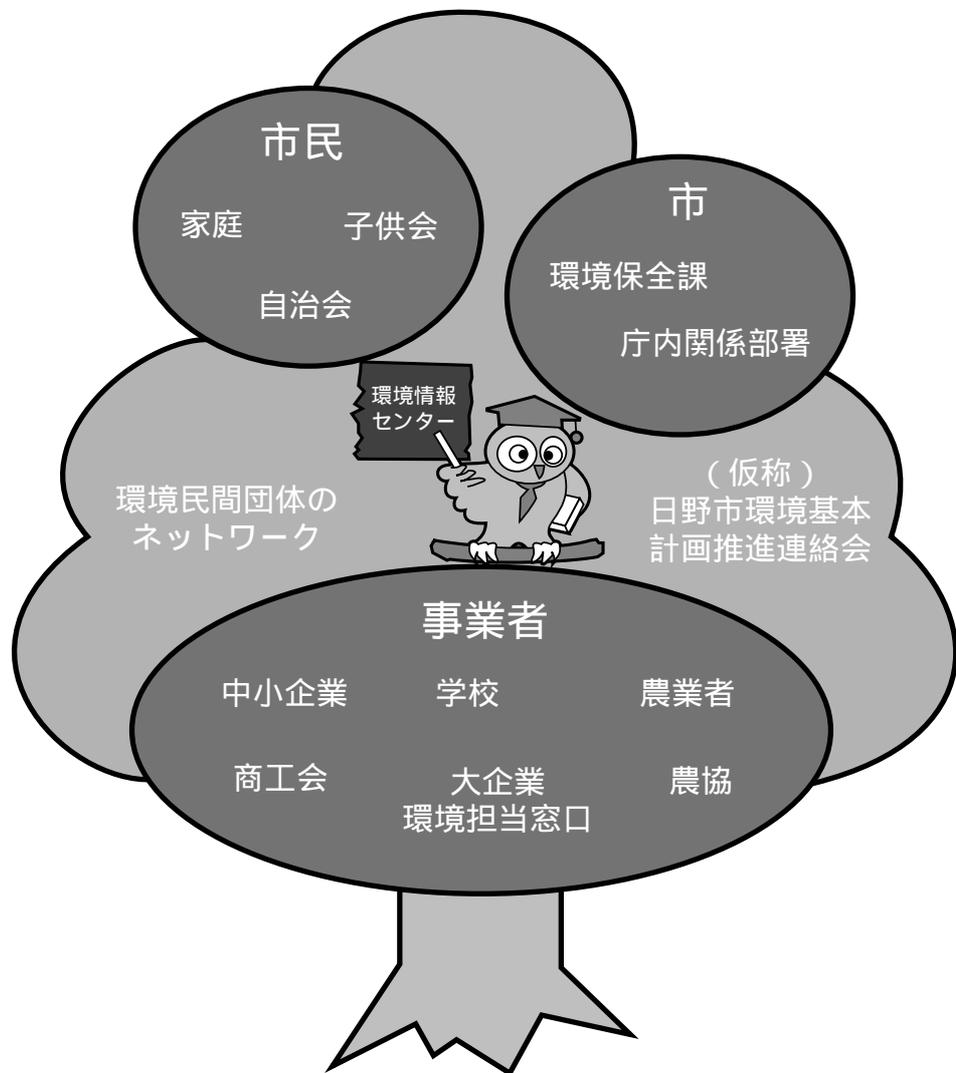
### 事業者が行動すること

- \* 環境学習のプログラムを作成する。
- \* 中小企業・商店でも環境学習を支援する。
- \* 事業所の窓口を整備する。
- \* 事業者が得た最新情報の提供を行う。
- \* 環境への負荷あるいは配慮していることを積極的に公開する。
- \* 学校等の環境教育見学プログラムをつくり、施設を開放する。
- \* 環境学習を進めるために、事業所内の環境学習リーダーを育成する。
- \* 環境学習モデルの作成と実践に参加・協力する(環境マネージメントシステム等)。
- \* 環境に配慮した施設等の見学を積極的に受け入れる。
- \* 市民講習会を開催、又は支援する。
- \* 事業所での環境学習の推進及び環境活動を公開する。
- \* 地域の環境保全活動に積極的に参加する。

## 4 推進体制

「日野市環境基本計画」を効率的に実現していくために、以下のような仕組みをつくります。この計画の主役は市、市民、民間団体及び事業者であり、それぞれの役割を担いながら、連携し、協力して進めていきます。

全体的仕組みづくりでは、一種の省エネルギーの観点から、既存で利用できるものを有効利用することが重要です。既存組織の有効活用・再構築を行い、お互いのネットワークの形成、活動拠点としての施設整備についても既存施設を有効利用することに力点がかけられます。



「日野市環境基本計画」を推進する体制

## 【(仮称)日野市環境基本計画推進連絡会】

「日野市環境基本計画」を推進するためには、市民の意見を環境行政に反映させることが重要です。この組織は「日野市環境基本計画」の理念をふまえ、市を支援し、協力することを目的とします。「日野市環境基本計画」の市民へのPRと、率先実行、市・市民・民間団体・事業者の各主体相互の連携を強化するための働きをします。

## 【市】

環境行政に関する窓口を環境保全課におき、庁内関係部署との調整、連携及び計画の立案を図りながら、行政活動を総合的、効率的に運用します。「(仮称)日野市環境基本計画推進連絡会」や市民・民間団体・事業者と密接なかかわりあいを持ちながら活動を支援し、「日野市環境基本計画」の理念に沿った施策の策定及び実施を進めるとともに、市民・事業者・民間団体の活動への経済的支援や情報の提供等を行います。

## 【市民】

最小単位の市民参加は「個人」であり、一人ひとりが環境人として役割を認識して活動することが基本となります。同時に私たちは、自分だけ、あるいはある場面だけ気をつけていればいいというわけではありません。自分たちの地域を自分で守るという一人ひとりの行動が、家族・地域住民・市全体へと広がっていき、最終的には地球環境を守ることに繋がっていくことを認識して活動を進めます。

## 【民間団体】

さまざまな立場から環境保全を主目的とした環境民間団体がある一方、自治会や子供会等の地域組織があります。

これらの民間団体は、「日野市環境基本計画」の理念に基づきそれぞれの立場から活動するとともに、団体相互のネットワークをつくってそれぞれの立場に応じて役割分担しながら効率的に活動を進めます。

自治会や子供会は、住民や学童を地域単位で組織したまとまりであり、市民一人ひとりの活動を地域単位で結集するには非常に有効な組織です。核家族化や単身者の増加等により隣近所のかかわりが疎遠になる傾向があり、これらの組織が十分機能しにくい状況になりつつありますが、地域清掃活動等を通して「環境保全」についても視野に入れて再構築を図っていきます。

## 【事業者】

事業活動の中には、事故あるいは知らず知らずのうちに、環境に対し短期間に大きな負荷を与えてしまう活動が比較的多いようです。環境マネジメントシステムを構築して負荷発生の防止に常時取り組むとともに、環境専門の窓口をもつなど、民間団体と結びつきを密にすることが重要です。また、緑地環境の公開や基金を設けて経済的援助を行うことなどによる地域環境活動への支援が必要です。

学校等は地域ごとに設置されており、環境学習や空き部屋等施設の提供などを通して地域環境活動への貢献も期待されます。

一方で、環境に対する配慮は短期的に見れば経済的負担が大きいこともあり、中小企業には直ちに行動しにくい事項も多いのが現状です。したがって、中小企業に対しては商工会が情報提供や指導、窓口としての役割を担っていく必要があります。

農業者は、農業を通して自然環境を維持しているとの認識をもって、農地の維持や地域交流に努める必要があります。

#### 【国・都・近隣市との連携】

環境問題は行政単位ごとで区切られる問題はむしろ少なく、大気汚染や水文環境、丘陵地、ゴミ問題など、より広域な視点にたつての対策が必要です。市は国や都、周辺自治体との協力関係をつくり、歩調を統一して施策の展開を図る必要があります。

#### 【環境情報センター】

環境に対する活動を起こそうとするとき、どこでどういう問題が発生しているか、その原因、対策は何かなど、さまざまな情報が必要となります。上述の環境学習の支援のためにも情報提供は不可欠です。

本来、環境情報は関係者全員が共通の問題意識の下に情報を共有し、環境保全活動に寄与することにその意義が求められます。そのためには、市・市民・事業者・民間団体が相互に環境情報に関するネットワークを形成し、市だけでなく、市民や民間団体、企業からの情報収集及び提供ができるような開かれた仕組みの中で、情報の収集 分析 加工 伝達を迅速かつ的確に行えるよう環境情報の一元管理を行うシステムの構築が求められます。

情報の提供の方法はさまざまな手段が利用可能です。インターネット、ケーブルテレビは、家庭からでもアクセス可能なメディアで、広く迅速に情報を配信するのに有効であり、さらに個人・団体からの情報提供も容易に行える利点があります。一方で、人の多く集まる商店街等が情報の発信源として果たしていく役割も期待され、それらを含めた環境情報の提供手法を検討します。

環境情報センターに必要な機能

区 分	項 目	内 容
1 学習・教育	1 資料の提供	1 環境教育・指導資料の作成・普及 2 資料提供を通じた指導手法の普及 3 指導のための資料・教材等の作成
	2 施設の整備	1 自然教育・学習用施設（例：自然公園、自然観察の森等） 2 社会教育・学習用施設（例：地域環境学習センター）
	3 人材の確保	1 能力と実績のある人材の登録 （例：シルバー人材センターの登録者） 2 環境学習リーダー、自然解説指導員等の育成、特殊技能の検定
	4 教育	1 自然教室等の実施 2 地域社会教育の実施
	5 広報	1 環境保全に関する一般広報活動 2 パンフレット、ビデオ等の提供 3 環境月間、環境の日、環境美化行動の日、自然歩道を歩く月間等のPR
2 情報の収集・提供	1 環境の状況に関する情報	1 地域における環境汚染及び環境基準の達成状況等に関する情報 2 各地の自然環境情報 3 リサイクル等に関する各種イベント情報 4 自然公園等の利用に関する情報
	2 情報提供	1 環境情報の収集・加工・分析・提供 2 保有情報のデータベース化 3 各種情報のネットワーク化 4 有線テレビ等のメディアの活用 5 日野環境ニュース、環境白書の編集・発行
3 調査・監視	1 監視体制の整備	1 大気・水質等の定期監視 2 排水・騒音等の測定
	2 調査	1 地域を限定した大気汚染、騒音等の詳細調査 2 市内における温室効果ガスの総合調査 3 自然環境保全に関する基礎調査（植生、動物分布等） 4 紫外線、酸性雨等による生態系、人間等への影響調査



資料編

日野のすがた

# 日野のすがた

都心からJR中央線や甲州街道を西に向かい、多摩川を渡って日野市に入ると富士山や高尾、丹沢の山々が目に飛び込んできます。京王線や川崎街道では、車窓に迫る緑を見て日野市に帰ってきたと感じる人も多いのではないのでしょうか。奥多摩や秩父の山並みを遠くに見ることもできます。多摩丘陵や崖線の緑、多摩川、浅川等の河川用水網や湧水等、身近でゆたかな自然は日野市の大きな特色です。

平成8年(1996年)度に行った環境に関するアンケートの調査では「ちょっと歩けば市内で森林浴も楽しめる。」「川にいけば魚や水鳥がたくさんいるし、動物園ではいろいろな生き物を見ることができる。」など、多様な自然について表現した市民の意見が数多くありました。このことは市民と自然のかかわりが大きいことをも表わすものと考えられます。

一方、人口の増加やそれに伴う開発により、貴重な樹林地や農地の減少、幹線道路沿いでの騒音や二酸化窒素濃度の問題等、都市型のさまざまな環境問題が生じてきているのも事実です。

良好な環境は市民一人ひとりが守るという意識を持たなければ存続が難しいものです。そのためには、日野市の環境が現在どのような特性をもっているのかを十分に理解しておく必要があります。

## 1 自然環境

### (1) 地形

地形・地質を図1に示します。

日野市の地形は3地域からなり、南部に多摩丘陵、北西部に日野台地、北東部に沖積低地と河川(多摩川、浅川)が分布していて、谷部と尾根が入り組む起伏に富んだ地勢となっています。段丘及び丘陵地と低地との境界は急崖になっており(段丘崖)、多数の湧水が見られます。このような変化に富んだ地形・地質は、それぞれの地域に特色ある自然環境が成立する条件にもなっております。先人はその自然を巧みに利用し、現在の自然を育んできました。

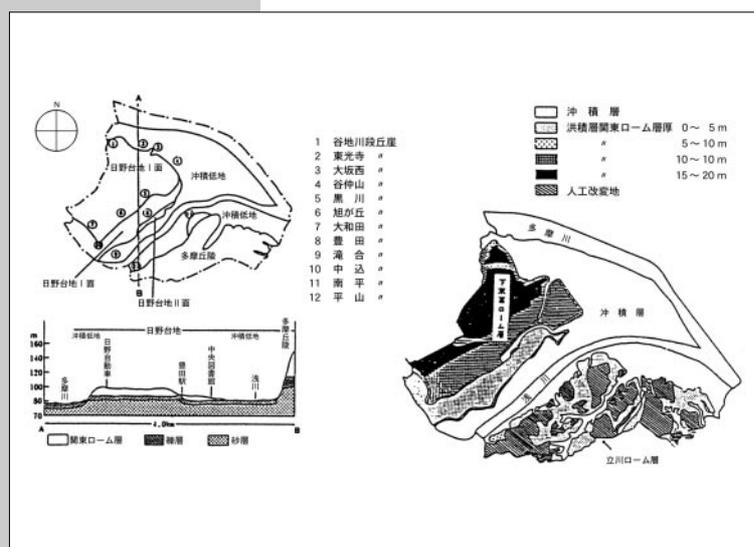


図1 地形・地質図

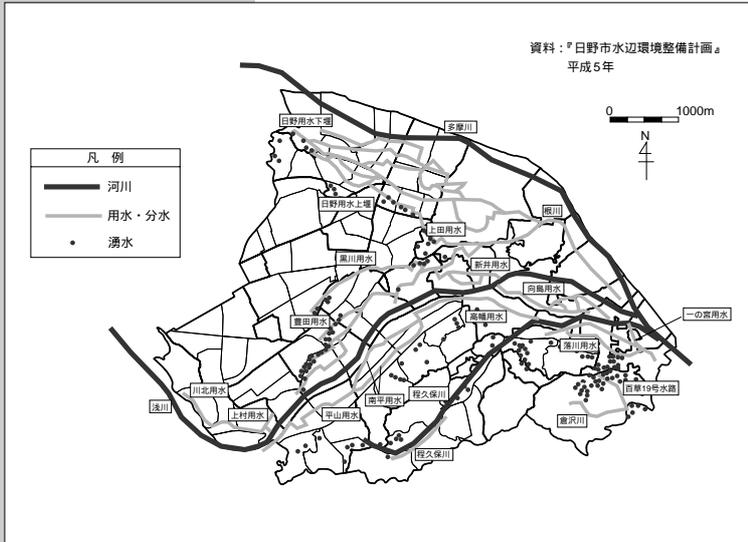


図2 水文図

## (2) 水辺

市内の河川・用水路網及び湧水地点を示した水文図を図2に示します。

主要な河川として多摩川、浅川をはじめ、程久保川、谷地川、根川などが流れています。多摩川、浅川を水源とする大小の用水は、幹線だけでも14本あり、河川・用水路の合計面積は、市の面積の約14%にも及びます。湧水は段丘及び丘陵地と低地との境界部の崖線に沿って約170カ所に分布しています。

このような都市内でも有数の水辺環境は、多くの生物が生育する場となるだけでなく、市の歴史・文化を育んできたといえます。しかし、河川や用水は治水や維持管理の省力化を目的としてコンクリートで護岸され、用水路に生活排水が流入してきたことにより、水質も悪化してきました。

近年は、水辺本来の機能が見直され、土の用水堀の保全や伝統工法を用いた、より自然に近い護岸が取り入れられるようになってきています。また、地域住民のボランティアによる草刈りや清掃などの維持作業への参加も行われています。

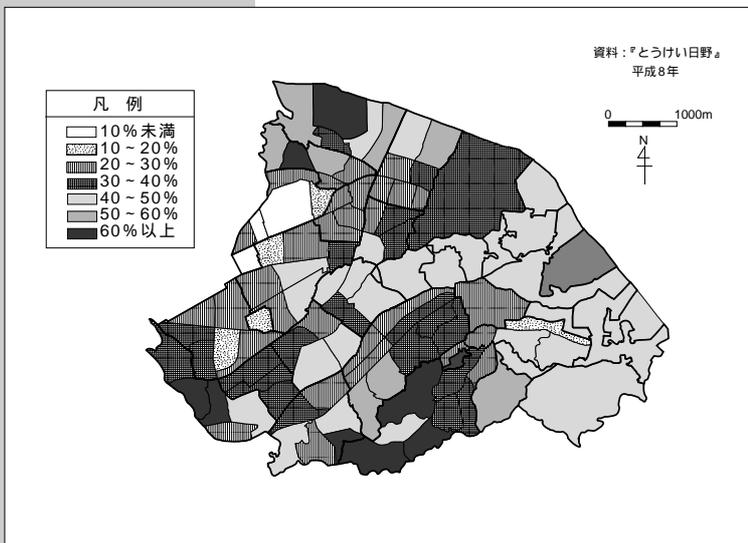


図3 緑被率

## (3) 公園・緑地

市が管理する都市公園は124カ所(平成9年(1997年)度末現在)東京都の管理する公園・緑地は、東京都多摩動物公園及び東豊田緑地保全地域の2カ所があります。

一人当たりの公園面積は $2.6\text{m}^2/\text{人}$ (東京都多摩動物公園を含めると $5.8\text{m}^2/\text{人}$ )で、都市公園法に基づく整備基準の $10\text{m}^2/\text{人}$ に達していません。

その一方で、市内の緑被地(図3)は市面積の約4割を占め、北部の多摩川河川敷を多く含む地区、南部の丘陵地で多摩動物公園や雑木林を含む地域が6割以上と特に高い値になっています。

## 2 生活環境

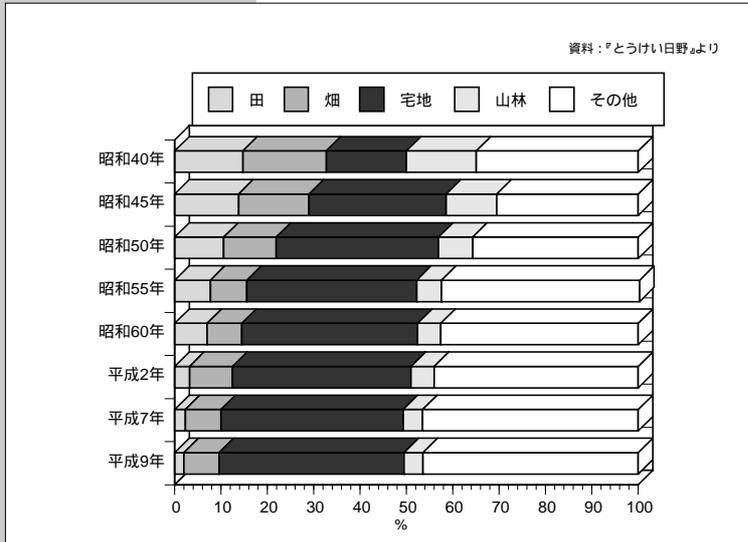


図4 地目別土地利用面積(比率)の推移

### (1) 土地利用

土地利用(図4)は、近年、特に宅地の割合の増加が著しく、昭和40年(1965年)から50年(1975年)の10年間で約2倍に増加し、昭和50年(1975年)以降も徐々に増加し続け、平成9年(1997年)現在で市全体の4割弱が宅地になっています。その一方で、田畑や山林の減少が著しく、昭和40年(1965年)から平成9年(1997年)現在までに田畑は3分の1以下に、山林は約4分の1に減少しています。

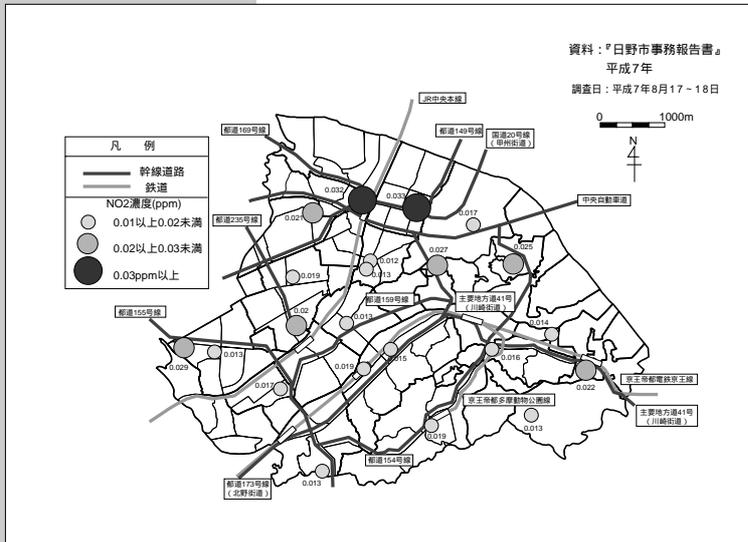


図5 二酸化窒素濃度

### (2) 沿道の大気汚染・騒音

市内を走る広域道路網として、中央自動車道及び国道20号(甲州街道)があります。特に国道20号は、日野市周辺地域において最も重要な幹線道路であり、交通量は非常に多く渋滞が激しくなっています。また、中央自動車道の交通量も経年的に増加しています。主要幹線道路における種類別の交通量は、乗用車類が最も多く約半数を占めており、次いで貨物車類が約3割を占めています。

自動車交通量の増加は、騒音や排出ガスによる大気汚染の問題を引き起こします。二酸化窒素の測定結果(図5)を見ると、環境基準を超過した調査地点はありませんが、中央自動車道沿線及びJR豊田駅付近で大気汚染の進行がみられます。

道路交通騒音は、特に渋滞の著しい国道20号線(日野本町7丁目)で平成5年(1993年)度から5年間で、ほぼ横這いの傾向がみられます。朝、昼間及び夕の時間帯は70デシベル前後の非常に高いレベルで、夜間の時間帯も60デシベル前後の比較的高いレベルとなっており、朝・昼・夕の時間帯に環境基準を超過しています。

### (3) 下水道整備状況と水質汚濁の状況

市内の下水道は分流式で、市全域で約60%(平成9年(1997年)度末現在)の普及率となっています。

河川の水質汚濁の目安となるBOD(図6)については、多摩川及び浅川では、夏季・冬季ともに環境基準を下回っており、平成7年(1995年)度以降は改善の傾向が見られます。程久保川についても夏季・冬季ともに環境基準(D類型)を下回っています。

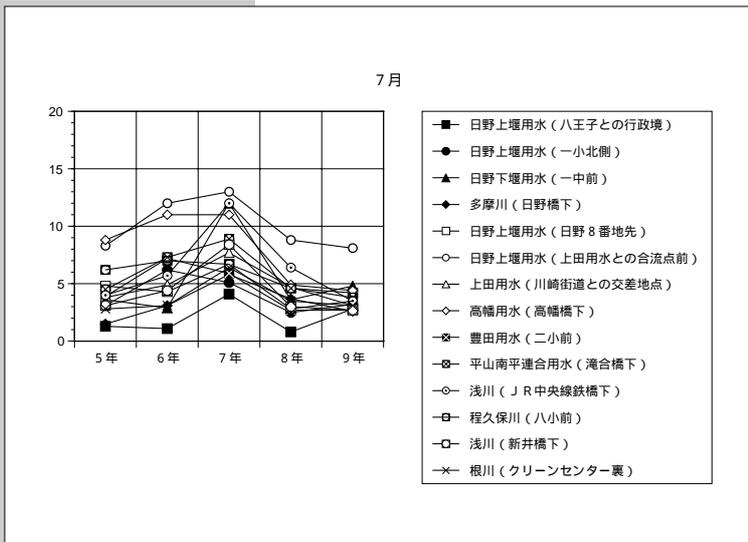
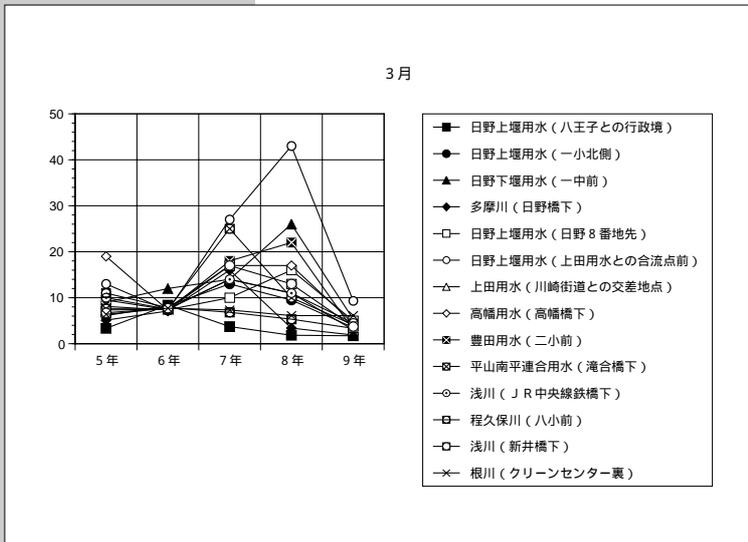
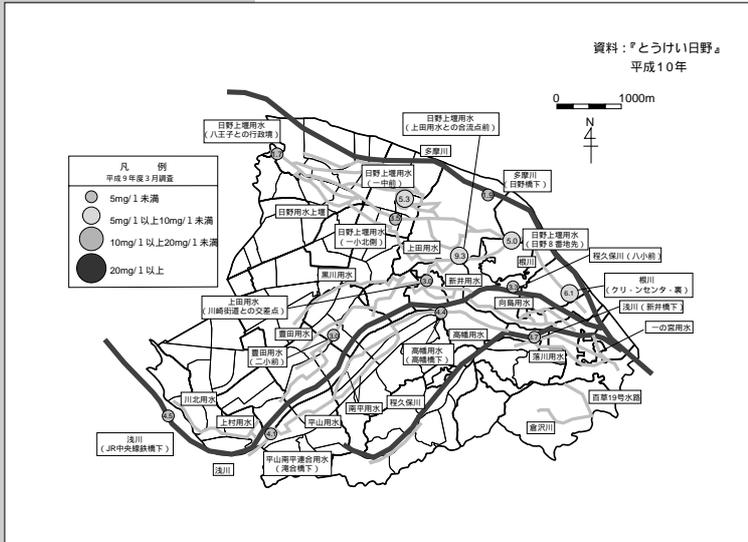


図6 河川・用水のBOD

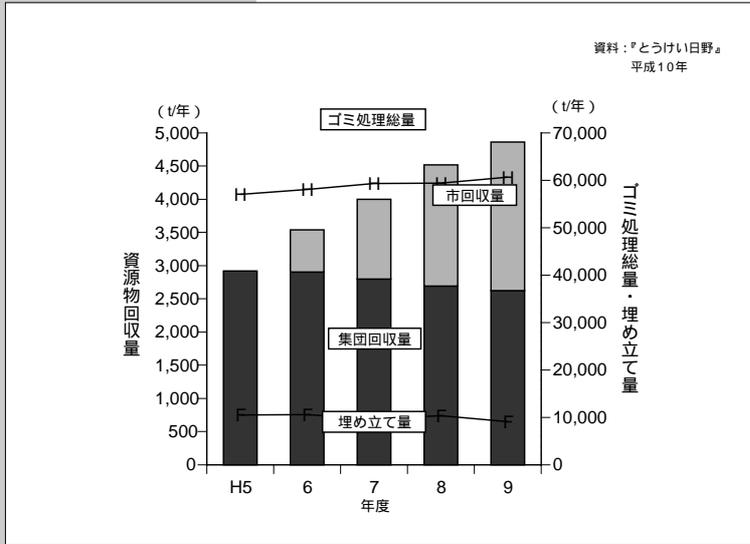


図7 ゴミ量及び資源物回収量の推移と集団回収売上金額

#### (4) 廃棄物の状況

ゴミ量及び資源物回収量の推移と集団回収売上金額を図7に示します。

市による資源物の回収は、全市域で9品目(缶、びん、発泡トレイ、ペットボトル、新聞紙、雑誌・本、段ボール、古布、牛乳パック)について月2回実施されています。また、市民による分別回収も行われています。

平成5年(1993年)度から5年間のゴミ総処理数は、緩やかな増加傾向にあります。一方、資源物回収量は市事業は増加の傾向ですが、集団回収は減少の傾向にあります。また、集団回収の売上金額は年々小さくなっており、平成9年(1997年)度は赤字になっています。このように、リサイクル活動が経済的に成立するためには大きな課題が残されています。

最近清掃工場からのダイオキシン発生が全国的に問題となっており、厚生省はダイオキシンの暫定基準として80ng/Nm<sup>3</sup>を示していますが、当市では燃焼条件の管理等により今のところこれを超過するような問題は生じておりません。

#### (5) 歴史的・文化的遺産

指定文化財の市内の位置を図8に示します。

市指定天然記念物はいずれも植生に関連するものです。

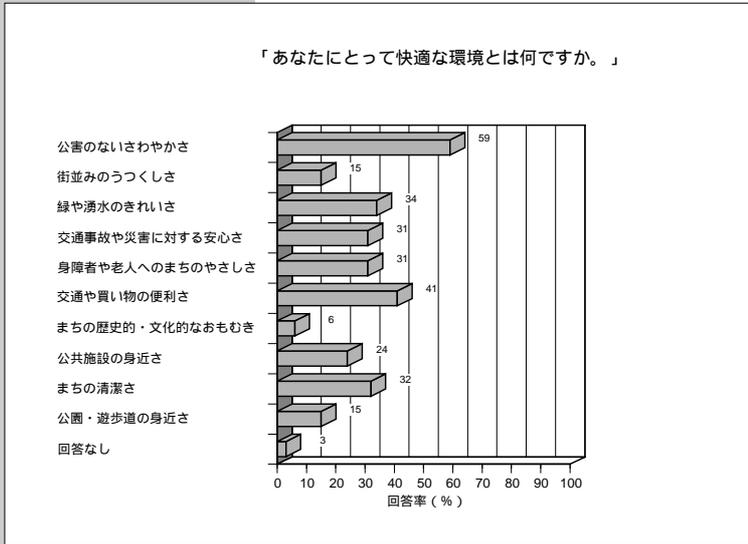
指定文化財は北部に集中している他、多摩川、浅川沿いの低地に広く分布しており、丘陵地や台地には比較的少なくなっています。

指定文化財以外にも、日野市の歴史を伝える伝統的景観や「いわれ」を伴う事物(古道、地名他)数多くの埋蔵文化財、市民の生活文化・伝統芸能等が残されています。これらについては調査研究及び保存が進められていますが、特に地域の生活の中に埋もれた歴史的遺産については次世代への継承が難しくなっています。



図8 指定文化財分布状況

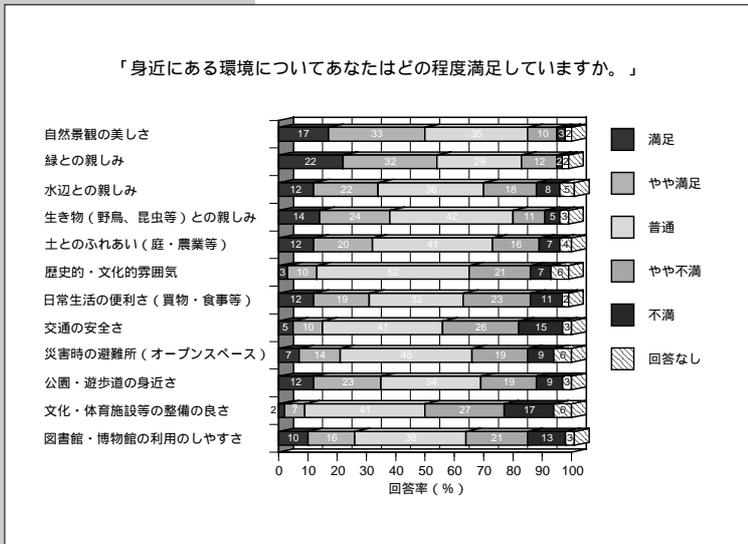
### 3 市民の環境への意識



日野市環境基本計画策定にあたり、市民の環境に対する意向を把握するために、平成8年(1996年)度アンケート調査を実施しました。その結果の一部を図9に示します。

快適さに重要な要素として「公害がないこと」を挙げる人が最も多く、次いで「交通や買い物の便利さ」、「緑や湧水のきれいさ」が多くなっています。

環境への満足度としては、「自然景観」、「緑」、「水辺」、「生き物」に対して満足している人が多い結果が得られました。また、誇りにしたいこととして「市内の河川・用水や豊富な湧水」を挙げる人が圧倒的に多くなっています。しかし、「水辺」を誇りとする人の割合に比べ、現在の「水辺」に対して満足しているという回答は比較的少なくなっています。



また、ほとんどの市民が「環境改善は重要なことであり、時間や手間をかけても日頃の生活で環境に配慮したい」という意見を持っています。しかし、別の設問では快適な環境のイメージとして「交通や買い物の便利さ」を挙げる人も多く、日頃の環境への配慮行動も項目によっては必ずしも積極的には実施されていません。

また、日野市は、市民と自然のかかわりが大きく、50を超える自然あるいは環境に関する団体が活動しています。しかし、環境問題に対して余り関心を持たない人もおり、例えば、ゴミの出し方一つにしても苦情が少なくないのが事実です。

図9 市民に対するアンケート調査結果





# 日野市環境基本計画

---

平成11年(1999年)発行

発行 日野市

編集 日野市 環境共生部 環境保全課

日野市環境基本計画策定のための市民ワーキングチーム

〒191-8686 日野市神明一丁目12番地の1

電話 042-585-1111(代)

協力 株式会社 パスコ

---

日野市ホームページ <http://www.hinocatv.ne.jp/hinocity/>

 この冊子は、再生紙を使用しています。